

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇波多野佐和子君	16
◇中島由美子君	26
散 会	42

○第2号（9月2日）

議事日程 第2号	43
本日の会議に付した事件	44
出席議員	45
欠席議員	45
説明のため出席した者	45
事務局職員出席者	45
開 議	46
日程第 1 議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	46
日程第 2 議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	60
日程第 3 議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出	

		決算の認定について……………	6 7
日程第 4	議案第 6 3 号	令和 2 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	7 2
日程第 5	議案第 6 4 号	令和 2 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	7 8
日程第 6	議案第 6 5 号	令和 2 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	8 2
日程第 7	議案第 6 6 号	令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	8 5
日程第 8	議案第 6 7 号	令和 2 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	8 7
日程第 9	議案第 6 8 号	令和 2 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	9 1
日程第 1 0	議案第 6 9 号	令和 2 年度榛東村上水道事業会計決算の認定につい て……………	9 3
日程第 1 1	議案第 7 0 号	令和 2 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	1 0 0
日程第 1 2	報告第 5 号	令和 2 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率に ついて……………	1 0 1
日程第 1 3	報告第 6 号	令和 2 年度決算に基づく榛東村の公営企業における 資金不足比率について……………	1 0 1
日程第 1 4	報告第 7 号	債権の放棄について……………	1 0 3
日程第 1 5	議案第 7 1 号	榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0 5
日程第 1 6	議案第 7 2 号	榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 0 6
日程第 1 7	議案第 7 3 号	令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）につ いて……………	1 0 7
日程第 1 8	議案第 7 4 号	令和 3 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 1 1
日程第 1 9	議案第 7 5 号	令和 3 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 1 2
日程第 2 0	議案第 7 6 号	令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第 1 号）について……………	1 1 3

日程第 2 1	議案第 7 7 号	令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について……………	1 1 4
日程第 2 2	議案第 7 8 号	令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算 (第 1 号) について……………	1 1 5
日程第 2 3	議案第 7 9 号	令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号) について……………	1 1 6
日程第 2 4	議案第 8 0 号	令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) について……………	1 1 8
日程第 2 5	議案第 8 1 号	令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 2 号) について……………	1 1 8
日程第 2 6	陳情について……………		1 2 0
散 会……………			1 2 0

○第 3 号 (9 月 1 6 日)

議事日程 第3号	1 2 1
本日の会議に付した事件	1 2 2
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
説明のため出席した者	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 3
開 議	1 2 4
日程第 1 議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	1 2 4
日程第 2 発委第 6号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について	1 2 6
日程第 3 議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2 6
日程第 4 議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2 7
日程第 5 議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2 8
日程第 6 議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	1 2 9

日程第 7	議案第 6 5 号	令和 2 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	1 3 0
日程第 8	議案第 6 6 号	令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	1 3 1
日程第 9	議案第 6 7 号	令和 2 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	1 3 2
日程第 1 0	議案第 6 8 号	令和 2 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	1 3 4
日程第 1 1	議案第 6 9 号	令和 2 年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ いて……………	1 3 5
日程第 1 2	議案第 7 0 号	令和 2 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	1 3 6
日程第 1 3	議案第 7 1 号	榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3 7
日程第 1 4	議案第 7 2 号	榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 3 8
日程第 1 5	議案第 7 3 号	令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）につ いて……………	1 3 9
日程第 1 6	議案第 7 4 号	令和 3 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 4 0
日程第 1 7	議案第 7 5 号	令和 3 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 4 1
日程第 1 8	議案第 7 6 号	令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算（第 1 号）について……………	1 4 2
日程第 1 9	議案第 7 7 号	令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 4 3
日程第 2 0	議案第 7 8 号	令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算（第 1 号）について……………	1 4 4
日程第 2 1	議案第 7 9 号	令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 4 5
日程第 2 2	議案第 8 0 号	令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 4 6
日程第 2 3	議案第 8 1 号	令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号） について……………	1 4 7

日程第 2 4	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	1 4 8
日程第 2 5	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）	1 4 8
日程第 2 6	総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 6 号について	1 4 9
日程第 2 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 5 0
日程第 2 8	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 5 0
日程第 2 9	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 5 0
日程第 3 0	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 5 0
日程第 3 1	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 5 0
日程の追加		1 5 1
追加日程第 1	議案第 8 2 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号）に ついて	1 5 1
追加日程第 2	発委第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財 源の充実を求める意見書の提出について	1 5 8
追加日程第 3	発議第 4 号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関 する特別委員会の設置に関する決議	1 5 9
議長挨拶		1 6 1
閉 会		1 6 1

令和 3 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 1 日（水）

令和３年第３回榛東村議会定例会会議録第１号

令和３年９月１日（水曜日）

議事日程 第１号

令和３年９月１日（水曜日）午前９時開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名について

日程第 ２ 会期決定について

日程第 ３ 諸般の報告について

日程第 ４ 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

1 番	齊 藤 将 史 君	3 番	三 俣 実 君
4 番	波多野 佐和子 君	5 番	中 島 由美子 君
6 番	生 方 勇 二 君	7 番	善養寺 孝 君
8 番	蜂 巢 實 君	9 番	小野関 治 義 君
10 番	清 水 健 一 君	11 番	小 山 久 利 君

欠席議員（２名）

2 番	須 田 仁 美 君	12 番	南 千 晴 君
-----	-----------	------	---------

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企画財政課長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	山 口 誠 一 君
建 設 課 長	狩 野 宏 記 君	上下水道課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君	代表監査委員	岩 崎 唯 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今日から9月となりましたが、季節は刻一刻と秋に向かい、今年も稲穂は黄金色に輝きながら間もなく収穫の時期を迎えようとしています。現在日本では、8月8日に幕を閉じた東京2020オリンピックに続き、東京2020パラリンピックが開催されております。緊急事態宣言下のため無観客での開催となりましたが、日頃の練習の成果を活かし、日本勢選手の活躍を期待しているところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は先月から全国的に過去最大の感染者数を数え、病床稼働率も逼迫するなど、災害級の猛威を振るっています。先月20日、群馬県を含む7府県にも緊急事態宣言が発令され、一部店舗の休業要請や感染防止対策の徹底などが求められております。

これに対し、新型コロナワクチン接種に目を向けると、本村のワクチン接種率は、2回目終了者数の比率において現在52%となっており、8月30日の現在で公表された全国平均を上回っております。これは、多くの医療機関、医療関係者及び村職員の懸命な対応と接種を希望する全ての村民へ早期にワクチン接種を完了させようとする使命感によるものであり、議会といたしましても、接種に携わっていただいている関係者の皆様に対し、深く感謝申し上げます。ワクチン接種は、感染症の重症化を抑制するとともに、感染そのものを防ぐ効果も確認されております。私たちは、今まで以上に感染防止対策にしっかりと取り組み、一日も早い収束を願うとともに、感染症まん延の防止に努めていかなければなりません。議員各位、村民の皆様におかれましては、引き続き一人一人が感染防止策の徹底をしていただけるようお願い申し上げます。

さて、本定例会では、通告のあった3名の議員による一般質問をはじめ、令和2年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算の認定や令和3年度補正予算案等が提案される予定となっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

開会中、村長はじめ執行部各位におかれましては各段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和3年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

会議規則第2条の規定により、南千晴議員及び須田仁美議員から、出産により本定例会中欠席の届けが出ておりますので、本日の出席議員は10名でございます。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

また、本日は大変お忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでございました。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

7番善養寺孝議員、8番蜂巢實議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日から16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの16日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案等の受理につきましては、議案22件、報告3件を受理いたしました。

2、陳情の受理につきましては、4件を受理いたしました。

3、例月現金出納検査につきましては、令和3年5月から7月分の報告書を配付させていただきました。後ほどご確認ください。

4、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議が開催され、出席してまいりました。

以上です。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明を行いたいとの旨の申出がありました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

議長からただいま許可をいただきましたので、令和3年第3回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

現在本県を含む21都道府県に対して緊急事態宣言が、また、12県に対してまん延防止等重点措置が発令されております。期間は9月12日までとされておりますが、予断を許さない感染状況が続いているところでございます。一日も早く平穏な日が来ることを願うばかりでございます。

さて、今定例会に上程させていただく議案等について、その大宗をご説明申し上げます。

議案第60号から69号までは、一般会計、各特別会計、上水道事業会計の令和2年度決算の認定をお願いするものでございます。

議案第70号は、上水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、地方公営企業法の第32条第2項の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、また、上水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付して上程しているところでございます。

岩崎代表監査委員、そして三俣監査委員におかれましては、現地踏査も含め集中的に審査をいただきまして、審査意見を取りまとめてもらいました。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議案第71号は、税制改正に伴い、税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第72号は、村職員の特殊勤務手当に関する条例を国家公務員に準じて改正するものでございます。

議案第73号から第81号までは、一般会計及び特別会計、これは7会計でございます。上水道事業会計の予算を補正するもので、令和2年度の決算に応じ前年度繰越金の補正を行うほか、当初の予算編成後に生じた事由により、所要事項について補正を行うものでございます。

以上、22議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

報告事項は3件でございます。

令和2年度決算に基づき、榛東村の健全化判断比率について及び令和2年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告いたすものでございます。また、令和2年度中に、債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、債権放棄を行いました。同条例2項の規定により報告させていただくものでございます。

会期は、本日から9月16日までとただいま決定されました。本日から16日間、よろしくお願い申し

上げます。よろしくお願いします。

◎日程第４ 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第４、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位１番生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

６番生方勇二議員。

〔６番 生方勇二君登壇〕

○６番（生方勇二君） 皆様おはようございます。６番生方です。傍聴席の皆様には、大変お忙しい中傍聴に早朝よりお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

コロナ禍で開催されました東京オリンピックも、賛否両論の中で実施され、大きな支障もなく終了いたしました。また現在パラリンピックが開催中で、多くのアスリートが頑張っております。一方、感染拡大が続く新型コロナは、第５派の流行が止まらず、非常に厳しい状況になり、群馬県でも緊急事態宣言が発令され、医療への影響が懸念されます。また、飲食店の皆様をはじめとして、経済への影響がますます心配されるところであります。

本村では５月から始まったワクチンの接種が順調に進められ、高齢者には一定の効果が出ているものと思われまふ。接種に毎回立ち合っている村長をはじめ、休日勤務で協力をいただいております医療関係の皆様や役場の職員の方々に、改めて感謝申し上げます。長引く新型コロナとの闘いは、今しばらく続くものと思われまふ。この緊急事態とも言える状況をしっかりと受け止め、皆様と協力して対応に取り組む必要があると考えております。

本日も５項目の質問をさせていただきますが、初めに、国や県の補助事業がしっかりと対応していただきたいという意味で、交付金返還金の対応について質問をいたします。

２つ目は、学校から遠い地域の通学対策について。

３つ目に、今後村の対応が注目される旧榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う鉄鋼スラグ碎石混入対策について。

４つ目は、近年温暖化等による気象状況の変化により、毎年増えつつある集中豪雨等の災害対応について。

最後に、新型コロナウイルス対策について質問をいたします。

以後自席において順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） ６番。

〔６番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） それでは、初めに交付金返還金の対応について伺います。

昨年の9月議会でも質問をさせていただきましたが、交付金の一部返還については、本年度の決算書にも昨年と同様に333万円が未収金として報告されております。令和2年度もまだ納まっていないということだと思います。これまでの対応と現在の状況を伺います。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

交付金返還金が生じた事業につきましては、平成26年3月完了の地域経済循環創造事業です。平成29年2月に、平成24年度から28年度までの期間中の内閣府、総務省、財務省所管事業を対象とした会計実地検査が行われ、受験の冒頭に、「事前に送付いただいた証拠書類からでは実績報告額の確認ができない」との指摘がございました。指摘された内容につきましては、受験するために整理した資料において、実績報告書に記載されている実績額の根拠となる書類が確認できない点や、交付金対象事業費と認められない費用が計上されるなどの指摘でした。その後、実績報告書等に添付した領収書等の証拠書類の全てを追加提出するよう調査官から指示を受け、同年3月6日に、点検後の実績報告書を会計検査院に提出いたしました。

同年6月23日に会計検査院から院へ出向するよう要請があり、院での打合せの冒頭、調査官から、「本事業については適切に実績報告が行われていないため、交付決定の取消しもあり得る事案である」との所見が示されました。村の見解や当時の担当者、事業者と担当者の関係などについて質疑があり、調査官から、点検後の実績報告書、整理票の提示と、「交付決定の取消しではなく、ある程度は認めたい」との発言もあり、今後院と総務省とで協議を行い確定される旨、説明を受けました。

平成30年6月、村長宛て、会計検査院第1局総務検査課会計実地検査について通知があり、同年6月21、22日の両日、本村役場及び県庁において、2回目の会計検査院の実地検査を受検しました。交付金の対象とならない事業費として、商品開発業務委託料の一部や打合せ等に伴う飲食費、収入印紙代、ランニングコスト、補助対象期間外の経費等がございました。会計実地検査後、返還金となる額が333万円と確定したことから、同年8月24日開会の臨時村議会において返還金333万円に対する歳入歳出補正予算を上程し、議決をいただき、返還のための各種事務手続を行った後、平成31年3月、総務省へ交付金の一部返還を行いました。また、2回目の会計実地検査後、事業者へは、平成30年9月に、会計実地検査結果と、これに伴う実績報告の修正等について説明を行いました。その後、本返還金相当額の333万円について、事業者へ返還の請求を行っております。

平成30年度において、本事業に係る既交付済額3,280万円に対し、交付決定の一部取消しに伴う返還金333万円が発生し、本返還金について未納となっていることから、平成30年度決算書に未収金として333万円を報告し、その後も納付が行われていないため、令和2年度においても、333万円について、過年度の未収金として計上してございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6 番。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） 課長より今までの経緯について説明をいただきましたが、この事業については、当時村役場の職員が指導の下に実施されたものと思われます。交付金の返還ということは、事業の適切な執行がなされていない、もしくは不適切な事務処理などの理由から会計検査院に指摘され返還を求められるもので、当然これに応じていただく必要があると思います。今後の対応をどのように考えているでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 返還金につきましては、令和2年2月、事業者から提訴が提起されました。コロナウイルス感染症の影響により1回目の口頭弁論が何度か延期され、1回目は令和2年9月16日に開かれ、その後合計6回の口頭弁論があり、令和3年7月15日に6回目の口頭弁論が開かれました。6回目の口頭弁論の後、令和3年7月28日付で原告側から裁判所に訴えの取下書の提出があり、村は、訴えの取下げの同意書を令和3年7月29日に提出いたしました。

村としましては、今後も顧問弁護士と相談の上、交付金の返還について手続を進めたいと考えております。

○議長（小山久利君） 6 番。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） 先ほどの質問で、産業振興課長より交付金の返還に至った経緯を伺いましたが、交付金の返還等は、私の経験からすると、言葉は悪いんですけども、実施内容あるいは実績の報告等の手続がでたらめとかきちんとして報告されていないというようなことで認められないというようなことでなければ、相当返還というような話には、そうはならないというふうに思います。このほかにもこのような事案がないのでしょうか。今年4月の議会議員選挙で新しく議員に選出された方もおりますことから、交付金返還に至った経緯などについて、執行側として、議会に詳しく説明をする機会を設ける考えはあるのでしょうか。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうから説明と、また一部についてお願いになるかもしれませんが、生方議員に対して回答申し上げます。

先ほど、生方議員のほうからの内容について、本当にいいかげんでございました。これは、会計検査院も、これでは、一番初めは全額返還というようなこともあり得るということで臨まれました。これを役場職員のほうもいろいろ捜査したり、その後の訂正したりして、返還金が一部には333万円と

いうことで決まりましたけれども、これらについて、これだけではございません。これらについて、4月に選挙があって新しい議員さんも出ております。これは大分前の話とは言え、まだまだ続いている問題でございます。このものについて、私のほうからお願い申し上げます。今までの経緯とか内容について、その当時の担当者を交えて説明をしたいと思っておりますけれども、ここで今細かく説明するということは本当に難しいことでございます。一定の時間を設けてもらいまして、後ほど全員協議会とかそういうものでやってもらえれば有り難いというように、私のほうからお願い申し上げます。

これは、この交付金の返還だけでなく、スラグの問題、あるいは作ってもいない、白子のりのところへトイレ的なものを作ったと。嘘でございます。こんなものを平気で言っている、そういう人を、実際に作ったという人を交えて、そのときに話をしたいと思いますけれども、皆様のご協力を得られれば、また後で日程等を取ってもらえれば有り難いというように思います。やり方がいいかげんです。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま村長より今までの経過や今後の対応について答弁をいただきましたが、未収金となっております交付金の返還金については、村が立て替えてあるわけですから、早急に返還していただけるよう努力をお願いいたします。また、せっかく頂いた交付金ですから、返すことのないようにしっかりと対応していただきたいと思います。

2つ目の質問は、小学校の通学対策についてであります。

小学校の通学範囲は、学校から遠い地域では3キロ以上もあります。その距離を徒歩で通学しており、途中は交通量の多い道路や交差点など、危険度も増しております。通学時間も1時間前後かかるものと思われます。低学年にとっては、長時間の通学は体力的にも負担が多く、心配する保護者もいるようです。そのようなことを鑑み、遠方の地域の低学年だけでもスクールバスの導入について検討をお願いできないでしょうか。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

子どもたちの中には、3キロメートル程度の距離を1時間かけて通学している例もあり、特に低学年の児童にとっては、遠距離の徒歩通学によって身体面での負担がかかっていると教育委員会としても認識しております。かつては民間事業者による路線バスを活用していたと聞いておりますが、現在利用している子どもはおりません。市町村によっては、遠距離通学をしている児童に対して、事業費の一部を保護者負担とした上でスクールバスを運行している例もあるというふうに認識しております。

今後は、各小学校の協力を得ながら、通学に関する子どもの実態や保護者のニーズの把握に努めて

いきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6 番。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） ただいま教育委員会の考え方について答弁をいただきましたが、通学路につきましては、どこの地域でもその選定に悩むところであります。過日千葉県の八街市で起きた痛ましい事故は、全面的に加害者側に責任があり、集団下校中の学童には防御のしようがないというような状況で通常では考えられないことですが、通学路等の選定によって危機を回避できるということもあると思います。村では、状況の変化に応じた通学路の安全確認等はしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

本年6月28日に、千葉県八街市におきまして、飲酒運転のトラックによって下校中の児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生しております。本村においても、子どもたちを事故から守るために通学路の安全対策は大変重要な事項と考えておりまして、子どもたちの登校に合わせた、保護者や教職員、交通指導員等による交通指導や、村教育委員会事務局職員による通学時間帯のパトロールなどの取組を行っているところでございます。

通学路の安全確認としましては、現在PTAも加わって実施した小・中学校の通学路点検の結果や教育委員会事務局での現場確認などを基に、通学路の中で危険であると思われる箇所を一覧にまとめ、その危険性や改善策について現在事務局内で検討しているところでございます。9月初旬には、渋川警察署、県渋川土木事務所、村建設課などの職員を招いた協議会を開催し、通学路の危険箇所の改善策について協議するところでございます。

今後、県や警察、村の各部局の協力を得て、改善が必要な箇所について早期に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6 番。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） ただいま局長より丁寧な説明をしていただきました。小学校の通学につきましては、全国的に、学校や保護者、交通関係者が協力して安全対策に努めているところであります。保護対策とともに、危険な道路をできるだけ避けるという、子どもを守る対策を検討することが重要かと思います。児童が安全に、安心して通学できるよう、できる限りの対策を引き続き講じていただきますようよろしくお願い申し上げまして、3番目の質問に移ります。

旧榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴う鉄鋼スラグ碎石混入問題について伺います。

この点につきましては、解決に向けて過去の議会で特別委員会が設置され、本年の3月議会において、投入された全てのスラグ碎石撤去を求める決議が全員賛成で可決されております。このことを踏まえ、村は現在どのような対応をしているのか伺います。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） お答えします。

村も議会と同じ考えでございます。村は、旧榛名カントリークラブ跡地造成工事等で契約書に記載されていない鉄鋼スラグを使用したこと、また県が認めている車道用下層路盤工以外の用途で鉄鋼スラグを使用したことに対して、修補工事の請求を書面で2回通知しております。1回目は、令和2年3月18日付で、施工業者に対して工事目的物の瑕疵に係る修補工事の請求を、2回目は、今年4月27日付で、施工業者の代理人弁護士に対して修補工事の請求及び鉄鋼スラグが混入していることが分かる調査結果を添えて通知しております。しかし、施工業者の代理人弁護士からは、2回とも、修補工事に応じる義務があるとは考えておりませんとの回答でございました。現在、使用した鉄鋼スラグの完全撤去に向けて、顧問弁護士と対応を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 有害物質を含む鉄鋼スラグ碎石の問題については、排出企業である大同特殊鋼の責任は大きく、撤去も含めて早急に解決していただく必要があると思います。ある通信の記事には、鉄鋼スラグ問題は協定書締結で平成28年度に解決済みだったとありました。旧榛名カントリークラブ跡地も協定書締結がされているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） お答えします。

村の工事等で使用された大同特殊鋼の鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所は、平成28年3月28日付で、榛東村発注工事における大同特殊鋼の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定を締結しております。しかし、基本協定を締結しただけで、旧榛名カントリークラブ跡地の鉄鋼スラグ問題が解決したわけではございません。鉄鋼スラグ製品を処理するためには、榛東村太陽光発電所や創造の森キャンプ場進入路の対策工事を実施したように、旧榛名カントリークラブ跡地の鉄鋼スラグ製品の処理も、協議の上、必ず個別協定を締結しなければなりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長の答弁では、ほかと同じように個別の協定書締結が必要で、解決はしていないという回答をいただきました。この問題は、本村のみならず、隣町の住民生活にも影響を及ぼすおそれがあることから、できるだけ早く対処する必要があります。村長は、解決に向けて今後どのように取り組んでいくのか、考えを伺います。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど担当課長のほうから答弁がありましたけれども、これについても、施工業者佐藤建設工業です。やるつもりはないというような回答等がありました。これについて、契約そのものは佐藤建設工業と榛東村でございますので、その責任は、私は佐藤建設工業にあると、これははっきり申し上げております。これが何も対応しない、するつもりがないという、これ自体が私はおかしいと。そして、先ほども申し上げましたけれども、これをはじめ、契約するときも、その内容が全然書いていない。旧榛名カントリークラブ跡地造成工事等で、契約書にその内容が書いていない、こんな契約があるんですかね。いろいろ工事をやったりなんかするときに、平気でこれをやらせて、その中にスラグが相当入っているということは、もう我々のほうの検査等で、これははっきり入っております。何を言われようが入っていることがはっきりしているわけですから、それらについて、我々は提訴も辞さない構えで今やっております。これらについては、絶対にやります。やらなければ、先ほどの生方議員ではございませんけれども、あの水源というのは、本当に吉岡町が相当使っております。10年、20年後、スラグがあれだけのことが入っていて、どんなことが起きるか分からない。それを平気でやらせているような、そしてそのまま黙っているような、村がそんなことでは困る。絶対これはやりたいと思いますので、これも皆さんのご協力をお願いします。そんな契約ができるのか。内容も書いていない、そんな契約はできませんよ。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 村長より今後の取組について説明いただきましたが、多くの皆さんが心配している問題であります。一日も早く解決できるよう努力していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

過日長い期間降り続いた豪雨により、九州地方をはじめとして全国各地で河川の氾濫や土石流等が発生し、大きな被害が出ました。災害の少ない榛東村においても、集中豪雨により村道に土砂が流出して通行止めとなる被害が出ております。村は、昨年度、地域防災計画の改定を行いましたが、その内容について説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねいただきました地域防災計画でございますけれども、こちらの計

画につきましては、災害基本法第42条により作成が義務づけられているものでございます。また、法において、必要な修正についても義務づけが行われているというものでございます。

本村においては、榛東村地域防災計画が昭和42年に作成されてございます。これまでの間、修正・改正等が行われてきているところでございます。

ただいまお尋ねいただきました本年3月に改正されました地域防災計画でございますけれども、4点の補正となっておりますけれども、第1編が一般対策編、第2編が震災対策編、そして第3編が県外の原子力施設事故対策編、そして資料編という4つの編で構成をされてございます。

災害の種類ごと、申し上げました一般対策というものについては、台風や大雨洪水による浸水、土砂災害や風害、それと大雪による雪害、林野火災への対策、これを一般というふうに称しているわけですが、それと震災、県外の原子力施設事故、この3つの種類ごとに、計画の全般的な目的、防災関係機関とその業務、地域の特性、過去の災害発生状況等を整理した総則及び平時の取組、これは災害予防ということでございますけれども、それと災害時の対応、災害応急対策、それと災害からの回復、災害復旧復興という3つの局面を基本として補正してございます。

今回計画改定、修正をした背景でございますけれども、直近の改定が平成28年1月に行われております。その後平成28年には熊本地震、同じく台風15号による災害、そして平成29年には九州北部豪雨災害、平成30年には西日本豪雨災害、令和元年には東日本台風、本村にも影響がありました台風第19号でございますけれども、これら各地で大規模な災害が発生をいたしました。これらの大規模災害の教訓を踏まえて、国において防災関係法令等の改正、防災基本計画等の修正が行われてございます。また、群馬県においても群馬地域防災計画が改正され、ガイドラインの改定などを行い、防災力の強化を推進してきているところというところでございます。

これらを受けて、本村においても、一昨年になりますけれども令和元年5月には榛東村災害時受援計画を策定し、また同じ令和元年でございますけれども、榛東村業務継続計画、いわゆるBCPと言われるものですが、そういったものを策定し、防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図ってまいりました。これらを踏まえて、村の地域防災計画について、関係法令の改正、それと上位計画の修正された内容との整合を図るために今回改正を行ったというものでございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 総務課長より防災計画改定の内容のご説明をいただきましたが、状況に応じて改定を行っていくというようなことで、村民も安心できる状況をつくっていただくということだと思います。

次に、集中豪雨による被害が想定される箇所の対策について伺います。

ふだん少量の雨だとなんでもない場所が、一時的な集中豪雨により浸水等の被害が発生する箇所があります。また、場所によっては、近くに水路等もなく排水処理に困る場所もありますが、このよう

なことを含め、被害を未然に防ぐための対応を検討する考えはないでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 現在意図的に大雨や台風の日を狙って、職員が2人1組で大字ごとに巡視し、過去の集中豪雨等で被害があった箇所や地域住民からの通報、情報提供があった箇所の現地確認を行い、個別で防御対策を協議し、事前に補修工事、または土のう等で対応しながら被害を未然に防ぐ努力をしているところでございます。

今後も、課一丸となり、また課局横断で被害を未然に防ぐための努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より前向きな答弁をいただきましたが、対応には財政状況も確認しながらの執行となると思います。村民ができるだけ安心できるような対応をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、感染拡大の進んでいる新型コロナウイルス対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染は、ついに群馬県も緊急事態宣言となってしまいました。感染者も300人を超え、過去最高の記録をしております。渋川管内でも徐々に増えつつあり、若者への影響も心配されます。早期のワクチン接種が望まれますが、現在の接種状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、現在のワクチン接種の状況について説明をさせていただきます。

現在は、個別接種と集団接種で12歳以上の全年齢の方を対象としております。集団接種は、主に土日に日にちを設定しまして、接種しやすい日程を組んでおります。集団接種の当日は、担当課だけでなく、副村長、村長をはじめ、全庁的に取り組んでいるところです。また先月に、まだ接種していない高齢者の方に接種の意向を調査いたしました。回答の中で、集団接種を希望すると回答された方が昨日までに45名の方がいらっしやいまして、集団接種の日程を随時連絡して接種につなげているところでございます。個別接種を希望する方については、個人で申し込んでいただくようお願いをしております。

8月30日現在の接種率の速報ですが、1回目の接種率ですが、65歳以上の高齢者の方は89.4%、12歳から64歳までの方は60.3%の方が1回目の接種を終えております。2回目の接種ですが、65歳以上の高齢者は87.3%、12歳から64歳までの方は40.5%の方が2回目の接種を終えております。12歳以上

の全体として、1回目の接種率としては68.8%、2回目は54.2%となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長から現在の状況について説明いただきましたが、非常に手厚い対応がされているというふうにも感じました。緊急事態宣言後、県内でも感染拡大が止まらず、渋川管内でも感染者が毎日のように出ております。特に最近では子どもへの感染率も高く、重症者も増えてきており、医療体制への影響が非常に心配されるところであります。このようなことを踏まえ、村は今後どのような対策をしていくのか、予定をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議員さんがおっしゃるように、現在全国的に感染者の増加に歯止めがかからない状況でございます。20代から50代の感染者の割合が多く、また10代や10歳未満の感染者の増加傾向も見られております。群馬県内でも同様の傾向であると思います。これは、夏休み時期の帰省や外出等により、県をまたいだ移動や人との交流が増加したことが要因の1つと思われます。コロナワクチンの接種率の低い若年層で感染者が多くなっているという状況であるため、ワクチンに対する正しい情報を再度提供する必要があります。そのため、ワクチン接種の必要性や効果、副反応などの情報を記載している若年者向けのリーフレットを8月27日に毎戸に配布をしたところでございます。

また、住民一人一人が感染しない、感染させないための3つの密を避け、ソーシャルディスタンスを保つ人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いによる手指衛生をはじめとした基本的な感染対策も、榛東村広報やホームページ等を通じて、改めて周知していきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より今後の予定を説明いただきましたが、本村では比較的順調にワクチンの接種が進んでいるものと思われます。村民の命を守るという意味でも、今後とも適切な判断と対応をお願いいたします。

新型コロナ禍での新しい生活形態とコロナに対応した行政運営が今後も続くものと思われます。執行の英断により昨年に続き販売されるプレミアム付き商品券は、経済の活性化に一定の効果があるものと思われます。新型コロナとの闘いは続きますが、村民の皆様には健康に十分に留意してこの難局を乗り越えていただくことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時20分といたします。

午前9時51分休憩

午前10時20分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君登壇〕

○4番（波多野佐和子君） 皆様こんにちは。波多野佐和子でございます。傍聴の皆様、お忙しい中お越しくださいませ、ありがとうございます。

村にお世話になって5か月がたちました。世の中では、新型コロナウイルス、豪雨による災害など、気持ちがふさぐ日々の中開催された東京オリンピック、国も順位も関係なく励まし合い、たたえ合う美しい瞬間を見て、改めてスポーツのすばらしさを実感いたしました。私が注目したのは、メダリストに送られるビクトリーブーケでございます。東日本大震災で被災した地域で育てられた花たちだそうです。ヒマワリは太陽に向かい花首を移動させます。太陽は村民の皆様、私は太陽から目をそらさず、気かけ、注視して、皆様に寄り添うヒマワリになりたいと思っております。

今日は初めての一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 1番、榛東村の防災対策について。

今日はくしくも防災の日であります。生方議員と重複するところがありますが、よろしくお願いいたします。

（1）土砂災害発生時における対策。

数十年に一度のような異常気象による災害が各地で発生しております。私の家の近くでも土砂災害警戒区域がございます。万が一そのような災害が発生した際に、対策として、村の基本的な考えを聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねいただきました土砂災害警戒区域でございますけれども、こちらは県が指定するものでございまして、村内に4か所ございます。こちら、いずれも平成23年3月に県が指定をしております。4か所中2か所については、区域内に住家・居宅を含む建物はございません。残りの2か所の区域内には12世帯ございます。

災害発生時の対応ということのお尋ねなんですけれども、一昨年、令和元年の台風19号のときの対

応をちょっとお話をさせていただきたいと思います。

一昨年(2017年)の10月12日に日本に上陸をして、関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となつて各地に甚大な被害をもたらした台風19号でございますけれども、村では、前日10月11日に災害警戒本部を設置しまして、自主避難所の開設を、これは村として初めて開設をするという決定をいたしました。

翌12日の午前9時には、自主避難所、これはふれあい館でしたけれども、自主避難所を開設いたしました。12日の13時15分に大雨警報が発令されましたことから、警戒本部を廃止しまして災害対策本部に格上げをいたしました。その後、洪水警報、暴風警報も発令をされました。洪水警報、暴風警報というのは警戒レベル3に相当しまして、これは避難準備、それと高齢者等避難開始というものに相当するということでございます。

17時47分に対策本部長であります村長が、避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。これを受けまして、先ほど申し上げた12世帯、土砂災害警戒区域内にあります12世帯について、当時、区長さん、それと民生委員さん、それと消防団員が毎戸、手分けをして訪問をし、自主避難を促したということでございます。また、土砂災害警戒区域とはちょっと離れますけれども、避難行動要支援者につきましても、電話あるいは直接訪問をし、各要支援者の状況を確認いたしました。

この日、村で雨量計を設置しているんですけれども、その雨量計の計測結果によりますと、24時間雨量が177ミリということで、村としても記録的な雨量ではあったんですけれども、幸いなことに人的被害はございませんでした。これは関係者の皆様のご尽力の賜物であると感謝をしておりますのでございます。

今後につきましても、特に台風、豪雨ということもありますけれども、特に台風ですと進路予想というのが出ますので、あらかじめ、台風が接近するおそれがあるといったときには、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、また一昨年のように地区の役員さん等のご協力も仰ぎながら、同様の対応を行っていきたいというふうに考えております。

○議長(小山久利君) 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番(波多野佐和子君) ありがとうございます。

続きまして、(2)番、盛土や危険箇所の村内一斉点検。

7月にありました熱海の土石流災害、多くの被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。盛土を含め、いろいろな要因で発生したとなっております。災害に強いと言われている地でも何が起ころうか分かりません。家のそばに斜面が迫っているとか水路が近くにある、幅が狭い川があるなど、村内の危険箇所の把握はしているのでしょうか、お願いいたします。

○議長(小山久利君) 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ご質問いただきました盛土や危険箇所の一斉点検について、また場所の把握について、初めに私から、続いて建設課長からお答えをさせていただきたいと思います。

本年7月に発生いたしました静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、県環境森林部から当課に対し、盛土による災害防止に向けた総点検の依頼がありました。県から依頼のあった総点検の概要につきましては、初めに盛土の把握を行って点検箇所を抽出し、県が作成しているマッピング群馬等で重点点検対策エリア等に該当しているか否かを照合、対策エリアに該当していた場所については、目視により点検を実施して、県に報告をするというものでございます。

この盛土の把握方法につきましては、市町村の条例等に係る許可、届出資料等から確認した盛土が対象という通知でございましたが、昨年10月1日から施工しております榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例に係る許可申請が、これまでのところ村に対して1件も申請がない状況でありますことから、該当箇所なしとして県に対しては報告をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 建設課から回答します。

建設課としては、盛土や危険箇所の一斉点検は特別に実施しておりません。しかし、日頃から職員で村内を巡視し、危険箇所の把握及び状況確認等を常に行っております。引き続き村内の巡視をより一層強化し、危険箇所の早期発見、未然防止等に努めてまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

続きまして、（3）広範囲停電による断水など。

去年の台風による千葉県での停電に伴う断水を考えたところ、私が小さい頃、12区は、大雨や台風などの断水によりバケツを持って給水車の列に並んだ経験がございます。飲料水がない不安な気持ちは今でも記憶にあります。万が一そのようなことが起こりましたら、村民が困らない、不安にならない水量が配水池に確保できているかお聞かせください、お願いします。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいまの波多野議員のご質問に回答させていただきます。

本村の上水道事業の水源は、県企業局県央水道からの受水とトンネル湧水の2つからなっておりまして、いずれも電気ポンプによる用水が基本となっております。ご質問の広範囲の停電は、即給排水の停止を意味するわけですが、仮に現在停電が発生した場合であっても、計画一日最大給水量の12時

間分以上は供給できるように水道施設の設計指針が設けられておりまして、本村の場合にも、これに準拠して施設が整備されております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。皆様の丁寧な回答、ありがとうございました。

備えあれば憂いなし、村民が安心して暮らせるよう、災害によつての打撃がないようにインフラ整備をよろしくお願いいたします。

続きまして、2、デルタ株（新型コロナウイルス）による家庭内感染と指導についてでございます。

（1）学校での対策。

学校職員の皆様のご苦労はいかばかりかと拝察いたします。コロナウイルスは子どもには感染しないといった良識が通用しないデルタ株でございます。感染のリスクが高い学校におかれましての今までの取組や、またデルタ株対応としてさらに強化した部分や新たに取り入れたことや工夫したことなどありましたら、併せてお答えください。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

8月20日から9月12日まで、本県が緊急事態宣言の対象地域となりました。本村では、子どもたちの学びの保証、不安の解消、また保護者の負担などの面から、小・中学校、幼稚園、感染対策を徹底した上で通常どおりの登校登園といたしました。

なお、中学校の部活動については、身体的な接触を伴うということも多いことから、宣言期間中は中止とさせていただきます。また、この対応に合わせて、中体連では県や郡市の新人大会も中止と決定がなされました。

小・中学校、幼稚園での感染対策としては、まず登校登園時の検温や体調管理を行います。発熱や体調不良の場合は家庭の協力を得て早退などの対応をさせていただきます。

次に、子どもたちの発達に応じて手洗い、うがい、正しいマスクの着用、咳エチケット、教室の換気など、これまでの基本的な対策の再確認を行っております。さらに、学校の人的・物的環境にもよりますが、広い教室の活用や少人数指導のさらなる導入を進め、3密を避けるということを対策しております。また、給食時については会話を控えるなどの感染防止も進めております。

なお、過日文科科学省から発出されたガイドラインを基に、感染状況によっては臨時休校や学年・学級閉鎖も行います。

一方、全国的な動向から、子どもたちへの感染状況やワクチン接種の有無などによって差別やいじめの事案も想定されることから、小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症やワクチンに関

する正しい情報を適切に指導するとともに、多様な考えを認め、思いやりの気持ちを持って周りと接することの大切さを伝えていきたいと考えております。さらには、新型コロナウイルス感染症に関連した不安や悩みなど、子どもたちの心のケアが果たせるよう、子どもたちに対して、担任や養護教員、スクールカウンセラーなどに気軽に相談できる体制づくりもさらに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

続きまして、（2）各家庭への対応についてでございます。

先ほどにも答弁でありましたように、重複してしまうかもしれませんが、改めて。

各ご家庭でも感染を大変心配されていると思われます。安心される材料として、学校の取組等の通知や、またご家庭での感染防止の指導等をされているか教えてください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 学校での取組の前に、先ほどの生方議員のところでもお話しさせていただきましたが、それに追加しながら現在の状況をお話しさせていただきます。

現在群馬県内においても20代から50代の感染者の割合が多く、その年代が、今議員さんが心配されていますように、保育所や幼稚園、小・中学校の保護者世代でもあることから、家庭内感染の増加も見られております。また、デルタ株の蔓延により、これまで感染しづらいとされていましたが10代及び10歳未満の子どもたちにも感染増加が見られております。保護者が家庭に持ち込むということだけでなく、学校や幼稚園、保育所等における子ども同士の感染から家庭に広がる家庭内感染の危険性も高まっていると思われます。

そういう状況の中、ワクチン接種の対象とならない小さなお子様を新型コロナウイルス感染症から守るためには、周囲の大人が感染予防に注意し、ワクチン接種を受けることが重要であると考えます。ワクチン接種により周りの大人からお子様への感染予防ができる可能性が期待されますので、小さなお子様の感染リスクを低減するためにも、周囲の大人、特に保護者の方はワクチン接種を検討していただきたいと思います。あわせて、住民一人一人が感染しない、感染させないための基本的な感染対策を改めて実施していくことが重要と思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、併せて学校から家庭への依頼といたしましたので、その点につきましてご説明いたします。

現在のような状況を踏まえまして、各家庭に対して、家庭内感染を防止する観点から協力いただきたい旨の通知を村の教育委員会でも8月25日に発出したところでございます。内容といたしましては、家族全ての方々の体調管理に改めて努めていただくとともに、発熱や体調がすぐれない場合は、早期に医療機関へ相談・受診いただくようお願いいたしました。また、県内の家庭内感染では、家庭内における食事や複数名での外食、人出が多い場所への外出等で感染した事例が多いことから、食事や外出時は十分な注意をいただくということについても依頼したところでございます。さらには、学校と同様に、家庭におきましても居室の換気や、必要に応じてマスクの着用などを行っていただきたいということでお伝えいたしました。今後も教育委員会からのお願いや小・中学校及び幼稚園の取組について、適切に家庭に知らせ、ご家庭の協力を得ながら子どもたちの感染防止に努めていく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。万全の体制をお聞きしまして安心いたしました。引き続き、学校がクラスターにならぬようにリスクを減らす努力をしていただきたいと思います。

前もって私が考えていた文章がございます。感染者への差別や偏見をしてはならない等の指導、もう既にやられておられるようで安心いたしました。これからもよろしくお願いいたします。

続きまして、3、今後の保育所・学童保育所の運営についてでございます。

（1）夏休み期間内における学童保育所の運営でございます。

去年も今年も受入れをしなかったとありますが、このコロナの影響で収入が減ってしまったというご家庭も少なからずあると思います。住宅ローンの返済や教育費もかさみ、私の経験上、母親は少しでも多く働きたいのです。以前に南部コミュニティセンターを学童保育所として使用していたとの経緯がございます。聞くとおきによりますと、目的外使用で今はできないということでしたが、コロナウイルスは異例のことでございます。まだ収束のめども立っておりません。来年もこのような状況でしたら、今までの対応ではなく、柔軟なお考えで取り組んでいただければかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 学童保育所の運営について、お答えをさせていただきます。

夏休み期間中、これまでも、まず各施設において定員が一杯の状況であること、それから施設内の密な状態を避けるという意味から、長期休業期間中の受入れは実施しないという方向で運営をしてまいりました。新型コロナウイルスの収束の状況にもよりますが、今後も長期休業期間中のみの受入れは難しいというふうに考えております。また、議員から、別の施設を利用して臨時的な受入れもいいのかというご質問でございましたが、今すぐに使えるような施設もないことから、現状では、臨時

的な他の施設を利用しての受入れも実施できないという考えでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 実際今年受入れをしていただけなかった親御さんがいらっしゃいます。彼女が申しますのに、来年こそはと希望を持っているようです。それを含めて、行政としてもお考えくださるようお願いいたします。

（2）潜在的待機児童の解消など。

その中で注目すべき点は、希望の保育所に入れないという親御さんがいらっしゃるということで、選択肢を増やすといった意味でも、保育所の新規開設について、進捗状況をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今現在住民生活課のほうで、待機児童対策としまして、地域型保育所や企業主導型保育所の相談が来ておりますということで以前からお答えをしておりましたが、その進捗状況について、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、地域型保育所の開設につきましては、施設として利用できそうな空き家情報が寄せられたため、相談者と共に建物の見学、敷地の見学を行うなどしまして、現在開設に向けた相談、協議を継続しているところでございます。また、企業主導型保育所の建設計画につきましては、相談内容に大きな変更がありましたので、お答えさせていただきます。

以前から相談者から聞き取り相談を行う中で、村内の待機児童の現状や村内の保育園やこども園、幼稚園の入所状況等を説明し、実際に企業主導型保育所を村内に開設していただいた場合の、3歳児の受入れ先などについて意見交換を繰り返してきました。そうしたところ、村の現状を踏まえ、相談者から、企業主導型保育所の建設ではなく、全年齢児を対象とする認可保育園の建設に計画を変更したいとの申出をいただきました。そのため、村では、企業主導型保育所の建設から私立保育園の建設に向けた相談に切替えをさせていただくことといたしました。現在は、認可保育所の認可を行う県の担当者にも連絡をし、相談者に対しては、私立の認可保育園建設に向けた計画の策定をお願いしているところでございます。

今後は、群馬県とも相談しつつ、相談者との協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 朗報でございます。本当にうれしいお話で、実現することを願っております。

続きまして、（３）学童保育所支援員の確保。

学童保育所はますます需要が増えてまいります。しかしながら、その支援員不足は全国的な問題となっております。村として支援員の確保をどのように進めていくか、お考えをお聞かせください。また、支援員のさらなる意識向上のための講習会や一時預かり等の計画はございますか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えします。

まず、学童支援員の確保についてでございます。

村の学童保育所の支援員につきましては、指定管理者である村社会福祉協議会で募集を行い、採用をしていただいております。ただし、指定管理者からも、学童保育所支援員の確保に苦勞しているという話は以前からいただいており、苦勞している状況については村としても承知をしているところでございます。

以前に地域型保育所や学童保育所に関するお知らせを村内に回覧する際にも、そういった保育園や学童保育所で働いてみませんかというようなタイトルで、村もお知らせを行っています。募集採用につきましては、引き続き村社会福祉協議会のほうで実施をしていただきますが、村としても、でき得る限り協力をしていきたいというふうに考えております。

続いて、学童保育所支援員の資質の向上等につきましては、指定管理者からも状況を聞き取りしておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

指定管理者では、日頃から支援員に対し、安全安心を第一に学童保育に当たるよう指導をいただいております。また、避難訓練や救急救命講習なども実施をしていただいております。支援員の意識や資質の向上に当たっては、県主催の放課後児童支援員認定資格研修や放課後児童支援員資質向上研修に参加をしていただいて、意識の向上等にいただいております。またそうした研修に参加していただく支援員に対しては、時給のアップなどを行って推進をしているというところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ４番。

〔４番 波多野佐和子君発言〕

○４番（波多野佐和子君） ありがとうございます。いずれにしても、学童保育は健全育成としても重要とされています。その子どもの人生に関わるととてもすばらしい、尊い仕事ですので、多くの方々にご理解をお願いしたいところでございます。また、子育てに優しい榛東村であってほしいです。

続きまして、４、榛東産米の村内消費の取組についてでございます。

（１）現状でございますが、数年前は生産者への予約をしておいた買上げがあったそうですが、去年も今年も予約がないという状況です。その経緯を教えてください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税返礼品として榛東産のお米の取扱いを行ってまいりました。例年では5月頃に作付けをされる前、ふるさと納税応援サポーター宛てに、その年の新米をふるさと納税の返礼品として取り扱うための売渡希望調査を行い、11月の新米の出荷に合わせ納品してもらい、12月以降のふるさと納税の返礼品の品目として、ふるさと納税サイトに掲載しております。

ふるさと納税の返礼品としての米については、全国様々な自治体が、それぞれ返礼品として地場生産米を取り扱っております。このような中であって、本村の寄附件数に対する返礼品の米の占める割合は、年々減少しております。ここ数年では、返礼品の取扱量を調整しながら進めてまいりました。夏場を超えるあたりから、その年の早場米や新米が出回り、返礼品として米を希望する方の需要が減る傾向にあります。例年最後が発生し、処理に苦慮しているところでございます。このため、本年は村が買取を行い、お米を返礼品にする扱いは行っておりません。

なお、地元事業者の方にあつては、例年どおり地元産米をふるさと納税返礼品として取り扱っている事業者の方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

続きまして、（2）生産者の高齢化についてです。

休耕地や耕作放棄地などを増やさないための村としての取組等がございましたらお聞かせください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 耕作者の高齢化により、耕作が困難な土地、離農されて耕作されていない休耕地などの農地につきまして、地権者の方々からの相談につきまして、毎月農業委員会で農地相談、農業者年金相談会を開催し、相談を受けております。

なお、農地相談、農業者年金相談会の開催日につきましては、毎月発行されている榛東広報のカレンダーに掲載するとともに、定期的に回覧により周知を図っております。また、農地利用最適化推進委員の方々を中心に村内の耕作放棄地調査を行い、確認された耕作放棄地につきましては、地権者へ農地の適正管理をお願いするとともに、耕作ができないなどの相談や農地の貸借などの手続に関わる相談を行い、対応をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔４番 波多野佐和子君発言〕

○４番（波多野佐和子君） ありがとうございます。田畑を持っている方々が、口をそろえて「維持管理するのが大変なんだよ」と仰っておられます。作ってもらっても、買ったほうが安いとも聞いております。古事記にもありますように、日本は瑞穂の国と、美称として使われております。米作りを続けてよかった、畑があつて救われたと思ってもらえるよう、行政としてもお考え下さるようお願いいたします。

最後になりました、５、県道南新井前橋線バイパスについて。

（１）夢ある景観。

歩道に街路樹を植えるかというところでございます。ハナミズキ通りやケヤキ並木ほか、いろいろな道路に街路樹が植えてあります。県道南新井前橋線バイパスにも、安全を確保しつつ、自転車で登ってくる学生が涼を取ったり、ウォーキングの休憩としてベンチを置いたり、歩道であっても憩いの場になります。例えば榛名山麓に、ハナモモやシダレザクラのピンクの道がつながる時期にはアナベルの白い道、ライムグリーンになる夏にはそれを収穫し、ドライフラワー用に皆様に差し上げる。そして、中央コミュニティセンターを中心に、歩道を使いマルシェやフリーマーケット等を催すなど榛東村を印象付けるような街道にするお考えはあるか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 南新井前橋線バイパス工事は、県の事業でございます。今波多野議員が熱い思いを語っていただきました。夢を語っていただきましたが、私のほうは、県のほうへその意見をしっかりと伝えさせていただきます。今後も県と協力し合い、村民が安心安全で利用しやすい道路及び歩道の整備に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） ４番。

〔４番 波多野佐和子君発言〕

○４番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

そんな印象づけられるような道路になるように、村民代表としまして、夢ある景観でございます、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

私の大好きなフレーズ、「子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」、これからも追求してまいりますと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、４番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後１時といたします。

午前１０時５７分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

質問順位3番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さんこんにちは。中島由美子でございます。5回目の一般質問をさせていただきます。

昨年9月の一般質問から1年たったということでございます。これまで質問したことがどのように反映されているか、村民の方の生の声が村政に活かされているかということを確認してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナ禍の様々なコロナウイルスとコロナの対応ということで、執行の皆様には日夜ご苦労いただいていることと感謝申し上げる次第でございます。また、実際に罹患された方をご家族にお持ちの方など、お見舞いを申し上げる次第でございます。今回多くの村民の皆様は傍聴にお越しいただきましたが、実は群馬県の女性政策会議のメンバーの皆様もはるばる榛東村へお越しくださっております。ご紹介させていただきたいと思っております。

ところで、この1年を振り返りますと、実り多き1年でございました。しかしながら、3月には、なにやら村内のある小学校で発生したと本会議で発言したこの言葉が、議会の品位を傷つけたということで陳謝の懲罰をいただき、辞退申し上げましたところ、出席停止という懲罰が加えられました。私の不徳の致すのところでございますが、その出席停止につきましては、群馬県知事に裁定をお願いし、知事が群馬県自治紛争処理委員会を開催し、先頃私共の意見陳述をさせていただきまして、それを踏まえ、全ての審理が終了したと通知を頂きました。結果、9月6日に、自治紛争処理委員会から群馬県知事宛てに、出席停止がいかにかという意見書が出るそうです。私のほうへは、群馬県知事からその10日後ぐらいをめどには来るのではなかろうかと思っております。

結果については、村内の至るところで、街頭演説でご報告と、ご心配いただいている村民の皆様には、村議中島由美子通信でも分かりやすくお伝えするつもりでございます。また、6月議会には、療養中の家族の、私のコロナワクチン接種の個別予約をしたら、個別予約をキャンセルするようにと指示があり、電話をすると、そのやり取りを対応された職員が大変気に障ったということで、村長から突然6月11日に抗議文を頂きましたけれども、どのように職員に気に障ったかということ、情報公開請求で村に300円をお支払いし、こういった資料を取り寄せさせていただきました。その電話記録の内容を見させていただくと、全く事実と異なる内容が幾つかございました。

1つ申し上げますと、私が行った個別予約のキャンセルを、私どもが5月12日に、本人家族の了承を得てキャンセルしてくださいと申し出たと最後に書かれておりました。真実は、私がキャンセルを

5月16日の14時45分、コールセンターに3時間かけてつながり、その相手は、村が委託している高崎市のCSMコールセンターの管理者の土佐氏にお願いして、結果、家族の代理として個別予約をしましたが、それをキャンセルしております。ネットで、コンピューターですからログというものが残っておりますので、大きな証拠になっておると思います。

どのように6月11日に村長から突然私宛てに抗議文が出たか分かりませんが、現村政において、このようなやり取りといいたいまいしょうか、今に始まったことではないので、全ての証拠に基づいて司法に解決を委ねております。

折しも豪雨の続く中、穂を出しながら雨のやむのを堪えて、晴れの日をじっと待ち続け花を咲かせた稲穂のように、今年お米が取れないかと思いましたが、穂は出たんですけれども、花を咲かせずに晴れるのを待っておりました。どんな豪雨にも耐え忍び、村民の皆様の暮らしを豊かにする、榛東村を発展させることに向かって辛抱強く頑張っていこうと考えております。変わらぬ応援をよろしくお願いいたします。

それでは、1番、コロナ禍対応について。主にワクチン予約の電話料金がたくさんかかっているという村民の声を。

2番は、村の情報発信の方法、質・量の向上対策について。

3番は、建設・水道行政と産業振興について。

4番は、保育と教育について。

最後でございます、5番は、防災拠点、榛東村の大規模な公共施設でございます。この基本設計と実施設計について、SDGs持続可能な設計、グリーンリカバリー、地球に優しいという考え方がその巨額の公共施設の設計にあるかをお聞きしたいと思っております。

それでは、自席に戻って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

まずは、通告に基づきまして、1番でございます、コロナ禍対応について。

65歳以上のワクチン2回接種率が、8月31日現在87.3%と先ほどお聞きしました。婦恋村では2月に意向調査を実施、対象者の約85%が希望され、4月に通知し、7月6日までに全員が2回接種を完了しているということでございます。それに比べて、榛東村は、高齢者がワクチン予約を電話をかけなければ接種ができなかった。電話代は、4月20日からの電話と5月10日からの電話で、予約ができるまでに約4,000円増えたという記録がございます。これらは高齢者の貴重な年金から支払われております。これを、国からのコロナ関連の対策補助金で買物券などを発行し補填する考えはありますでしょうか。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず初めに、コロナワクチン接種開始当初はコールセンターがつながりにくい状況で確かにありまして、住民の方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ありませんでした。現在は、12才以上の方全ての方を対象として、コールセンターとLINEで予約を受け付けております。現在は、予約を開始する当日は多少つながりにくいという状況はありますが、改善をしております。

先ほどのお尋ねの件につきましては、6月の議会でも同じ質問をいただいておりますが、そのとき答弁したとおりで、コールセンターにかけていただいた電話料金の補助等については、実施はしませんということをお願いします。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ここに榛東村第8期介護保険事業計画及び高齢者の福祉に関するアンケートの結果がございます。令和2年6月に行われたものでございます。この12ページによりますと、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象とし行ったものですが、現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じているかという問いについて、「ややゆとり」「大変ゆとりがある」との方は6%しかございません。そして、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせて25%の方が感じていると回答されています。その中で約4,000円もの電話代を年金から払ったのは大変かと。

先ほど今の保険課長から、65歳以上の残った方に集団接種の意向調査を行ったとお聞きしましたが、やはりこれまでのコールセンターから村民の多くが望む意向調査方式というもので十分だったのではないかと。高齢者の生活費に大きな影響を与えたことが考えられますので、今後のワクチン接種予約、健康診断予約などの方法についても、高齢者への熱い配慮をお願いしたいと考えます。

あえてもう一度お聞きします。このような経済の状況であるという村内の高齢者に対して、買物券等で補助をする意向はございますか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほどの回答のとおりでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） このような経済状況であっても、高齢者の方に年金でやっぱり電話代は払ってもらおうという考え方だという回答と理解しました。

続きまして、2番、ワクチン接種会場の駐車場係に担当課以外の職員がたくさん投入されていると

ご質問しましたら、駐車場係以外にも、中にもお手伝いがいると。アルバイトの学生さんもいるということでございますが、本来コロナ禍で職員の分散勤務、リスク回避で分散されるべきところを、そこに行っているわけでございますが、本来の職務が停滞しているのではないかと。議会の傍聴でもご案内のように、年数回の傍聴受付を総務課職員対応から警備会社委託への切替えを6月からされております。駐車場係であると、職員は万能でございますが、本来の業務に支障があると思われますので、警備員対応、もっとも国庫補助金の100%対応の費用があれば、コールセンターに払うだけでなく警備係に充当して、職員が本来の職務にまい進できるようにされたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ワクチンの集団接種に関して、分散勤務というのは行っておりません。現在行っておりますけれども、これは8月20日からの緊急事態宣言を受けまして、現在9月12日までの間で分散勤務を行うということを実施しております。ワクチンの集団接種につきましては、当然担当課のみでは運営することが困難ということから、全庁を挙げた取組とし、駐車場係でなく、今お話しいただきましたけれども、受付誘導など他課の職員が行っているという状況でございます。また、担当課職員の負担軽減のために、学生のアルバイトも採用してございます。

接種日につきましては、渋川地区医師会等との調整協議に基づいて決定をされてきておりまして、平日の日もあれば土曜日あるいは日曜日の場合もございます。また、1日の日もあれば半日という日もございます。そういった状況で、委託をしたらどうかというようなこともご提案いただいたんですが、これまでも5月1日から昨日までの実績で、19日間ワクチン接種を行っております。県が開設していますGメッセ、太田とGメッセで、大規模接種センターを開設していますけれども、そちらの運営は休みがない。毎日開催というんですか運営されているということで、本村においては、これまでの4か月間で19日しかない。その中には半日の日もあるというところでございますので、そういった状況で委託をしてくれるところがあるのかというようなこともちょっと疑問ですし、仮に委託先があったとしても、職員が全庁一丸となって取り組んで、これまで十分対応できておりますし、これによる本来業務への影響も、最小限のものであるというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今総務課長、人事課長から、本来業務への支障はないということでございました。しかしながら、職員が土日に出た場合、代休の手当とか、半日というのは超過勤務とかということを暗に申し上げられたのかと思いますけれども、そのような中で、やっぱり代休のうちに村民の方が来庁されて職員がいらないから対応できないということがありました、具体的に。そういうことの中で、それがたとえ半日でも1日でも、警備会社という、今そこに警備会社の方がいるのでワクチ

ンの駐車場係に来られますかと聞けば多分委託は出来るんだろうと思います。村民の貴重な税金からお支払いするのはいかがかと思いますが、コールセンターに払うような国庫補助100%の予算で対応できるのであれば、職員が疲弊をしないように、今庁舎一丸と言いましたけれども、職員一丸と言いましたけれども、コロナ禍対応に一丸じゃなくて、ワクチン接種に一丸ということですね。本来のコロナ禍対応というのはもっと大枠になるかと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ちょっとおっしゃっている意味が分からないんですけれども、ワクチン接種に関して全庁一丸となって取り組んでいるということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） じゃあ続きまして、コロナ対策補助金は国庫100%であり議会で、議論する前に専決で決定されることになっております。十分な議論ができてないのではなかろうかと。先頃村民の方からも提案のあったコロナ治療で自宅対応となった村民のための酸素ステーション、野戦病院というような言い方もほかにはあるようですけれども、そういった設置がないかと通告したところ、その後厚生労働省から各地方自治体に酸素ステーション設置の要請があったと聞いております。村民の有志には、酸素ボンベなどを自前で用意し、地域の緊急対応を考えていらっしゃる方もいらっしゃいます。村はどのような対策を講じる考えがございますか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 酸素ステーションの設置ということでございますが、これを設置するには、医師等の専門職の配置や医療機器の確保、ステーションの運営等をクリアしなければならない点があり、村単位で設置することは困難であると考えます。対象者を迅速に把握し、円滑に運営を行ない、不測の事態にも即応できる体制が必要ということになりますので、そのような観点から設置するとすれば、都道府県単位での設置ということが望ましいと考えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そのようなお話を、私も厚生労働省に電話をしました。とにかく自治体からたくさん電話が来ていて国民一人一人に答えられないということが回答でございました。今までは厚生労働省は直接お出になるんですけれども、さすがに大変だという状況が国の対応で分かりました。

今健康保険課長にお答えいただきましたけれども、やはり一歩先を先を見据えて考えていただく、検討していただく。いざという時に、早めに対応できる体制というのをこの榛東村で取っていただい

ればという質問でございました。

次の4番も同じく、12歳以上と書いてありますが、12歳未満のワクチン接種の方向性はどういうこと
でございます。

アメリカでは、10月から12歳未満のワクチン接種の準備が完了したと。コロナといえどもウイルス
ですから、免疫のない12歳未満の子どもたちのことも考えなければならないと思いますが、早め早め
の対応をしたいと質問するものであります。12歳未満についての可能性について、お聞きます。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在は、ご存知と思いますが、日本で薬事承認され予防接種法に基
づいて接種できるワクチンは、ファイザー社製と武田モデルナ社製、アストラゼネカ社製のワクチン
となっております。対象年齢は、アストラゼネカ社製は原則40歳以上、ファイザー社製と武田モデル
ナ社製は満12才以上であるとされております。そのため、12歳に満たない、12歳未満のお子さんへの
接種ということでございますが、薬事承認されていないため、方向性はどういうお尋ねについても、現
在私の段階では答えようがございません。波多野議員の質問で答弁したとおり、ワクチン接種の対象
とならない小さいお子様に対しての新型コロナウイルス感染症から守る対策としては、周囲の大人た
ちが感染予防に注意し、ワクチン接種を受けることが重要であると思われま。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。今ワクチンの種類を細かくご説明いただきました
が、アメリカで12歳未満で完了できたワクチンがどこかという情報というのも、ワクチン接種を職
員一丸でやっていることでありましたら、リーダーの健康保険課長にはそういう最新の情報を常に持
っておいていただいて、村長のほうにつなげていただくようなことが必要じゃなかろうかと思います。

続きまして、2番の村政の情報発信の方法、質・量の向上対策についてでございます。

1、村政の中で安全安心メールなどの情報発信がほとんど行われていないと。これは、どうしてこ
ういうことを言うかという、今回の新盆参りで、かなりの方に豪雨の警報が来ていないと。よく見
たら、7月25日からメールが来ていないということで、イノシシじゃなくてカラスでしたか、ああい
うものについても一旦防災無線で流したようなものについては安心メールで流しておいてもらえない
かということを一般質問の通告の打合せで話ししましたら、担当課長は、ほかの課から上がってき
ていないと。いつでも準備ができているということでございますが、今回防災、ワクチン、教育、地域
コミュニケーション、気象報道、道路建設など安心メールについてどのようなお考えを持っているか、
どのように活用しているか、どのように村民の不安を取り除く努力をされているか、ちょっと該当す
る課長に答えていただくと有り難いと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） まず、村からの情報発信手段といたしますと、今お話いただいております安全安心メール、そういった防災無線の話もしていただきましたけれども、それ以外に、広報紙あるいはホームページ等、あとは毎戸配布ですとか回覧ですとかいろいろと情報を発信する手段はあります。その中で、お尋ねいただいている安全安心メールについてでございますけれども、基本的には防災情報、それと防犯情報、火災情報、それと行政情報ということでカテゴリー分けをして配信をしているわけですが、その運用について現時点で明文化されたものはございませんが、主に防災情報、それと尋ね人あるいは特殊詐欺の防止ですとかそういったこと、警察のほうから依頼がありますので、そういった情報をメール配信しているという状況でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そういうことはよく存じ上げているんですけども、村民の中に、あまりにも村政の情報が少ないという声が多かったという驚きを持っています。この中でいると、そのようではないのかなと思いますが、他の市町村を調べてみますと、1日10通、20通来ると。その中で取捨選択しながら村政、市政、そういった地域の行政にコミットしていくということが今の時代かと思います。ちなみにワクチンについては、県のLINEで、「ワクチン予約が始まりました」「ワクチン予約が終了しました」というようなメールというかLINEが届くんですけども、これは県がやっているのかと思いましたが村がやっているということでございます。LINEを使える方だけに報告して、そしてあとはホームページということだと思いますけれども、やっぱりここは安全安心メールに出すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 安全安心メールは、現在登録をいただいておりますのが2,635アドレスでございます。ワクチン接種について、年齢ごとに予約受付等をしてきておりますので、限られた方であるということから、メール配信での情報提供を行っていないという状況でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま2,635アドレスということでありましたけれども、前回、前々回の議会でしょうか、委員会でしょうか、副村長の方から安全安心メールの到達する村民の方を増やすための努力をされているというお答えがどっかであったと思うんですが、現状はあれからどのくらい増えたかということでご認識はありますか、副村長、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） その時点での、今ちょっと数字を持っていませんけれども、そのときも副村長からも私からも申し上げたと思うんですけれども、村の諸会議等そういったところで来られた方ですとか行政委員会ですとか様々な委員会等ございますけれども、そういったところの改選があった際に、新しい委員の方に案内をさせていただくということ。それと、あと登録の仕方が分からないよという人は庁舎まで来てくださいということも副村長が申し上げたと思うんですけれども、現に、ちょっと人数はこの場で申し上げられませんが、分からないので教えてくださいという方は総務課のほうに来られているのは、私も確認しております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 丁寧なご説明ありがとうございました。副村長自ら陣頭指揮をされて、アドレスを増やしてくださっているということ、引き続きお願いします。

今回そういうことをなぜ申し上げているかということ、気象警報、8月15日に大雨警報が出たわけなんですけれども、その前もたくさん出ているんです。先ほどの波多野議員の案件もありまして、増えているかなりの情報があるかと思うんですけれども、あれだけの豪雨であれば、本来避難所が開設されたり、様々な対応がされるべきなんだけれども、降ってみて、ああ、すごかったねという状態でございます。実際床下浸水が3軒ございました。その床下浸水3軒の該当の方が村へ電話をしたんだけれども、やっぱり要領を得ないと。床下浸水とはっきり言ってくだされば村の対応もできたかと思うんですけれども、やはりどこへ電話していいか分からないというような状態がでございます。実際に3軒あったということを考えますと、気象情報、今後は大雨警報、きっちり村へ届いているものは出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 午前中、波多野議員のご質問にもちょっとお答えしたんですけれども、今5段階の警戒レベルということで、1が一番低くて心構えを高める、それと5が命の危険、直ちに安全確保というような警戒レベルが出されることになっております。この中で、警報、今話のあった大雨警報、洪水情報、氾濫警戒情報等についても、危険な場所から高齢者は避難ということになっております。これがレベル3です。午前中の答弁でもいたしましたけれども、一昨年、令和元年の台風19号のときには、大雨警報と、それと洪水警報が併せて発令されたということから、高齢者等避難、あとは避難準備ということを発令したということなんですけれども、今回は大雨警報のみというところでもございましたので、そこまでは至らなかったということでございます。

また、今お話のあった床下浸水というのは、ちょっとそこは通告にございまして、資料もちょっと持ち合わせていませんので、こういった状況だったのかというのは分からないんですけれども、情報

の発信の仕方としますと、気象庁は、狼少年になってもいいんだと、安全を目指していくんだということではあるんですけども、そういったことで、警報もこれまで注意報でとどまっていたものが警報になるということもありますので、実際の榛東村の雨であれば降り方等も勘案して、必要があれば安全安心メールで注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。引き続きそのような体制といいたまいますか。村民の安心を確保するために頑張っていたきたいと。

それと、やはり地域差というものもございます。安心安全メール、国の警報等というのは全国同じレベルで流れていると思います。それを近隣がどのように扱っているかということ、どこまで安心安全メールというようなメールシステムで流しているかというのを一旦勉強していただいて、榛東村はどこが足りなかったか、どこか十分だということを、資料ができましたらいただければと思います。情報の過疎、情報が少ないというのは本当に不安の材料となります。

2番、ホームページの更新はどのようになっているかと毎回聞かせているんですが、総務課長1人でできることではないと思うんですけども、見通しをちょっとお聞かせください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これまでの村のホームページの運用は、現在まで、現在もそうなんですけれども各所属から依頼を受けて、総務課の職員でページを作成して掲載してきているということです。これを本年度各課で直接情報を掲載できるようにということで、今年の6月から、横文字とかカタカナなんですけれどもCMSというシステムだそうで、コンテンツマネジメントシステムの管理をする、移行するための業務に着手をしているというところでございます。現在の進捗ですけれども、各所属において、新しいシステムへの移行する内容、現在のページに掲載されている内容を全てチェックしていただいております。また分類分け、新しいカテゴライズするためにその辺も今各課で確認作業を行っているところでございます。

今後の予定といたしますと、この作業を終えた後に新しいページのデザインを検討し、システムカスタマイズも行っていくということで、データの移行をいたしまして、それと並行して、各所属の担当者に対して操作研修も実施をしていくということも並行して進めた上で、本年12月から運用を開始する予定としてございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 本年12月が大変待ち遠しいということでございます。各課の課長さん方も、安心安全メールに載せるものがあつたらぜひ総務課のほうに言うと。ホームページについても、今の

ところ総務課にお願いをすると。なぜこれはホームページに載っていないのかというのは、今後総務課長の管理ということではなく、12月までは各課長の判断で総務課へお願いできるということというのが明らかになりましたので、この次はそのような聞き方をさせていただきます。

ここまではほとんど終わったわけなんですけれども、続いて3番、建設水道行政と産業振興についてでございます。

(1) 南新井前橋線の第4期工区が雛子信号より西側に始まった。50メートル、1,705万円で工期が始まったところなんですけれども、見たところ、今ちょっと待っているように思えるんですが、工事は順調でしょうか。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） お答えします。

県道南新井前橋線は、雛子交差点から西側を暫定開通してもらったところでございます。県からは引き続き地権者からの了承を得ながら用地買収を進めていきますと。また、工事については、可能なところから行っていく予定で早期開通を目指していると報告を受けておりますので、村は引き続き県に協力していく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今順調かとお尋ねしたんですが、順調ということによろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 県のことなので順調とは言えないですけれども、お答えははっきりできないですが、聞いている限り順調だと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。大変夢のある道路が開くということでございます。よろしくお願いします。

(2) 北谷地大藪線改良舗装工事が発注されましたが、工期が7月29日から3月11日となっておりますが、工事をしている様子がない。工期が長いと経費が余計にかかるのではないかという声を村民の方からいただきました。いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） それでは、現在の工事状況についてお答えします。

現在一部工事が始まってきておりますが、初めに現場の形状を把握し、設計や工事などの数量の算出のため拮抗速度等の準備工を行っているところでございます。また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然状況、また建設労働者の休日等による不稼働日を踏まえ、工事測量に必要な日数を確保するなど、適切な標準工期が設定されております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 標準工期というお話がございました。標準工期というのは、発注単価で出てくるというようなことを聞いております。発注単価はお聞かせいただけますか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 今数字を持っておりませんので、委員会で報告します。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

続きまして、役場庁舎へ進入する山子田湯浅花火店さん裏手の神田橋ですか、右側に民間企業のもと思われる危険防止柵が今のところ常に置かれているんですが、これは恒久対策をするべきではないかということと、渋川土木に聞きますと、工事の終わったところにこのような民間の停止柵というもの置くものでないと厳しく指導しているということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） すみません、反問権。

○議長（小山久利君） はい。

○建設課長（狩野宏記君） 聞きたいんですが、そこの花火工場の入口部分ですよね。そちらの西側の。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） この防護柵は、村から県に対し安全対策で防護策等の設置を要望しており、臨時的に県のほうで置いてもらっているものです。県からは、村の要望どおり防護柵、これは発注済で納品され次第すぐに設置すると報告を受けております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） ちょっと意味が分からなかったんですけども、防護柵を発注しているということですか。監督員は佐藤さんという上司だと思いますけれども、そういうことですね。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 今佐藤さんとかいうんですけども、先ほども言ったとおり西側の防護柵については、現在付いているベージュ色のガードパイプの発注を今県がしているところでございます。そのことではないのでしょうか。

以上です。

○議長（小山久利君） ５番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） １つ防護柵が完全設置されていますけれども、残った部分に民間企業の防護柵が置いてあると。これを発注したというようなことを建設課長がおっしゃったんですけども、あそこはもう既に工期が終わっているんで、本来危なければ、村の馬を置くとかそういうことが必要じゃないかということをお聞きした次第です。回答は総務建設常任委員会であければいいです。

次にいきます。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） はい。

○５番（中島由美子君） ４番、村道……。

○議長（小山久利君） 中島議員、質問されたので答えさせます。

建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 業者の馬ですか。あちらについては県が業者に頼んでいる、施工業者に頼んだもので、現在ガードパイプを発注済みということで回答します。

以上です。

○議長（小山久利君） ５番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） これ、両方の見解を同時に聞かないと、それ以上お話は聞けないのでこれは明日の総務建設常任委員会にしたいと思います。

続いて、村単の道路の新設順位、住宅の新築でかなりの方に後退線まで双方下がっていただいていると、そういう状況があります。後退線まで下がると、我が家の敷地として使えないと。両者が後退線の場合には、そういうところというのは優先して調査をして、４メートルあれば舗装をかけていた

だくようなことをしていただかないと住民サービスに欠けるのではないかなと思うんですけども、課長の考えをお聞きます。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） まず、優先順位についてお答えします。

道路工事については、維持的な工事と改良的な工事があり、道路の老朽化による事故を未然に防止する維持的な工事を優先的に実施しております。また、道路拡張などの道路機能を向上させる改良的な工事は、地元の要望や交通量などを勘案し優先順位を決めております。また、後退部分、こちらについては、建築に伴う後退部分の土地は個人の所有地です。その部分に関して村が舗装することはありません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 後退線の在り方みたいなものをお聞きした次第で、これを広く村民の方にお伝えしていきたいと思います。

続きまして、水道の不明水が昨年までの決算監査において約7,000万円あるということがございましたが、明日またご報告を代表監査委員等から報告いただけるんでしょうが、それまで、これまでどのようなことであつたかというのを、水道法に基づいて7,000万円を分類していただくようお願いしておりましたが、数字をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 中島議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

その前に、ご質問の内容をちょっと確認したいことがございますので、議長、反問権の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） どうぞ。

○上下水道課長（富澤光彦君） 中島議員にちょっと質問の内容を確認させていただきます。

先ほどのようなご発言もあつたんですけども、決算監査というのは、地方公営企業という令和元年度上水道事業会計の決算審査のことであつたのでしょうか。

あともう一点、水道の不明水が約7,000万円ということなんですが、この7,000万円という数字は、中島議員ご本人による試算及びご発言でしょうか。2点お願いいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま上下水道課長がどのような引継ぎを受けているのか分かりません

けれども、決算監査、決算審査、言葉が違いましたら決算審査ということでございます。

不明水の7,000万円については、今の上下水道課長がご理解されていないということであれば、明日の総務委員会までに資料を差し上げますので、それからで結構でございます。ありがとうございます。

続きまして、6番、昨年高崎渋川バイパスに……。

○議長（小山久利君） ちょっと発言を止まってもらっていいですか。反問権を終了し、先ほどの質問に答えさせますので。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ご回答ありがとうございました。

まず、不明水の水道法に合わせた分類ということなんですけれども、こちらのほう、決算書にはいわゆる排水量、有収水量といった記載があるんですが、不明水の分類というものはございません。ただし、一般会計から消火栓維持管理費といたしまして183万7,000円を頂いております。これは、不明水ながらも収入があったものとみなすことはできるかと思います。

次に、改善があったかということなんですけれども、不明水の改善についてですが、これは決算書に載っておりまして、令和元年度、それから2年度、また決算書記載の排水量から有収水量を差引きいたしますと、これは当方で計算したのですが、17万432立米の減になっております。ということで、大幅な改善が見られたと言えます。前年度比26.23%の減となっております。改善された要因といたしましては、漏水箇所の発見、修繕に尽きるかと思います。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） なんかとんでもない数字が出てきて、先輩議員が、ご卒業された方々がライフワークでお聞きになっていましたので、後輩の議員としてこの問題を引き継がなければと思いましたが、先輩議員のおかげで26.何%改善がされたと、素晴らしいことでございます。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年高崎渋川バイパスに榛東ぶどう郷入り口の看板について聞かせていただきました。1年経過しましたがけれども、何も動きがないように村民は見ているようでございます。ぶどう産業の振興にどのような力を入れているか、お答えください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えさせていただきます。

昨年9月の定例会での一般質問での内容であり、その際の答弁で、検討しますという趣旨の答弁を

行ったと記憶しております。観光事業、特に地場産の生産物で各販売所で販売を行っているぶどうにつきまして、本年度につきましては、生産組合の要望等もあり各生産者へののぼり旗の制作、配布を行いました。ぶどう園の開園に合わせ、広域農道沿いには、赤字に榛東村ぶどう郷と記載されているのぼり旗が掲げられてございます。こちらののぼり旗につきましては、本年度84枚作成をいたしました。戸数につきましては、農家数28軒、各農家へは3枚ずつの配布を行っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。のぼり旗とぶどう郷入り口の看板の異なる意味はあろうかと思えますけれども、少しでも進んだということかと存じます。

続いて、4番、保育と教育でございます。

南小学校区の学童保育は、令和4年度の予算を待たずして6月議会で設計が議決されました、補正されました。保育園については、令和3年4月1日現在の待機児童3人、1歳児です。潜在的待機児童17人、ゼロ歳児3人、1歳児5人、2歳児5人、3歳児4人となっております。出産は命がけであり、子育てと仕事を両立しようとする働くママに保育の機会を待機させるという村の考えはいかがかと。本当に「子どもを育てるなら榛東村」と言えるとすれば、来年4月、ゼロ歳から2歳の子どもの待機児童は解消できるということによろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 待機児童の問題につきましては、解消に向けて努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 努力をされていると。来年4月の開園といいましょうか、待機児童がゼロ歳児から2歳児になくなるということで理解させていただきました。

2番、3校の保護者等へのメールは各校令和3年度1学期間で何通で、どのような内容が行われたか。共通の類型で、それは教育委員会として十分な質・量と考えているか、お答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

本村では、平成27年度に、小・中学校3校を統一した保護者メールシステムを導入しております。今年度からは、幼稚園においても小・中学校同様の保護者メールシステムを導入したところです。こ

のシステムは、重要かつ緊急性の高い内容について、登録した保護者のスマートフォン等に速やかに届けるもので、送信後すぐに確認をいただくために、いわゆる学級通信や一般のお知らせなどは送信しておりません。

本メールの送信数は、4月から8月現在で、小・中学校が13から15通程度、幼稚園が4から5通程度となっております。内容としては、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い、警戒度の変更による学校行事の中止・日程変更、落雷や大雨による下校時刻の変更、鹿やイノシシなどの目撃情報などについてでございます。また、アンケート機能も有しておりますので、6月には家庭におけるICT環境調査にも活用したところでございます。これまでの運用状況を振り返り、不調や事故もなく必要な情報を必要なときに保護者に提供できていると認識しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。教育委員会としては、4月から8月で13から15、幼稚園では4から5通は適正であると考えているという回答でございました。それについて、また近隣にもお聞きになって、この数字がよろしいかどうかということをもたご検討ください。

3番目、コロナ禍の学校給食センターのメニューが変更になっておりましたが、現在どのようなになっているか。給仕の必要なメニューが避けられているようですが、既に1年近く子どもたちの栄養管理に影響があるようです。栄養量など、コロナ禍前と数値的に比較して保護者にも分かるよう説明が必要と考えますが、まずは、やはりコロナ禍で子どもたちのストレス、今までのようなおいしい給食に戻す努力、配膳の給仕について、どのような努力をされるかお尋ねします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

昨年度の緊急事態宣言解除後の6月より本年7月まで、献立数を1品減らした給食の提供を行ってまいりました。これは、これまで児童生徒が盛り付けから配膳までしていたものを、新型コロナウイルス感染症対策として担任を中心とした教職員が盛り付けを行うということのための対応でございました。現在小・中学校では、新型コロナウイルス感染症対策に関する新しい生活様式が子どもたちにも定着してきたことから、本年8月26日から再開された給食では、コロナ禍以前の献立数に戻すとともに、教職員と感染症対策を十分に果たした子どもの一部協力を得て、盛り付けを行っております。

なお、コロナ禍前後で献立数に違いはありましたが、汁物やおかずの具材を増やすなどの対応をしたため、食材の調達に関する費用や毎日の給食における量、栄養価についての大きな変化はございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 配膳についても新学期から改善されるということ、打合せのときに聞いております。とにかく給食は3食のうちの1つでございます。おいしい榛東村の給食、しっかり対応していただきたいと思います。

続いて、第2期高校教育改革計画入学選抜制度が改善されると、この情報も、後ろにいらっしゃいますぐんま女性議員政策会議の研修でお聞きして、このような資料をいただいております。既に打合せのときに、教育委員会ではやっていないけれども懇談会でやったということで、保護者の懇談会では発表していると。今1年生の方が高校へ出るときに高校入試の改革がされると。卒業前に発表が分かると。卒業式の前に合格発表があるというようなことでございます。センシティブな問題でもあり、子どもたちの大事な時期でございます。15の春を泣かせないような対応を今から教育委員会によりしくお願いしたいと思います。

時間が残り少なくなってきました。

回答は、続けて12月の質問でさせていただきます。

5番目の防災拠点の基本設計、実施設計についてでございますが、これから何十年も使う大型施設、村内の建築家の叡智や技術を結集した取組が必要と思われますと。素晴らしい技術を持った大工さん、建築家がたくさんおられます。そのような方を採用するということも大事かと思います。そして、この建物、新設に対してSDGsやグリーンリカバリーの考え方が見当たりません。村民の税金をはじめとして莫大な金額を投入する費用対効果及びその目的に照らしたものでなければならないと考えます。近隣に誇れるような地球にやさしいという考え方も大事かと考えますが、仕様には見当たりません。どのように村民に説明されるのか。できてからでは遅いですということで、12月の議会に回答を引き継がさせていただきます。

これで、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

先ほど中島議員が回答を12月と申されましたが、もう一度12月に質問していただくという流れでお願いします。

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で本日付議されました案件は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第3回定例会第1日目を散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後1時53分散会

令和 3 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 2 日（木）

令和３年第３回榛東村議会定例会会議録第２号

令和３年９月２日（木曜日）

議事日程 第２号

令和３年９月２日（木曜日）午前９時開議

- 日程第 １ 議案第 6 0 号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ２ 議案第 6 1 号 令和２年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ３ 議案第 6 2 号 令和２年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ４ 議案第 6 3 号 令和２年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ５ 議案第 6 4 号 令和２年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ６ 議案第 6 5 号 令和２年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ７ 議案第 6 6 号 令和２年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ８ 議案第 6 7 号 令和２年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ９ 議案第 6 8 号 令和２年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6 9 号 令和２年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 7 0 号 令和２年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 12 報告第 ５号 令和２年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第 13 報告第 ６号 令和２年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第 14 報告第 ７号 債権の放棄について
- 日程第 15 議案第 7 1 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 7 2 号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 7 3 号 令和３年度榛東村一般会計補正予算（第５号）について
- 日程第 18 議案第 7 4 号 令和３年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 19 議案第 7 5 号 令和３年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 20 議案第 7 6 号 令和３年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 21 議案第 7 7 号 令和３年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 22 議案第 7 8 号 令和３年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

て

日程第 2 3 議案第 7 9 号 令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 2 4 議案第 8 0 号 令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 2 5 議案第 8 1 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 6 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

1 番	齊 藤 将 史 君	3 番	三 俣 実 君
4 番	波多野 佐和子 君	5 番	中 島 由美子 君
6 番	生 方 勇 二 君	7 番	善養寺 孝 君
8 番	蜂 巢 實 君	9 番	小野関 治 義 君
10 番	清 水 健 一 君	11 番	小 山 久 利 君

欠席議員（２名）

2 番	須 田 仁 美 君	12 番	南 千 晴 君
-----	-----------	------	---------

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企画財政課長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	山 口 誠 一 君
建 設 課 長	狩 野 宏 記 君	上下水道課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君	代表監査委員	岩 崎 唯 雄 君
監 査 委 員 記 事 務 局 上 席 書 記	早 川 弘 行 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。昨日に引き続き、南千晴議員及び須田仁美議員が欠席ですので、本日の出席議員は10名です。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の会議は議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） おはようございます。

それでは、決算に関してご説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページをご覧ください。

議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付しますのでございます。

それでは、お配りしてあります決算書3ページをお開きください。

令和2年度榛東村会計別決算総括表です。一般会計についてご説明させていただきます。

初めに歳入です。

予算額87億8,158万円に対し決算額81億6,593万7,418円。予算額に対する決算額の比較増減6億1,564万2,582円の減。予算額に対する決算額の比率92.99%。

次に歳出です。

予算額87億8,158万円に対し決算額77億8,154万9,868円。予算額に対する決算額の比較増減、10億3万132円の減。予算額に対する決算額の比率88.61%。

歳入歳出差引額は3億8,438万7,550円です。

次に、決算書5ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書になります。

1、歳入総額81億6,593万7,418円、2、歳出総額77億8,154万9,868円、3、歳入歳出差引額3億

8,438万7,550円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中、(2)になります、繰越明許費繰越額1億8,467万4,000円、計、同額でございます。5、実質収支額1億9,971万3,550円、6については該当がありません。

引き続き、6ページ、7ページをご覧ください。

一般会計歳入歳出決算の歳入になります。

款の合計について、7ページの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較は、比較と略させていただきます。

1款村税、調定額16億4,511万6,052円、収入済額16億1,956万8,244円、不納欠損額577万2,643円、収入未済額1,977万5,165円、比較1,979万2,244円。

2款地方譲与税、調定額8,048万7,000円、収入済額、同額でございます。比較184万円。

3款利子割交付金、調定額162万4,000円、収入済額、同額です。比較22万4,000円。

4款配当割交付金、調定額700万3,000円、収入済額、同額です。比較100万3,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、調定額856万4,000円、収入済額、同額です。比較356万4,000円。

6款法人事業税交付金、調定額404万2,000円、収入済額、同額です。比較4万2,000円。

7款地方消費税交付金、調定額3億36万2,000円、収入済額、同額です。比較2,036万2,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,015万2,450円、収入済額、同額です。比較15万2,450円。

9款環境性能割交付金、調定額750万4,000円、収入済額、同額です。比較49万6,000円の減です。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額7,240万1,000円、収入済額、同額です。

11款地方特例交付金、調定額2,428万1,000円、収入済額、同額です。

12款地方交付税、調定額14億5,577万3,000円、収入済額、同額です。比較2,037万6,000円。

13款交通安全対策特別交付金、調定額216万7,000円、収入済額、同額です。比較36万7,000円。

14款分担金及び負担金、調定額1,761万87円、収入済額881万3,500円、収入未済額879万6,587円、比較3万6,500円。

続きまして、15款使用料及び手数料、調定額4,473万1,851円、収入済額2,470万5,051円、不納欠損額8万9,500円、収入未済額1,993万7,300円、比較77万9,949円の減。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

16款国庫支出金、調定額26億3,028万646円、収入済額、同額です。比較4億1,806万1,354円の減。

17款県支出金、調定額4億8,703万1,338円、収入済額、同額です。比較1,467万3,662円の減。

18款財産収入、調定額3,046万6,262円、収入済額、同額です。比較714万6,738円の減です。

19款寄附金、調定額4億5,701万8,284円、収入済額、同額です。比較350万1,716円の減。

20款繰入金、調定額3億787万9,281円、収入済額、同額です。比較1億6,471万6,719円の減です。

21款繰越金、調定額3億90万3,953円、収入済額、同額です。比較953円。

22款諸収入、調定額7,864万409円、収入済額7,531万409円、収入未済額333万円、比較67万9,591円の減。

23款村債、調定額2億4,960万円、収入済額、同額です。比較7,334万7,000円の減。

歳入合計になります。予算現額87億8,158万円、調定額82億2,363万8,613円、収入済額81億6,593万7,418円、不納欠損額586万2,143円、収入未済額5,183万9,052円、比較6億1,564万2,582円の減でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

ここからは歳出の説明になります。

支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読させていただきます、説明させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較は、比較と略させていただきます。各款の合計を朗読し、説明とさせていただきます。

1款議会費、支出済額8,259万7,153円、翌年度繰越額49万円、不用額274万1,847円、比較323万1,847円。

2款総務費、支出済額12億6,942万9,137円、翌年度繰越額1,305万9,000円、不用額6,268万9,863円、比較7,574万8,863円。

3款民生費、支出済額36億2,587万5,921円、不用額6,054万2,079円、比較、同額でございます。

4款衛生費、支出済額3億3,351万6,297円、不用額2,269万7,703円、比較、同額でございます。

5款労働費、支出済額536万9,908円、不用額12万92円、比較、同額でございます。

6款農林水産業費、支出済額3億8,387万6,400円、不用額2,476万2,600円、比較、同額でございます。

7款商工費、支出済額1,042万7,761円、不用額195万7,239円、比較、同額でございます。

8款土木費、支出済額5億3,498万3,587円、翌年度繰越額726万円、不用額5,507万413円、比較6,233万413円。

9款消防費、支出済額2億5,735万1,645円、不用額866万8,355円、比較、同額です。

10款教育費、支出済額9億4,662万9,266円、翌年度繰越額6億3,916万5,000円、不用額9,081万7,734円、比較7億2,998万2,734円。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額でございます。

12款公債費、支出済額3億3,149万2,793円、不用額545万7,207円、比較、同額でございます。

13款諸支出金費、不用額1,000円、比較、同額でございます。

14款予備費、支出済額ゼロ、不用額452万7,000円、比較、同額の452万7,000円です。

歳出合計、予算現額87億8,158万円、支出済額77億8,154万9,868円、翌年度繰越額6億5,997万

4,000円、不用額3億4,005万6,132円、比較、10億3万132円ということでございます。

ちょっとすみません、暫時休憩。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時21分休憩

午前9時22分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） すみません、大変失礼をいたしました。

決算につきましては、数字につきましてはの説明は終了させていただきます。

それと、決算書、ご覧ください。

204ページからは財産に関する調書ということで、こちらのほうについては、後ほどご確認等していただければというふうに思います。

以上で説明を終了させていただきます。ぜひ2年度決算ということでお認めいただけますようよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

お配りいたしました令和2年度榛東村決算審査意見書をご用意ください。

それでは、岩崎代表監査委員、よろしくお願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、令和2年度榛東村決算等審査意見書をお開きください。

3ページをお願いします。

地方自治法第233条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された次の会計に係る令和2年度歳入歳出決算について、同法の定めるところにより審査を実施しました。令和2年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく太陽光発電事業特別会計について行いました。

審査の期間であります、令和3年7月16、19、27及び28日に行いました。

審査の方法であります、村長から送付を受けた各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説

明を受けるとともに聞き取りし、審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果について、本審査の参考といたしました。

なお、現金、有価証券の残高については、例月現金出納検査において確認を行ったため、本審査においては一部を除いて確認を省略いたしました。

審査の結果であります、村長から送付を受けた各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類を照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適切に行われているものと認められました。

次のページをお願いします。

審査の概要であります。

一般会計。

一般会計の決算額は、歳入81億6,500万円、歳出77億8,100万円であります。形式収支が3億8,400万円、実質収支で1億9,900万円、単年度収支においては5,300万円の赤字となっております。

決算収支の状況は下の表のとおりでございます。

次に、歳入でございますが、収入済額81億6,000万円は、調定に対する収入率は99.3%、また、不納欠損は586万2,000円、収入未済額は5,183万9,000円となっております。前年度と比較すると、収入済額は22億8,500万増加、不納欠損は2,055万8,000円、収入未済額は1,618万2,000円、それぞれ減少しております。

歳入の決算概要は表のとおりです。

次に、款別歳入状況は表のとおりでございますが、このうち、村税、それから国庫支出金について申し上げます。

まず、アの村税でございます。

収入済額は16億1,900万円、調定に対する収入率は98.45%でございます。次のページへ飛びまして、調定に対する収入率は、前年度と比較して1.41ポイント増加しております。

収入未済額は1,977万5,000円で、前年と比較して1,445万9,000円減少しております。不納欠損額は577万3,000円で、前年と比較して846万8,000円減少しております。

税目別の決算状況は表のとおりでございます。

次に、8ページのチ、国庫支出金について申し上げます。

収入済額は26億3,000万円、前年に比較して19億500万円の増加でございます。この内訳については、新型コロナウイルス感染症対策に関連する交付金などで、総務管理補助金が2億4,400万円、社会福祉補助金が14億5,500万円、これは特別定額給付金であります。

次に、一番下の村債は、収入済額は2億4,900万円で、前年と比較して7,700万円増加しております。

次に、歳入の過大・過小について申し上げます。

最終予算と収入済額が500万以上の差がある科目について審査を行いました。額の確定は年度末であることから、補正予算に計上することが困難と認められる事案がほとんどでありましたが、年度中の予算の執行状況の管理によって、過大、過小を縮小できると思われる事案も見受けられましたことから、予算管理の精度を高めるように努力をしていただきたい。

収入未済・滞納整理についてであります。

いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。

収入未済額は5,183万9,000円で、前年と比較して1,618万2,000円減少しております。

全庁的な縮減への取組が進められておるところから、当年度の決算においても、キャンプ場利用料及びエネルギー地域循環事業補助金返還を除いて、全ての科目において収入未済額は縮減している、その取組は評価するところであります。前年度と比較して収入未済額は縮減し、徴収率を大幅に向上していますが、滞納整理の進捗状況、徴収人員等の現状を踏まえると、当年以上の収入未済額の縮減及び徴収率の向上は容易なことではないと考えることから、今後はこの維持に取り組んでいただきたい。

税外収入についても、継続的な滞納整理により収入未済額の縮減が認められる。また、榛東村債権管理条例に基づいて、防災行政無線維持管理費については、不納欠損処分がなされている。他の科目においても、多年にわたり収入に至らない場合は、同条例に基づいて適正な処分を検討していただきたいと思います。

収入未済額の現況は、右の表のとおりでございます。増えているのは、キャンプ場使用料の3,200円だけで、あとは減少しております。

次に、歳出でございます。

支出済額は77億8,100万円で、執行率は88.61%となっております。翌年度繰越額は6億5,900万円、不用額は3億4,000万円となっております。

歳出の決算概要は表のとおりです。

款別の歳出決算状況は表のとおりですが、この中で総務費と民生費、教育費について申し上げます。総務費でございます。

支出済額は12億6,900万円、前年度と比較して3億6,500万円増加。項別に見ますと、総務管理費が3億8,400万円増加。総務管理費の中で目別に見ますと、地方創生管理交付金が2億8,300万円、これは皆増でございます。増加しておるところでございます。

項別の決算状況と、それから次のページに目別の決算状況がありますが、一番下の地方創生臨時交付金、これは当年度は初めての資金ですので、これが非常に目立っております。

次に、ウの民生費でございます。

支出済額は36億2,500万円、前年と比較して15億9,300万円増加しております。項別に前年と比較して増額しておるのは、社会福祉費が15億1,500万円でございます。社会福祉費の目で見ますと、社会

福祉総務費14億9,200万円増加、これは特別定額給付金だと思います。社会福祉費の目別の決算状況は表のとおりでございます。

次に、18ページのコの教育費を見てください。

支出済額は9億4,600万円、前年と比較して2億7,000万円増加しております。このうち、教育総務費5億2,100万円を含めて、6億3,900万円が翌年度の繰越しとなっております。

次に、20ページをお願いします。

高額不用額でございます。

事務事業の節単位で250万円以上の不用額が生じたものについて審査を実施しました。不用額が生じた理由は、額の確定は年度末となることから安全値を考慮したことによるものがほとんどであります。予算の補正により減額可能と思われる事案も見受けられました。予算管理に注意して、より有効な予算を執行していただきたいと思います。

次に、抽出検査でございます。

抽出によって、次の消費的事業について審査を実施しました。いずれの事業も適切に執行されていることを確認しました。投資的事業について、抽出によって、次の事案を书面審査を実施しました。いずれの事業も適切に執行されていることを確認し、また、同事業については現地踏査を実施し、いずれの事業も契約事項は適切に履行されていることを確認しました。以下の表の案件でございます。

次に、交際費でございます。

議長、村長、教育長及び農業委員会長の交際費の執行状況について審査を実施しました。いずれについても適切に管理、執行されていることを確認しました。

次に、54ページへお進みください。

公有財産の状況でございます。

行政用の土地が1,338平米増加、建物については増減はございません。物件有価証券についても、異常はございません。

次に、出資による権利等でございますけれども、出資金が7、出捐金が9、寄託金が1、17件ございますが、当年度は増減がございません。

続いて、物品でございますが、前年と比較すると、車両が1台、樹木粉碎機が1台、それぞれ減少、マリンバは1台増加しておる現況でございます。

基金の状況でございます。

当年度末における全会計の基金合計は54億3,100万円で、前年度と比較して1億2,400万円増加しています。基金の状況は以下の表のとおりでございます。

次に、村債の状況でございます。

全会計における村債の残高は58億円、前年と比較して2億2,300万円減少でございます。当年度中における発行額は3億2,000万円、償還額は5億4,400万円となっております。

次に、財政分析でございます。これは普通会計で行っております。本村における普通会計は、一般会計と住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合計から各会計間の繰入、繰出等の重複する部分を控除したものが普通会計でございます。普通会計の決算額は、歳入82億3,200万円、歳出78億4,100万円でございます。形式収支で3億9,000万円、実質収支が2億500万円、単年度収支は4,800万円の赤字、年度別の決算収支の下の表のとおりでございます。

歳入の構成についてでございますが、下の表を見ていただくと分かるように、元年度は一般財源が75.39%、特定財源は24.61%だったんですが、2年度は一般財源が59.82%、特定財源が40.18%で、特定財源が18億4,300万円増加しています。これは地方創生臨時交付金の2億8,300万円とか、特別定額給付金で12億6,000万円とか、こういったことで構成が大幅に変わっております。

歳出は、歳入の裏返しという形でございます。

次に、主要財政指標でございます。財政力指数は0.56%で、前年と増減はありませんでした。経常収支比率は92.8%で、1.0ポイント増加ということは悪化ですね、悪化しております。

実質公債費比率は9.3%で、0.7ポイント減少しています。

下に財政力指数その他と書いてありますが、財政力指数は1を超えれば普通交付税は不交付となる。経常収支比率は、町村においては75%が妥当とされる。実質公債費比率は18%以上になると起債に許可が必要と、そういった一つのめどがございますので、参考にさせていただきたいと思います。

次に、審査意見を申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に起因して、一般会計の歳入歳出はともに前例のない規模の決算となりました。緊急事態宣言の発出や感染症予防による制限を余儀なくされる中で、従前の業務に加えて、特別定額給付金や各種感染症対策事業など村民の生活を守るために、新型コロナウイルス感染症対策に奔走された職員皆様に、まず深く感謝を申し上げたいと思います。

令和2年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入115億6,300万円、歳出111億円となっております。形式収支で4億5,500万円、実質収支で2億7,000万円、単年度収支で3,300万円の赤字となっております。

一般会計における歳入を見ると、歳入決算額の19.8%を占める村税は収入済額は16億1,900万円、収入率が98.45%で、前年と比較して1.41ポイント増加した。収入未済額及び収入率が継続して改善していることは、大いに評価するものでございます。村税のほか、児童保育費負担金、農業用施設使用料、住宅使用料等の税外収入においても、継続的な取組により、収入未済額の解消または縮減しております。収入未済額に対する全庁的な取組を評価するとともに、より一層の収入未済額の縮減に向けて、継続していただきたいと思います。

歳出を見ると、一般会計が77億8,100万円、特別会計が33億2,600万円で、合わせて111億800万円、前年と比較して一般会計においては22億100万円増加、特別会計においては1億5,200万円減少しております。一般会計の歳出では、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、経済活性化対策事

業など新型コロナウイルス感染症対策に関連する支出を確認しました。この支出の大半は国庫資金に依存しております。不測の事態から自らの財源で住民の生活を守るためにも、各事業の費用対効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事務事業の執行に努めて、より健全な財政運営が図れるように努めていただきたいと思います。

不用額については、一般会計で3億4,000万円、特別会計で1億1,700万円、合わせて4億5,700万円でございます。前年に比較して4,800万円減少していますが、より精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努めるとともに、不用額が明らかになった場合は速やかに補正措置を行うなど、適正な予算管理をしていただきたいと思います。財政指標を見ると財政力指数は0.56で前年度と同様で、経常収支比率は92.8%で1ポイント悪化、実質公債費率は9.3%で、前年に比較して0.7ポイント減少しております。引き続いて比率の推移を注目して、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

令和2年度の決算状況、財政状況を勘案すると当年度は適切に財政運営が行われ、財政状況は健全に維持されている状況であります。しかし、過去5年間の財政指標は、現在の財政状況が決して楽観視できるものではないことも示唆しております。限られた財源の中で既存資源の活用を図りながら、職員一人ひとりが常にコスト意識をもって創意工夫に励み、より効果的、より効率的な執行に取り組んでいただきたいと思います。

最後となりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の兆しは見えません。今後とも不安と隣り合わせの日常を営むことを余儀なくされることを考えると、想定外が想定外でなくなり、常に危機感を持ち合わせなければならない現代こそ、社会情勢や経済情勢の行方を的確に把握し、第6次榛東村総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現に向けた施策が数多く展開されることを期待して、審査意見といたします。

○議長（小山久利君） ありがとうございます。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。また、対象は一般会計のみでございます。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま、代表監査委員より決算審査のご意見をいただきました。

「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」というような項目、施策が増えるようにというご意見でございましたが、代表監査委員におかれましては今回の決算審査におかれて、この「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」というような施策は何と考えておられたか、どのように審査されたか、3つ

ほど挙げていただければいいかなと。1回目の質問の1問目ですね、それがね。

2つ目は続いて、決算書の8ページでございます。

この中で、16の国庫支出金でございます。予算額との収入未済額との比較が4億1,800万円ほどあると。大変大きい金額が榛東村に入ってこなかったということでございますが、これはどのような予算であって、何のために歳入が行われる予定だったのかということが2問目。

そして、3問目は、この4億1,000万の仕事はしたのかしないのか、したとしたら村税から投入したのか。ここですね、なぜ入ってこなかったのかということをしっかり教えてください。

これが1回目の質問です。お願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時2分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

早川監査委員会上席書記。

〔監査委員会上席書記 早川弘行君発言〕

○監査委員会上席書記（早川弘行君） 監査委員の書記として答えさせていただきます。

64ページにありました監査のほうの意見書でございますが、村の最上位計画であります榛東村総合計画、これで榛東村の将来像ということで、ちょっと抽象的ではありますが、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」、この最大目標に向かって、今年度も含めてですが事業をやってきていると。それから今後につきましても、これらの事業に向かってどんどん施策を数多くしてくれと、そういう激励の意味で書いてございます。

何ができているのかというのは、今回お配りされております主要な施策にも書いてございますので、ちょっと見ていただければと思います。この最大目標、将来像に向かって、執行のほう一丸となって事業を展開しているつもりでございます。続いての2点目のほうですが、国庫支出金のほうが4億円ほど、予算残額と収入済額との比較というところで4億1,000万予算と乖離しているというご質問ですが、これにつきましては、前回の6月定例議会のほうで私のほうから報告させていただきましたが、令和2年度から3年度への事業の繰越し、これが大変例年になくございました。全体的で6億円以上の繰越しがございました。その中に、国庫支出金も4億円以上の財源を見込んでおりました。つまり、令和2年度にその4億円入る見込みだったものが令和3年度に繰越されたために、この令和2年度の決算書におきましては予算現額と収入済額との比較というところの数字で出てきたというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、4億円についてご説明がありました。ありがとうございました。

そうしましたら、先ほどの204ページですかね、204ページで、財産に関する調書ということがございました。いろいろな財産があるということでございますが、この中で重立った変更、比較、増があったもの、減があったものについての詳細を、説明ください。1つずつで結構です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、決算書の204ページから掲載されています財産に関する調書、これについての増減の箇所を説明させていただきます。

まず、204ページ、ご覧ください。

こちらのほうで、公共施設、その他施設の土地が1,338平方メートル増えてございます。これは、大変申し訳ございませんでした。経過から申し上げますと、昨年までにありましたものの計上漏れです。道向かいにあります福祉施設、そちらのほうの面積が一部計上漏れがありましたもので、今回、訂正の意味を含めまして、計上させていただきました。

続いて、財産のところですと、207ページのところの（3）の有価証券のところ、増減のところに入っております。これにつきましては、下の米印で書いてあるんですが、この株券というものがみずほフィナンシャルグループの株券でございますので、株価の変動というところで28万9,000円ほど増になっております。

それから、そのページの一番下、2の物品のところ、これについては代表のほうからご報告ありましたが、特殊用途自動車につきましては1台減、それから樹木粉碎、これも減、それからマリンバ、楽器ですよね、楽器が1台増というふうになっております。

それから、208ページの基金のほうでございますが、こちらにつきましては、主たる成果の168ページのほうで、基金の状況というところで当該年度の積立て、取崩し、この額が詳細に書いてございますので、ご覧いただければと思います。

続いて、209ページ目の地方債の目的別現在高につきましても、これは見ていただくと分かるように、発行額と償還額それぞれございましたので、差引きいたしますとこのような現在高、年度途中の増減ということになります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 決算審査の意見書にもございましたけれども、特別会計の繰入金で一般会計からの繰入金が大分減額していると、特に農業集落排水事業が多かったんですけれども、この繰入金が減額した説明をお願いします、3つぐらいの特別会計だったと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 農業集落排水事業特別会計への繰出金が減っている、減少しているというところですが、特別会計につきましては、特別会計のほうからの必要繰出額、これを請求というか、あったものでそのまま支出しているものでございます。特別会計につきましては、いろいろ毎年度事業をやっておりますので、それぞれにおいて毎年同じような繰出金が支出されるというわけではございませんので、特別会計の事情に応じまして、繰出金も増減になると思います。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） まずは、代表監査の並びに監査の皆さん、大変お疲れさまでした。大変いい監査だと私は思います。

私から質問です。

まず第1点は、公債費が発行されていると思いますけれども、その公債の償還に関して特段特出するものがあれば、お聞かせください。

2点目、先ほど、代表監査からは、気を抜くと財政再建団体にもなりかねないという、そういう感じの発言もございました。このコロナの状況の中で深く突っ込むつもりは、全くありません。それに関して真塩村長からは、今後の方針展望、施策等ございましたらお聞かせください。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村債の償還についてのまずご質問だったと思います。

令和２年度につきましては、繰上償還等は実施しておらず、普通の定時償還のみでございました。ただ、その元年度とか、その２年前ですかね、減災基金という基金がございますが、そちらのほうがある程度確保できた時点で、高利の村債、これを繰上償還しております。

続いて、あと２点目の指標等々に関するあれですが、財政再建まですぐ行くようなことはまずございませんと思っております。ただ、ここ最近、いろいろな需要等もございまして、財政系の比率、財政、比率が悪化しているものもございまして、当然、改善しているものもございまして。そういうところで気を抜くと、その悪化しているものがどんどん改善の方向へ行かず、どんどん悪化していつてしまうから気を付けてくださいねと、そういう激励だとは受け取っております。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 齊藤議員のほうから話がありました今後についての方針とか、そういうものを言えと。私のほうとしては、監査委員のほうからも出ておりますように、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」ということを、そういうことが全体的に考えられる今後のむらづくりをやっていくというのが、私は、方針でございます。それは今現在、これを言えと言え、何といっても今現在、コロナが蔓延しております。これらについても早く収束するように、村独自でもどんどんワクチン接種とか、こういうものを進めていくとか、それがまず第一だと思います。そういう中において、今後のその時々において、必要なものを積極的に取り入れていくということが必要じゃないかなというように考えております。

今後についても、また来年度予算とか、あるいはまたこれからお願いする今年度の補正予算を追加しながら、我々のほうもやっていきたいと思っておりますので、それも皆さんの意見等も聞きながらやっております。いろいろそのときにも話を聞かせてもらいたいというように、明るい未来ができるこの榛東村にするべく、考えてやっていきたいというように思っております。

○議長（小山久利君） １番。

〔１番 齊藤将史君発言〕

○１番（齊藤将史君） お答えをありがとうございました。

教育に力を入れ、そして、将来の実りを榛東村が得ていくと、村長のお答えは、そのように私は受け取りました。

加えて、もう１つご質問があります。今後、インフラを整備するに当たって公債の発行計画があるのであれば、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） これからの村債の借入れというか、発行の予定とか見込みでございますが、当面、一番大きい事業といたしますのがあの複合施設というか、防災中枢機能施設の建設だと思っておりますが、そちらのほうは今のところ、国庫の補助金が大変いい利率のが見つかりましたので、それプラス基金も結構積立てのほうができておりますので、それで賄えるかなと考えております。そのほかに学校系のほうを、2年度も中学校の体育館改修したんですが、そのように学校のほうの長寿命化等々でこれから大事業というか、事業が残っておりますので、そちらのほうで起債を考えてございます。今のところはそのくらいです。一般会計のほうは、そのくらいを考えているだけです。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） これで終わりです、質問。

すみません、思いつきで大変恐縮なんですけど、保育施設に関する質問ですけれども、保育施設の形態として私の記憶が確かであれば、公設公営、公設私営、私設私営、この3形態になっていると思います。保育施設が足らないと、そのような状況になっていると思いますけれども、公設公営あるいは公設私営の保育施設、あるいは、それに該当するような施設を建設するというお考えはございますか。

○議長（小山久利君） 決算審査に関しての質問なんで。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第60号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開を10時50分いたします。

なお、議員の皆様におかれましては、301会議室において決算審査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時23分休憩

午前10時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

委員長に小野関治義議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をいただきます。

初めに、決算審査特別委員会委員長、小野関治義議員、よろしくお願いいたします。

〔決算審査特別委員会委員長 小野関治義君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小野関治義君） ただいま、皆様のご推薦により決算審査特別委員会委員長を仰せつかりました小野関です。

皆様のご協力の下、スムーズに審議、審査ができるよう努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 審査のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長、清水健一議員、よろしくお願いいたします。

〔決算審査特別委員会副委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（清水健一君） 委員長を補佐して決算審査が行われますよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 審査のほどよろしくお願いいたします。



◎日程第2 議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 続きまして日程第2、議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は2ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書211ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額13億6,868万3,277円、2、歳出総額13億3,478万3,194円、3、歳入歳出差引額3,390万83円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、212ページ、213ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額 3 億4,396万5,052円、収入済額 2 億9,589万8,689円、不納欠損額704万4,466円、収入未済額4,102万1,897円、比較839万8,689円。

2 款一部負担金、比較4,000円の減。

3 款使用料及び手数料、調定額 1 万5,229円、収入済額、同額。比較 1 万4,229円。

4 款国庫支出金、調定額373万2,000円、収入済額、同額。比較 8 万7,000円の減です。

5 款県支出金、調定額 9 億1,584万3,964円、収入済額、同額。比較303万1,036円の減です。

6 款財産収入、調定額38万9,186円、収入済額、同額。比較 1 万814円の減です。

7 款繰入金、調定額8,898万8,702円、収入済額、同額。比較2,951万6,298円の減です。

8 款繰越金、調定額3,257万3,054円、収入済額、同額。比較54円。

9 款諸収入、調定額3,124万5,652円、収入済額3,124万2,453円、収入未済額3,199円、比較781万9,453円です。

歳入合計、予算現額13億8,510万円、調定額14億1,675万2,839円、収入済額13億6,868万3,277円、不納欠損額704万4,466円、収入未済額4,102万5,096円、比較1,641万6,723円の減でございます。

次に、214、215ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額913万5,943円、不用額278万9,057円、比較、同額でございます。

2 款保険給付費、支出済額 8 億8,776万2,821円、不用額1,293万7,179円、比較、同額でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額 4 億1,417万6,453円、不用額2,547円、比較、同額でございます。

4 款財政安定化基金拠出金、不用額1,000円、比較、同額でございます。

5 款保健事業費、支出済額1,318万781円、不用額201万2,219円、比較、同額でございます。

6 款基金積立金、支出済額38万9,186円、不用額 1 万1,814円、比較、同額でございます。

7 款諸支出金、支出済額1,013万8,010円、不用額264万7,990円、比較、同額でございます。

8 款予備費、不用額2,991万5,000円、比較、同額でございます。

歳出合計。

予算現額13億8,510万円、支出済額13億3,478万3,194円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5,031万6,806円、比較、同額でございます。

次に、216ページから241ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、242ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度国民健康保険特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 23ページをお開きください。

特別会計について申し上げます。

決算収支でございますが、特別会計の決算額は、歳入が33億9,700万円、歳出で33億2,600万円となっております。形式収支で、あるいは実質収支でともに7,000万円。単年度収支で2,000万円の黒字となっております。前年度と比較しますと、歳入決算額は1億3,300万円、歳出決算額は1億5,200万円、それぞれ減少しております。

各会計の決算収支の状況は表のとおりでございます。

また、一般会計からの繰入金は6億6,800万円となっております。前年度と比較して1,200万円増加しております。一般会計からの繰入金の状況は、以下の表のとおりでございます。

介護保険と公共下水道事業が金額が多いことと、当年度の増額も多い状況は表のとおりでございます。

それでは、国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入で13億6,800万円、歳出13億3,400万円となっております。形式収支、実質収支ともに3,300万円。単年度収支が132万7,000円の黒字となっております。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

まず、歳入でございます。

収入済額13億6,800万円は、最終調定に対する収入率が96.61%。不納欠損額は704万4,000円、収入未済額は4,102万5,000円となっております。前年と比較すると、収入済額は1億1,600万円、不納欠損額は1,400万円、収入未済額は2,400万円、それぞれ減少しております。

歳入の決算概況は表のとおりでございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

次に、歳入の過大と過小について申し上げます。

最終予算に対して収入済額は500万円以上の差が生じている科目について審査をしました。医療費

負担の流動性に起因するもの、額の確定が年度末と補正予算に計上することが困難と認められる事案がほとんどでありました。年度中の決算の執行状況の加味によって、過大、過小、縮小できると思われる事案も見受けられました。予算管理の精度を高めていただくようお願いをいたします。

収入未済、滞納整理でございますが、滞納整理の実施、関連帳票の管理状況は適切に行われていることを確認しました。収入未済は前年度と比較すると、2,467万9,000円減少でございます。

収入未済、減額の状況でございます。

全科目にわたって減少しておりますのを確認をしてください。

次に、歳出でございます。

決算額は、支出済額は13億3,400万円、最終予算に対する執行率は96.37%、不用額は5,000万円、前年と比較しますと、支出済額は1億1,700万円、不用額は422万2,000円、それぞれ減少しております。

歳出の決算概要と款別の歳出状況でございます。

次に、高額不用額でございます。

事務事業の節単位で250万円以上の不用額が生じているものについて審査をしました。予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査は、保健衛生普及費について審査をしました。適切な執行をされていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

国保の中で、今、監査委員の方からもご説明ございましたが、国民健康保険の保険税ですね。保険税が予算現額と収入と比較して800万円増えた。そもそも、予算が2億8,000万円しか組んでいないところを調定額が3億4,000万円ということは、国保税率が高いのではないかと、黒字というお話ございましたけれども、黒字なのに一般会計の繰入れは増えているということを監査委員さんからご指摘ありましたけれども、こころ辺について、コロナ禍で医療控えということもよく言われておりましたけれども、令和2年はそんなに影響あるのかなと。予算が2億8,000万円、調定が3億4,000万円ということは、先ほど、村税には見えなかったことのような気がするんですけども、そこら辺について詳細を説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時9分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

予算額と調定額の金額の違いということですが、まず調定額につきましては、納税義務者に対する賦課額の総額になります。

予算額につきましては、その賦課額に対してどの程度収入が見込めるかということ进行計算し、予算を計上しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほどの議員のお尋ねは、税収減ったけれども繰入れが増えているというお話だったかと思うんですが、先ほどの意見書の25ページを見ていただきたいんですけども、上の表になります繰入金については対前年比で減っておりますので、繰入れは増えてはいないところなんです。また、一般会計の繰入れにつきましては、一定のルールに基づいての繰入れですので、ルール外の繰入れはそもそも行っておりませんので、繰入れについては昨年度より減っていると思います。

国保税率のことですけれども、税率につきましては、昨年度より減税しておりますので、国保の改正前は榛東村は確かに高い状況であったかと思うんですが、28年度から段階的に減らしております、30年度も減らしております。

すみません、引下げております。そして、令和2年度から令和3年度にかけても引下げをさせていただきますので、国保税については引下げになっております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 国保の運営がうまく行っているということでしょうか。それを実感できるという点あれなんですけれども、歳出の中で、傷病手当金という項目があるんですけれども、ここは支出済額がゼロだったのでご説明がありませんでしたけれども、約100万円、傷病手当金、様々なものがあつたと思うんですけれども、村民への説明不足で実際もらえる人が申請がなかったような気がするんですけれども、ここら辺の内容について、村民はどのように理解してゼロ円になったのかというのをちょっと説明いただくとありがたいですね、すみません。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この傷病手当につきましては、補正の際も昨年度説明させていただいているかと思うんですが、コロナ禍において、被保険者の方がコロナに罹患して、そういう方に対しての支出でございます。そして、昨年度は申請がなかったということでございます。

内容については、広報等で周知はしてございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3問目。

今の傷病手当金、広報でご説明されて、申請がなかったということでしたが、これというのはさらなる広報が必要だったりして、実はという場合には何年遡り、遡及ができるんでしたっけ。申請ができるかということをお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 遡りの年数、すみません、今、ちょっと確かな数字が分からないので、また説明させていただきますが、申請につきましては随時行っておりますので、3年度につきまして申請も受け付けております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 国保税を段階的に引下げているという状況ですけれども、一挙に下げないという理由があるのであればお答えください。

複数年度で引下げを段階的に行っているということですので、何年間にわたって引下げを行うのか、これも分かっている範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 引下げを行うということは、ここで確定は話はできません。その内容によって毎年のことを見て、引下げあるいは内容によっては足りなくなるということで、引上げをお願いするときもございます。今までもそういう審査会とかそういう中において、この黒字とか、そういうものが相当できたというところで、できれば4年間にわたって引下げ等を、その時点においては引下げをやろうということで決定をさせてもらって、やったところでございます。だから、来年度、再来年度が引下げになるかどうかということは、まだ分かりません。その点はご了解、で、皆さんに報告を申し上げながらその理由も、引上げ引下げを含めてですね、説明をしていきますので、よろしくお願いします。

いします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

6 番生方勇二議員。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） 決算書の229ページですかね、下から5段目、650万円ほどの保険給付費が不用額というふうになっているんですけども、これは全国的なことでちょっと私もお聞きしたんですけども、コロナの影響で受診控えというんですか、そういうことが生じているということがあるかと思うんですが、この辺の不用額が生じたということは、その辺に原因するものでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この不用額につきましては、その毎月の収支の中で多少安全値を見ながら補正等を組んでおりますので、そこから生まれた不用額ということで、保険給付費のコロナによる受診控えというところはというご質問に対しては、やはり昨年度に比べて保険給付費は大分減少しておりますので、生方議員がおっしゃったような受診控えがやはりあったかとは思われます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

4 番波多野佐和子議員。

〔4 番 波多野佐和子君発言〕

○4 番（波多野佐和子君） 話は少し戻るんですけども、30年度から徐々に国保税を引下げた、現在まで、令和3年までにまた段階的を経て引下げたそのパーセンテージを教えてください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 令和2年から令和3年度引下げたのは、均等割をお1人1,000円ずつ引下げをいたしました。その前の30年度に引下げた率につきましては、所得割やそういったところも、国民健康保険税にはその医療費分と後期高齢者の支援分と、それから介護の分があります。それぞれで多少引下げてというところがございまして、ちょっと細かい数字を今手元に持ってきておりませんので、また文教厚生常任委員会のときにご回答でよろしいでしょうか、申し訳ありません。

○議長（小山久利君） 健康保険課長、総務委員なので一般会計のところで報告を。

○健康保険課長（安田 睦君） 分かりました。

○議長（小山久利君） お願いします。

ほかに質疑ございませんか。

1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 保険料の支払いに関して、1つご質問があります。

レセプトの内容が適正かどうかというのは、どのような形でチェックをしているのか、榛東村自体でそれはチェックをしているのかどうか、その辺に関して分からない点がありますので、お答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） レセプトのチェックにつきましては、国保連合会に委託をしております。その結果が毎月戻ってきますので、それを基にこちらの村のほうも確認をして、修正が必要なところは修正で医療機関にお返事をしてとか、そういったところで毎月やり取りはして、レセプトの関係はチェックをしております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は3ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書243ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億3,613万1,272円、2、歳出総額1億3,613万1,272円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、244、245ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比

較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額 1 億127万7,200円、収入済額 1 億91万8,000円、不納欠損額 5万9,000円、収入未済額30万200円、比較58万1,000円の減です。

2 款繰入金、調定額3,463万5,456円、収入済額、同額。比較185万3,544円の減です。

3 款諸収入、調定額46万7,816円、収入済額、同額。比較 7 万7,184円の減。

4 款国庫支出金、調定額11万円、収入済額、同額でございます。

予算現額 1 億3,864万3,000円、調定額 1 億3,649万472円、収入済額 1 億3,613万1,272円、不納欠損額 5 万9,000円、収入未済額30万200円、比較251万1,728円の減でございます。

次に、246、247ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額171万3,445円、不用額49万3,555円、比較、同額です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億3,438万127円、不用額94万5,873円、比較、同額でございます。

3 款諸支出金、支出済額 3 万7,700円、不用額 7 万2,300円、比較、同額でございます。

4 款予備費、不用額100万円、比較、同額。

歳出合計、予算現額 1 億3,864万3,000円、支出済額 1 億3,613万1,272円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額251万1,728円、比較、同額でございます。

なお、248ページから255ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、30ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算収支は、収入済額、歳出済額共に 1 億3,600万円で、形式収支、実質収支、単年度収支、これはいずれもゼロ円でございます。

歳入について申し上げます。収入済額は1億3,600万円、調定に対する収入率は99.74%、不納欠損額は5万9,000円。

収入未済額は30万円でございます。

前年度と比較すると、収入済額は562万3,000円、不納欠損が5万9,000円、それぞれ増加。収入未済額は15万5,000円減少している状況でございます。

決算概要は下の表のとおりでございます。

収入未済・滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。前年度と比較すると、収入未済額は15万5,000円減少、賦課業務、それから窓口業務、その他業務共に併せて徴収業務への取組を強化することは困難と思われる状況の中で、前年度に引き続き収入未済額を縮減させたことは評価することができます。

収入未済額の状況は表のとおりでございます。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億3,600万円、執行率は98.1%、不用額は251万2,000円となっております。前年と比較すると、支出済額で562万3,000円、不用額は27万2,000円、それぞれ増加しております。

決算概要、款別の歳出状況は表のとおりでございます。

抽出審査は、徴収費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

主要な成果の報告書の131ページ、決算の中で不納欠損を5万9,000円したと。この不納欠損をされた方々というのは保険証が使える状態なのか、滞納していても今どういう状態になっているのかと。大変徴収率もいいし、困難を極めるというような代表監査委員の審査でございましたけれども、その開設当初100%であったと。平成30年度99.57%、今年度は99.83%ということで、あと少しなんですけれども、不納欠損をしながら後期高齢者の人の保険証が使える状態を確保されているんだろうと思いますけれども、この昨年ゼロだったのに今年5万9,000円皆増ということでございますけれども、どのような理由、どのような背景があったのか、また、この不納欠損された人は保険証が使える状態なのかどうかということをお尋ねします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 不納欠損した方の状況というのは、数も少ない事例にもなりますので、詳細については説明は控えさせていただきます。ただ、保険証を使えない状況であったかということは、そういう方はいらっしゃいませんので、その全体で保険証が使えないという人はいませんということを説明させていただきます。

不納欠損させていただいた内容につきましては、地方税法に準拠して、滞納の執行停止等手順を踏みながら行ったものであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしますと、主要な成果に不納欠損額というのを書かれましたけれども、不納欠損の状況と、皆増というようなときには、ここに若干の説明があってもいいかなと思うんですが、金額が少ないだけに詳細が書けないということでございましたけれども、税法に基づいてはしながら貴重な財源を欠損するということでございますから、説明責任を果たされたほうがいいと思いますけれども。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時39分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 主要な施策についてのご意見ということで伺っておきます。ありがとうございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1 番 齊藤将史議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 款の項目に後期高齢者医療広域連合納付金というふうに計上されていますが、これ広域連合ですから、地方自治体の幾つかの地方自治体が集まっているというふうに理解していますが、負担割合負けというような、こういう考え方がいいのかどうかはちょっと分かりませんが、負担割合負けをしているということがないのかあるのか、その辺のところはざっくりで構いませんので、分かる範囲内でお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 決算書の253ページをご覧くださいんですが、備考欄をお願いします。下のほうですね。後期高齢者医療広域連合納付金の内訳としましては、広域連合事務費負担金と保険料等負担金と2種類ございます。保険料等の負担金につきましては、徴収した保険料を納めるということになります。事務費負担金につきましては、議員さんがおっしゃったようにこの連合会というのは群馬県の中での連合会になりますので、群馬県内の市町村の割合等含めながら計算されたもので、広域連合から請求が来るものになりますので、その負けとかということはないと思います、適正に請求され、適正に支払っております。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 分かりました。

では、こういうふうに言い換えますと、ちょっと確認を取りたいんですが、このようなというか、後期高齢者医療広域連合納付金というこの款の項目に、私が先ほど申し上げた負担負けという概念を持ち込むということは想定していないし、不適切だというふうに結論づけてよろしいですか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 後期高齢者医療広域連合につきましては先ほど申し上げましたとおり、群馬県と県内の全市町村が加入している広域連合会になっておりますので、まとめて運営をしていただいているところで、その運営費を全市町村の中で試算しての割当てになりますので、その損得とか、その勝ち負けとか、そういうことではなく、必要な経費を公平に請求され、支払うということでございます。保険料につきましては、本当にその年の保険料ということでのお支払いになりますので、これはその人数やいろんな所得の関係もありますので、毎年の変動は当然ございます。

以上です。

○議長（小山久利君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は4ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書は257ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億8,458万2,970円、2、歳出総額11億5,686万6,083円、3、歳入歳出差引額2,771万6,887円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、258ページ、259ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款保険料、調定額 2 億7,926万1,271円、収入済額 2 億7,422万5,852円、不納欠損額125万2,753円、収入未済額378万2,666円、比較94万5,852円。

2 款国庫支出金、調定額 2 億3,945万5,221円、収入済額、同額。比較149万2,779円の減。

3 款支払基金交付金、調定額 2 億9,839万円、収入済額、同額。比較400万1,000円の減。

4 款県支出金、調定額 1 億6,952万9,914円、収入済額、同額。比較381万2,086円の減。

5 款介護予防支援費、調定額694万4,150円、収入済額、同額。比較15万8,850円の減。

6 款財産収入、調定額 7 万2,917円、収入済額、同額。比較83円の減。

7 款繰入金、調定額 1 億7,732万4,646円、収入済額、同額。比較748万4,354円の減。

8 款繰越金、調定額1,803万4,114円、収入済額、同額。比較114円。

9 款諸収入、調定額95万4,096円、収入済額60万6,156円、収入未済額34万7,940円、比較60万156円。

歳入合計、予算現額11億9,998万6,000円、調定額11億8,996万6,329円、収入済額11億8,458万2,970円、不納欠損額125万2,753円、収入未済額413万606円、比較1,540万3,030円の減でございます。

次に、260、261ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,512万1,535円、不用額374万9,465円、比較、同額。

2 款保険給付費、支出済額10億7,048万4,648円、不用額1,882万8,352円、比較、同額。

3 款地域支援事業、支出済額4,718万7,341円、不用額528万7,659円、比較、同額。

4 款基金積立金、支出済額7万2,917円、不用額1,001万2,083円、比較、同額。

5 款諸支出金、支出済額1,399万9,642円、不用額244万7,358円、比較、同額。

6 款予備費、不用額279万5,000円、比較、同額でございます。

歳出合計、予算現額11億9,998万6,000円、支出済額11億5,686万6,083円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額4,311万9,917円、比較、同額でございます。

262ページから291ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、292ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度介護保険特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、33ページをお願いいたします。

介護保険特別会計について申し上げます。

決算収支、歳入は11億8,400万円、歳出11億5,600万円。形式収支、実質収支はともに2,700万円、単年度収支は968万3,000円の黒字でございます。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入でございます。

収入済額11億8,400万円、調定に対する収入率は99.55%。不納欠損は125万2,000円、収入未済額は413万1,000円でございます。前年と比較すると、収入済額は2,700万円増加、不納欠損が20万9,000円、収入未済額は18万4,000円、それぞれ減少しております。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

歳入の過大・過小について申し上げます。

収入済額は、最終予算に対して500万円以上の差がついている科目について検証いたしました。補正予算に計上することが困難な事案であると認められ、適正に管理されておりました。

収入未済・滞納整理について。

滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。

収入未済額は413万1,000円、前年と比較して18万4,000円減少しております。徴収対策に係る人員が十分でない中、継続的な滞納整理や滞納処分により収入未済額全体を縮減したことは、評価することができます。この中で、返納金でございますが、引き続き、県、その他関連町村と情報共有を図った上で、関係法令等に基づき、適正な処分を検討してください。

次に、歳出でございます。

支出済額は11億6,600万円、歳出予算に対して執行率は96.41%、不用額は4,312万円。前年と比較すると、支出済額は1,700万円増加、不用額は3,700万円減少しております。

歳出決算の概要、款別歳出状況でございます。

この中の上から2番目ですね、保険給付費が10億7,000万円になっておりますが、国保が今8億8,700万円です。今は介護保険のほうが遙かに年間の支払いが多いということでございます。

高額不用額は、250万円以上の不用額が生じたものについて審査をしました。予算管理は適正に行われていると認められました。

抽出審査については、一般管理費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 決算書の274、275お願いします。

5目の施設介護サービス給付費ですけれども、これの不用額が537万円ほど出ております。この要因というんですか、月々の積み重ねなのか、あるいはまた、コロナ等の特定の要因があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 主要な施策の136ページをお願いします。

3の給付状況の(3)に施設介護サービス受給者数ということで、年度末現在の人数の年度の比較があると思うんですが、令和元年度が合計で131名のところ、令和2年度は114名でございまして、施設入所の方が減っているという現状かと思います。ただこれは、この表にありますとおり、介護福祉老人施設、これは特養と呼ばれるところですが、それから介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、この4つが介護保険の施設介護サービスになりますので、これ以外で村内にも多数ありますが、サービス付き高齢者向け住宅だとか、有料老人ホームだとか、そういったところに入所されている方も最近は多くなっておりますので、在宅の人が増えたというよりは、この4つの介護のサービスの施設のところの方の人数が令和2年度は減ったということもありまして、補正予算も組んだんですが不用額が出てしまったということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

先ほど、不納欠損のところ、小さい金額でしたが聞いたのは、今回も介護で不納欠損額が125万2,000円、貴重な年金から皆さん介護保険を払って、介護保険の給付を受けているという状況で、欠損も必要な場合もあるでしょうけれども、これは何件で何年度分を払わなくていいという欠損をしたのか。そして、そのそれに対する延滞金等も一緒に欠損しているのか、延滞金だけ残っているのかと、そのようなところをちょっと教えてください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時1分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 令和2年度で不納欠損をした分につきましては、平成28年度分から令和元年度までのものになります。延滞金等発生している場合は、それも含めて不納欠損されていると思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 28年から元年ということで、多数、複数年にわたっているんですけども、地方税法にのっとってということだと思いますけれども、よく5年とか、あと記憶していたんですけ

れども、何か令和元年、ちょっと3年ぐらいかなということが考えられるんですけども、どうして複数年なのかちょっと、特別な事情があったのかなのか教えてください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険料になりますので期限は2年、不納欠損するのは2年ですが、その通知を通知して支払いをしてきてというところがあると、その不納欠損する期間が延びますので、税は5年かと思われますが、保険料になりますので基本は2年で、その2年間延びた人の分がありましたが、結局、お支払いのほうができない中での不納欠損で、令和2年度につきましては平成28年度分からの金額が含まれているという状況でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3問目ですけども、ということは、何か遡ってまでやれる、やろうというところといいましょうか、少し余裕があると、介護保険に余裕が、保険会計の中に余裕があるという考え方の中で、今回、不納欠損、さっきの後期高齢もそうですけれども、複数年にわたって遡ってやったのかなということが1点。

あと、もう3問目になるのにもう1問ちょっと聞いておきたいんですけども、決算審査の意見書の35ページに、収入未済額の返納金というのがございますが、2年度も34万7,940円、元年度も34万7,940円ということで、同額の返納金が毎年あるということでしょうか、それが変わらず未済になっているということでしょうか。

以上、2問お願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩を。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 介護保険料の話なんです、地方税法に準拠する手続ということなので、私のほうで説明をさせていただきます。

先ほど保険課長のほうから、税の時効は5年で介護保険料の時効は2年という話でした。その中で、時効の更新という手続がございます。主に滞納者が債務を承認することによって、そこで一旦時効はリセットされます。

不納欠損の話ですが、不納欠損というのは財務上の手続であって、その前段として、税上の手続と

して、滞納処分の執行停止という手続を行います。その中で通常、滞納処分の執行停止をした後に3年たった段階で、課税徴収の義務が消滅し、さらにその前に時効が到来する場合には、義務が消滅します。その中の執行停止の理由とすれば、先ほど議員おっしゃいましたけれども、財源的に余裕があるから不納欠損をしたのかという話ではなくて、執行停止をするには理由がございます、大きく分けて3つ。その介護保険料の納付義務者が財産がない、もう1つは、生活困窮なのか、もう1つは、居所も財産も不明なのか、この3つの理由に当てはめて執行停止の手続を行います。当然、その執行停止を行う前段として、財産調査、生活状況調査を行うというのは言うまでもありません。

以上です。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません、私よりきちんと説明していただけたと思ひまして、税務課長にお願いしました。

もう1点の返納金につきましては、昨年度と同じ額ということでしたが、ご指摘のとおり、同じ内容を引継いでいるということです。内容につきましては、事業所が行方知れずになってしまいまして、本来、適正に請求されていなかった分を返してもらいたいところなんです、そこにつきましてその事業所との連絡が取れない状況になっているということで、収入未済額で引継がれているものでございます。これは榛東村の利用者の方だけでなく、県内何箇所か同じ状況になっている市町村がございますので、監査委員さんの指摘のところには、そういった市町村との連携を取りながら適切に処理するようにという指示を受けております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時9分休憩

午後0時58分再開

○議長（小山久利君） それでは、午前に引き続き会議を再開いたします。

安田健康保険課長より発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません、先ほど介護保険特別会計の決算認定の説明のところに不納欠損につきまして、28年度から令和元年度までのというふうに説明をさせていただきましたが、平成28年度から平成30年度までの分ということで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◇

◎日程第5 議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） それでは、日程第5、議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

続いて、決算書の293ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,441万9,408円、2、歳出総額827万97円、3、歳入歳出差引額614万9,311円、5、実質収支額614万9,311円です。

決算書の294ページ、295ページをご覧ください。

歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄でゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額です。

2 款繰入金、比較3万5,000円の減です。

3 款諸収入、調定額4億4,624万3,520円、収入済額1,369万2,529円、収入未済額4億3,255万991円、比較73万1,529円です。

4 款繰越金、調定額63万6,879円、収入済額、同額です。比較879円です。

歳入合計、予算現額1,372万2,000円、調定額4億4,697万399円、収入済額1,441万9,408円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億3,255万991円、比較69万7,408円でございます。

続いて、296ページ、297ページをご覧ください。

歳出になります。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額12万1,791円、不用額545万1,209円、比較、同額です。

2 款公債費、支出済額814万8,306円、不用額694円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1,372万2,000円、支出済額827万97円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額545万1,903円、比較、同額でございます。

なお、1 款総務費に不用額として540万円強の金額を計上してございますが、これは予算執行に係る事務処理の失念錯誤、一般会計予算への繰出金処理の失念錯誤によるものでございます。今後は予算管理に一層の注意を払い、再発の防止に努める所存でございます。大変申し訳ありませんでした。

なお、298ページから303ページまでが歳入歳出事項別明細書になります。304ページには地方債に関する内容を記載してございます。説明につきましては省略をさせていただきますが、公営住宅建設事業債かんぽ生命への起債の償還につきましては、本年度、令和3年度が終了の予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 38ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算収支でございます。

歳入は1,441万9,000円、歳出827万円でございます。形式収支、実質収支はともに614万9,000円、単年度収支は551万2,000円の黒字となっております。

決算収支の状況は下のとおりです。

歳入でございますが、収入済額1,441万9,000円、調定に対する収入率は3.23%、収入未済額は4億3,255万1,000円、前年度と比較しますと、収入済額は407万1,000円増加、収入未済額は331万円減少でございます。

歳入の数字は下のとおりでございます。

収入未済・滞納整理について申し上げます。

徴収対策に係る人員が十分でない中で、前年度と比較して収入未済額が縮減したことは評価するところであります。収入未済額の縮減に向けて債権管理の徹底、徴収体制の見直し及び徴収取組の定着

に努力をしていただきたいと思います。

収入未済額の状況は下の表のとおりでございます。

歳出でございます。

支出済額は827万円、執行率は60.27%、不用額は545万2,000円でございます。前年と比較すると、支出済額は144万円減少、不用額は533万4,000円増加しております。

歳出の決算概要は下の表のとおりでございます。

高額不用額250万円以上の不用額が生じているものについて、審査を実施いたしました。不用額が生じた理由は予算執行に係る事務処理の失念錯誤であることから、予算管理に注意し、再発防止に努めていただきたいと思います。

抽出検査は、一般管理料を行いました。繰出金に係る事務処理の失念錯誤により高額不用額が生じている。予算管理に注意し、再発の防止に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的質疑に限定いたします。1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 一般質問でも申し上げたとおり遠回りしましたので、昨年9月の決算議会のときに、先ほど税務課長がお話しされたように徴税法に準じるとは言いませんが、不納欠損になるような状況はないのかと。よく言う建物はなくても、払っている、払い続けているということもあるということを去年説明で回答で、同じ課長からいただいたかと思いますが、この1年間でそういうようなところがまだあるのかないのか、調査をしたのか、あるとすれば何件で、今後それは不納欠損しないのか、しないならしない理由、ちょっと教えてください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 住宅新築資金等貸付、これにつきましてはまず貸付期間は昭和46年から平成8年度までということで貸付け自体はもう終了し、ずっと償還金の回収事務を行っているところでございます。

平成8年度、最終年度に貸付けを行った方が最長で25年の償還を迎えますので、間もなく、今年度は最終になるんだというふうに承知をしているところです。

昨年も申し上げたんですが、また例月出納検査や決算審査の中でも監査委員さんにも説明をしておりますが、これまで貸付延べ人数としては210人の方に貸付けを行い、件数としては

331件の貸付けを行ってきたもので、今、詳細な数値を調べているところでありますが、現在のところ、完済された方が148人、件数でいきますと211件と、まだ償還中の方が人数でいきますと62名、件数では120件ほどが残っている状況でございます。金額としましては、調定額として計上させていただいている金額がまだ残っているという状況でございます。

かなり古い書類になりますが、以前から償還していただいているもの、個別の個票などを今現在、担当の方に整理をしていただいている状況ということで、まず調定額に誤りがいいのか、今当たっていただいている状況であります。

また、この住宅新築資金貸付につきましては、いわゆる税金や保育料のような公債権ではなく私債権に該当するということで、滞納がありまして強制執行ができない、裁判を通じて請求をしていかなければいけないものということで、非常に取扱いが難しいものというふうに感じています。また、制度として貸付けを行った際にも、いわゆる住宅ローンのような土地や建物に抵当権を設定するようなこともされないで貸付けを行っているということで、回収が非常に難しいというものでございます。現在も同じような自治体の回収の苦しみを抱えているところがたくさんございますので、そうしたところの自治体の例を参考にしながら回収事務を行っていきたいということで、今考えているところで

す。現在も滞納繰越分を分割納付、少しずつでもしてくださっている方がいる状況から、不納欠損は現在もしないできていると。まずはお返ししていただくようなお知らせをしていきたいということで、不納欠損処理については今現在はおしていませんけれども、監査委員さんからはいつまで残していくのかということで、不納欠損の手続についても検討を始められたいということで意見をいただいておりますので、それにつきましても引き続き検討はしていきたいというふうに考えております。

まとまらない答弁になりますが、以上です。よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 丁寧な説明ありがとうございました。

また、監査委員の意見を踏まえて今後やられるということですが、去年もありました、建物が実際になくなってしまったというのは、先ほどの台帳を含めて調査をしているということでまだ分からないということですか、件数は、ということでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 貸付けを行った1件1件について、今個別に整理をしていただいておりますので、現在調査中ということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、ただいま議題となっております議案第64号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第65号の提案説明をいたします。

議案書6ページをご覧ください。

議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、決算書305ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億4,536万6,589円、歳出総額、同額でございます。歳入歳出差引額ゼロ円、実質収支額もゼロ円となっております。

決算書306ページ、307ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入のページでございます。

款の合計につきまして、名称、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を朗読することにより、説明といたします。

なお、ゼロ以外の数字のみを申し上げることとし、予算現額と収入済額との比較の部分は比較と省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、調停額1,331万160円、収入済額1,166万6,160円、収入未済額164万4,000円、比較91万4,160円。

2 款使用料及び手数料、調定額6,832万3,757円、収入済額6,561万2,590円、収入未済額271万1,167円、比較193万590円でございます。

3 款国庫支出金、調定額3,060万円、収入済額3,060万円、比較ゼロ円。

4 款県支出金、調定額160万円、収入済額160万円、比較10万円でございます。

5 款繰入金、調定額1億8,590万2,799円、収入済額1億8,590万2,799円、比較637万8,201円の減でございます。

6 款繰越金、比較のみ申し上げます。マイナス1,000円でした。

7 款諸収入、調定額48万5,040円、収入済額48万5,040円、比較マイナス1,960円です。

8 款村債、調定額4,950万円、収入済額4,950万円、比較60万円のマイナスでした。

歳入合計、予算現額といたしまして 3 億4,940万3,000円、調定額 3 億4,972万1,756円、収入済額 3 億4,536万6,589円、不納欠損額の合計はゼロ円です。収入未済額435万5,167円、比較403万6,411円の減です。

続きまして、308ページ、309ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳出の部分でございます。

こちらも款の合計について、名称、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較を朗読することにより、説明とさせていただきます。

1 款総務費、支出済額1,451万154円、不用額22万2,846円、比較22万2,846円でした。

2 款建設費、支出済額 1 億799万2,941円、不用額128万6,059円、比較128万6,059円でした。

3 款管理費、支出済額3,920万3,205円です。不用額252万2,795円、比較252万2,795円です。

4 款公債費、支出済額 1 億8,366万289円、不用額4,711円、比較4,711円でした。

歳出合計といたしまして、予算現額は 3 億4,940万3,000円、支出済額 3 億4,536万6,589円、翌年度繰越額はゼロ円でした。不用額403万6,411円、比較403万6,411円でした。

それから、決算書310ページから319ページまでは事項別明細書に関する内容となっておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

また、320ページは財産に関する調書で、321ページは地方債目的別現在高、借入先別現在高となっておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決下さいませようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 42ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計。

決算額は、歳入歳出ともに 3 億4,500万円、形式収支、実質収支、単年度収支、いずれもゼロ円でございます。

収支の状況は下の表のとおりでございます。

歳入でございますが、収入済額は 3 億4,500万円、調定に対する収入率は98.75%です。収入未済額は435万5,000円、前年と比較すると、収入済額は7,100万円、収入未済額は27万6,000円それぞれ減少

しております。

次のページの款別歳入決算状況を見ていただくと、国庫支出金が3,900万円、村債が3,900万円、前年から減少しております。これが主なものだと思います。

収入未済・滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施、関連調書の整理は適切に行われていることを確認しました。収入未済額は435万5,000円で、前年と比較して27万6,000円減少しております。特別滞納整理班をつくって徴収に取り組んでおくことにより、前年度と比較して収入未済額が縮減したことは評価することはできます。しかし、過年度分の下水道使用料については、収入未済額は増加しております。現在の徴収取組を点検の上、効果的な取組により収入未済額の縮減に努めていただきたい。

歳出でございます。

支出済額は3億4,500万円、最終予算に対する執行率は98.84%、不用額は403万6,000円でございます。前年と比較すると、支出済額は7,100万円、不用額は1,227万7,000円、それぞれ減少しております。

歳出の決算概要は下のとおりです。

次に、抽出審査でございます。

消費的事業で一般経費を審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認しました。投資的事業については、2－1工区管渠築造工事、2－4工区舗装復旧工事の投資的事業について書面審査を実施、いずれも適切に執行されていることを確認しました。また、同事業については現地踏査を実施し、いずれの事業も契約事項は適切に履行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変いい監査の結果、審査の結果だったのではないかと考えております。

金額についてはお尋ねするところはないんですが、主要な成果の中の145ページ、2番の下水道供用関係ということで、今回、計画変更の委託をしたということで面積は増えた。令和2年4月1日の工事のときに、見方ですけれども、供戸数がこの方々が下水に入っていると。供用予定戸数とかというのは捉えているんでしょうか。その捉えているのは水洗化戸数ということで考えればいいんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 主要な施策成果説明書におけます145ページ、こちらのほうでいうところの水洗化予定戸数ということでしょうか。

公共下水道のほうは、言うまでもなく都市計画下水道、また用途地域内の戸数、世帯、こちらのほうを網羅する下水道、これが原則となっております。そのために用途地域内の人口を取り入れなさいと。ただ、面積等で申し上げますと、用途地域内の人口面積よりもその他の、これは専門用語でにじみ出しと言っているんですけども、にじみ出しの面積人口等のほうが多くなっております。

いずれにせよ、用途地域のほうの人口戸数、こちらを網羅するのが公共下水ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第7 議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第66号の提案説明をさせていただきます。

議案書7ページをご覧ください。

議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書は323ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億515万9,486円、歳出総額、同額でございます。歳入歳出差引額ゼロ円、実質収支額ゼロ円でございます。

続きまして、324ページ、325ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入の部分でございます。

款の合計につきまして、名称、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を朗読することにより、説明といたします。

なお、ゼロ以外の数字のみを申し上げ、予算現額と収入済額との比較のことにしましては比較と省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、調定額770万円、収入済額770万円、比較242万9,000円。

2 款使用料及び手数料、調定額3,567万9,303円、収入済額3,524万8,309円、収入未済額43万994円、比較89万8,309円。

3 款県支出金、調定額1,915万5,000円、収入済額1,915万5,000円。

4 款繰入金、調定額1億2,139万1,369円、収入済額1億2,139万1,369円、比較マイナス618万8,631円です。

5 款繰越金、比較のみでございます。マイナス126万6,000円。

6 款諸収入、調定額16万4,808円、収入済額16万4,808円、比較マイナス5,192円です。

7 款村債、調定額2,150万円、収入済額2,150万円、比較マイナス90万円でした。

歳入合計といたしまして、予算現額は2億1,019万2,000円、調定額2億559万480円、収入済額2億515万9,486円、収入未済額43万994円でした。比較マイナス503万2,514円。

続きまして、326ページ、327ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳出でございます。

こちらも款の合計につきまして、名称、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較を朗読することにより、説明とさせていただきます。

なお、朗読につきましては数字のあるところのみ、予算現額と支出済額の比較につきましては比較と申し上げさせていただきます。

1 款総務費、支出済額1,072万4,420円、不用額37万9,580円、比較37万9,580円。

2 款管理費、支出済額9,191万6,902円、不用額464万4,098円、比較464万4,098円。

3 款公債費、支出済額1億251万8,164円、不用額8,836円、比較8,836円でございます。

歳出合計といたしまして、予算現額2億1,019万2,000円、支出済額2億515万9,486円、翌年度繰越額はゼロでございました。不用額503万2,514円、比較503万2,510円でございます。

それから、決算書の328ページから337ページまで、こちらは事項別明細書に関する内容となっておりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

また、338ページは財産に関する調書、それから339ページにつきましては地方債目的別現在高、借入先別現在高となっておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、46ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに2億500万円でございます。形式収支、実質収支はゼロで、単年度収支は126万5,000円の黒字でございます。

歳入でございますが、収入済額2億500万円に対し調定の収入率は99.79%、収入未済額は43万1,000円でございます。前年度と比較すると、収入済額は2,500万円増加、収入未済額は19万7,000円減少しております。

収入未済・滞納整理についてでございますが、滞納整理の実施、関連調書の管理は適切に行われていることを確認しました。収入未済額は43万1,000円で、前年と比較しますと19万7,000円減少しております。重点的な滞納整理などの徴収取組により、前年度と比較して全科目の収入未済額は縮減したことは評価するところであります。引き続き、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

歳出でございます。

支出済額は2億500万円、最終予算に対する執行率は97.61%、不用額は503万3,000円でございます。前年度と比較しますと、支出済額は2,500万円、不用額は23万3,000円、それぞれ増加しております。

歳出決算概要、款別の歳出決算状況は表のとおりでございます。

抽出審査は一般管理費について審査を実施しました。適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

続いて、決算書341ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億1,125万9,034円、2、歳出総額1億1,112万564円、3、歳入歳出差引額3万8,470円、5、実質収支額、同額でございます。

続いて、342ページ、343ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款事業収入、調定額5,274万4,360円、収入済額5,062万1,124円、収入未済額212万3,236円、比較11万3,876円の減。

2款使用料及び手数料、調定額7,500円、収入済額、同額です。比較500円。

3款繰入金、調定額6,002万8,037円、収入済額、同額です。比較674万9,963円の減。

4款繰越金、調定額34万6,191円、収入済額、同額です。比較191円。

5款諸収入、調定額25万6,182円、収入済額、同額です。比較7,182円。

歳入合計、予算現額1億1,811万5,000円、調定額1億1,338万2,270円、収入済額1億1,125万9,034円、収入未済額212万3,236円、比較685万5,966円の減でございます。

続いて、344ページ、345ページをご覧ください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額の比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額5,163万8,293円、不用額505万2,707円、比較、同額です。

2款事業費、支出済額5,958万2,271円、不用額34万1,729円、比較、同額です。

3款予備費、不用額150万、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億1,811万5,000円、支出済額1億1,122万564円、不用額689万4,436円、比較、同額でございます。

なお、346ページから353ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、354ページが財産に関する調書です。

以上、令和2年度榛東村学校給食事業特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 49ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入1億1,100万円、歳出1億1,100万円となっております。形式収支、実質収支ともに3万8,000円でございます。単年度収支は30万8,000円の赤字となっております。

収入済額は1億1,100万円、調定額1億1,300万円に対して98.13%の収入でございます。収入率は98.1%、収入未済額は212万7,000円となっております。前年度と比較すると、収入済額は879万8,000円、収入未済額は50万1,000円、それぞれ減少しております。

歳入の決算概要は下の表のとおりでございます。

収入未済・滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施、関連帳票の管理が適切に行われていることは確認しました。収入未済額は212万3,000円で、前年と比較すると50万1,000円減少しております。継続的な滞納整理によって、複数年にわたって収入未済額は縮減していることは評価するところであります。引き続き、収入未済額の縮減に努めていただきたいと思います。

歳出について申し上げます。

支出済額1億1,100万円は最終予算に対して執行率94.16%、不用額は689万4,000円となっております。前年と比較すると、支出済額は849万円、不用額は542万円、それぞれ減少しております。

抽出検査は学校給食センター運営費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上です。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5 番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

学校給食会計ということで、まずは決算書の354ページ、物品というところございますけれども、自動ショートフードスライサー、コンベクションとかということなんですが、冷凍庫とかそういった主だったものというのはなぜ乗っていないのかということと、普通自動車は1台しかないと書いてあるんですけれども、3校に満遍なく給食を運んだり、回収したりしていると思うんですけれども、これが事故があったときはどのような対応をするのか。給食が間に合わないようなことはないのかということ、そういうときには役場の車で運ぶとか様々な危機管理が行われる準備があるのかということ、物品の観点からです。

あと、1問目の3問目は347ページの消費税の還付金というのが23万4,177円ございますが、支払消費税、もらうほうの消費税と差があったということでございますけれども、ちょっとこの消費税の支払いについて説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） まず、354ページの財産に関する調書ということで物品ということになっておりますが、これにつきましてはいわゆる調書として上げるルールに従って上げておりますものですので、今ここで何がどうということについてはお答えするということはできないかなというふうに思います。その基準に従って載せておるということになるかと思います。

2つ目になります。普通貨物自動車1台での対応ということで、ご質問ございました。

昨年度のことでないんですが、今年度実際に故障ということがございました。その際につきまして、対応を少し説明させていただきます。故障した際にどのようにしたか、今回上げ下げする昇降機というんですか、そこがちょっと壊れてしまったということで、2週間程度使えないということがございました。その際の対応としましては、応急的な措置としましてはいわゆるレンタカー会社から同様の貨物自動車を借りたということがまず1点。

もう一点につきましては、事業者が委託事業者入っておりますが、委託事業者の他の施設で不要というんでしょうか、余剰の貨物自動車ございましたので、それをお借りして急場をしのいだということでございます。その間に修繕をして、学校への配送については特段問題はございませんでした。

3点目の消費税に関しては、ちょっと今ここで資料等を持ち備えておりませんので、また後日の決算審査委員会等でご説明申し上げたいと考えています。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） あと、全体と総括ということでございますから、事業費の不用額が大変大きかったと。これはコロナ禍で学校休みのときの給食の食材という考え方なんでしょうか。そうすると、休みが終わってから随分たったので、不用額、補正でできたのかなと思うんですけども、具体的にはこの不用額というのはどんな考え方なんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 給食における不用額につきましては、なかなかいろんな状況が変化する中で見込みがつかないというところもありますので、途中で補正するというよりは、年度末のところまで状況を見ながら執行していくとそんなような形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は9ページをご覧ください。

地方自治法第233条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算書355ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

1、歳入歳出総額3,176万3,429円、2、歳出総額2,880万5,676円、3、歳入歳出差引額295万7,753円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、決算書356、357ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の各欄についてゼロ以外の数値を順に朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款事業収入、調定額3,176万2,573円、収入済額、同額でございます。比較276万2,573円増です。

2 款財産収入、調定額856円、収入済額、同額です。比較8,144円減。

3 款繰越金、比較1,000円の減。

4 款諸収入、比較20万円減。

歳入合計でございます。

予算現額2,921万円、調定額3,176万3,429円、収入済額3,176万3,429円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ円、比較255万3,429円です。

次に、358、359ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の各欄につきましてゼロ以外の数値を順に朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,421万5,556円、不用額13万8,444円、比較、同額でございます。

2 款管理費、支出済額459万120円、不用額26万5,880円、比較、同額でございます。

歳出合計、予算現額2,921万円、支出済額2,880万5,676円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額40万4,324円、比較40万4,324円でございます。

なお、360ページから363ページまでは、歳入歳出事項別明細書でございます。364ページが財産に関する調書でございます。

以上、雑駁ではございますが、令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、52ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計。

歳入は3,176万3,000円、歳出2,880万6,000円で、形式収支、実質収支はともに295万7,000円、単年度収支も295万7,000円で行いました。

決算収支の状況は以下の表のとおりでございます。

収入済額3,176万3,000円は、調定額に対して収入率は100%、不納欠損、収入未済はともにござい

ませんでした。前年と比較しますと、収入済額は67万4,000円増加している状況でございます。

歳出について申し上げます。

支出済額は2,880万6,000円で、最終予算に対する執行率は98.62%、不用額は40万4,000円となっております。前年と比較して、支出済額は228万3,000円、不用額は107万6,000円、それぞれ減少している状況でございます。

抽出審査については、維持管理費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第68号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第10 議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第69号について提案説明をさせていただきます。

議案書10ページをご覧ください。

議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書のページは365ページでございます。

タイトル、会計報告書でございます。

こちらのほう記載のとおりでございます。1、概況、総括的事項、予算及び決算に係る議会議決等事項、職員に関する事項、記載のとおりでございます。

366ページ、2、工事の部分も同様でございます。記載のとおりでございます。

それから、367ページ、3、業務でございます。

(1) 業務内容の(イ) 業務内容のうち主なものについて申し上げますと、給水人口が1万4,481人、給水件数が5,840件、新規加入件数が87件、総配水量216万1,249立米となっております。

また、右に移りまして、総有収水量168万2,007立米、有収率77.8%でございます。ちなみに、この有収率につきましては、昨年度はこちらの欄が71.8%であったわけですが、令和2年度中に6ポイントもの改善がなされたことになります。

また、同じページ中ほどの(2) 事業収支に関する事項ですが、こちら表の中でございます左側、経常利益5,219万503円、右側の欄の中、当期純利益も同額となっております。また、供給単価、左下ですけれども、138.33円、右側、給水原価116.08円、いずれも1立米、つまり1立方メートル当たりでございます。

最も下、(3) 一時借入金に関する事項、令和2年度は一時借入れはございませんでした。

翌ページ、368ページになります。

(4) 番、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する事項では、流用はありませんでした。

(5) 番、たな卸資産の購入に関する事項、こちらは水道量水器のことですが、記載の126万490円を執行しております。

(6) その他の事項ですかですが、特定収入に係る使途の特定先ですが、記載の特定収入がございました。例えば消火栓維持管理収益といたしましては、一般会計から183万7,000円をいただいております。

それから、4番、会計ですが、(1) 主要契約の要旨は、該当事項ございませんでした。

(2) 企業債の概況は、記載のとおりでございます。今年度末残高は合計2億7,689万2,343円となっております。

続きまして、369ページ、A4横をご覧ください。

令和2年度榛東村上水道事業会計決算報告書でございます。

まず、上のほうの(1) 収益的収入及び支出のうち収入でございます。

款の合計を述べさせていただきます。

第1款水道事業収益、予算額合計3億2,233万2,000円、決算額3億1,986万8,829円、予算額に比べ決算額の増減マイナス246万3,171円でございます。

続いて、下段の支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額合計2億7,940万3,000円、決算額2億6,602万5,839円、繰越額ゼロ円、不用額1,337万7,161円ございました。

370ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。

第1款資本的収入、予算額合計1,643万6,000円、決算額1,685万4,000円、予算額に比べ決算額の増減41万8,000円でした。

下段、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額合計6,329万4,000円、決算額5,922万8,192円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額406万5,808円でございます。

なお、表の下段に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,237万4,192円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額153万7,897円及び過年度分損益勘定留保資金4,083万6,295円にて補填をしておりますことを申し上げます。

371ページ、A4の縦に戻ります。371ページをご覧ください。

損益計算書、令和2年4月から令和3年3月のものがございます。

下から数字でいきますところの3行目、5,219万503円、こちらが先ほど申し上げました経常利益でございます。それから、もう1行下の当年度純利益も同額と損益計算書となっております。

続きまして、372ページ、373ページが剰余金計算書でございます。説明は省略させていただきます。

374ページ、375ページをご覧ください。

貸借対照表です。令和3年3月31日付のものです。

左側、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、33億3,361万6,697円です。

右側、負債の部では、負債合計が16億2,676万8,374円となっております。

また、376ページ、資本の部で、下の数字2行目、資本合計は17億684万8,323円で、負債資本合計は33億3,361万6,697円となっております。

続きまして、377ページ、378ページにつきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。379ページは、キャッシュフロー計算書でございます。380ページ、381ページは、収益費用明細書、同じく382、383につきましては、資本的収入支出明細書となっております。384、385ページは、企業債明細書です。最終ページ386ページは、固定資産明細書でございます。いずれも説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございましたが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、73ページをお開きください。

地方公営企業法第30条の第2項の規定により、榛東村長から審査に付された令和2年度榛東村上水道事業会計決算について、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。

審査の期間は、令和3年7月27日でございます。

審査の方法、村長から送付を受けた決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないかを確認し、また予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて関係職員から直接説明を受けるとともに、聞き取りし、審査を行いました。審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかについて、特に意を用いて行いました。また、例月現金出納検査及び定期監査結果について、本審査の参考としました。

なお、現金、有価証券等の残高については、例月現金出納検査及び定期監査において確認を行いました。

審査の結果、村長から送付を受けた決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査の概要でございますが、業務実績、当年度における給水人口は1万4,481人で、前年と比較して111人減少しております。給水件数は5,840件で、前年と比較して98件増加しております。総配水量は216万1,000立米、前年と比較して14万立米減少、総有収量は168万2,000立米、前年と比較して2万9,000立米増加しております。また、有収率は77.8%で、前年と比較して6.06ポイント増加しております。

業務概要は表のとおりでございます。過去5年間の流れを見ていただきたいと思います。

施設整備の状況でございますが、当年度における主な事業は配水管の布設工事であります。なお、林道北谷地・大藪線の配水管布設工事については書面審査及び現地踏査を実施し、予算及び関連事務は適切に執行されていることを、また契約事項が適切に履行されていることを確認いたしました。

次に、予算の執行状況でございます。

収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の決算額は3億1,900万円、予算に対して収入率は99.24%、収益的支出の決算額は2億6,600万円、予算に対して執行率は95.21%、前年と比較して、収入は全体で586万9,000円の増加、支出は全体で776万5,000円減少しております。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。

資本的収入の決算額は1,685万4,000円で、予算に対し収入率は102.54%、資本的支出は決算額5,922万8,000円、予算に対して執行率は93.58%、不用額は406万6,000円で、前年と比較して収入全体で1,685万4,000円増加、支出は全体で540万7,000円減少しております。

経営成績でございます。

当年度の総収益は2億9,500万円、前年に比較して275万1,000円増加、総費用は2億4,300万円で、前年と比較して1,242万9,000円減少でございます。総収益から総費用を引いて、金額はプラスとなっ

て5,219万1,000円の純利益が生じております。

当年度及び前年度の損益計算書は、以下の表のとおりでございます。

次に、営業的収益及び費用でございます。

営業収益は2億3,500万円で、前年と比較して392万3,000円増加、営業費用は2億3,700万円で、前年と比較して1,165万6,000円減少しておる状況でございます。

次に、財政状況でございますが、資産合計は33億3,300万円、前年比較して592万8,000円の減少でございます。負債は合計で16億2,676万8,000円、前年と比較して5,812万円の減少でございます。当年度の資本は、資本金が11億2,561万1,000円で、剰余金が5億8,100万で、合計17億684万8,000円となっており、前年と比較して5,219万1,000円増加しておるところでございます。

当年度と前年度の貸借対照表は、右のとおりでございます。

次に、企業債の状況でございます。

当年度に発行をした企業債は500万円、償還は2,993万8,000円したことで、当年度における償還残は2億7,689万2,000円でございます。

また、水道料金に係る未収金の状況でございます。

当年度末における水道料金に関する未収金は2,505万3,000円、前年と比較して246万5,000円減少しております。なお、当年度においては、不納欠損処分はございませんでした。

次に、審査意見を申し上げます。

当年度における業務実績を見ると、前年度と比較して給水人口、総配水量それぞれ減少しております。給水件数は増加しておる現況でございます。経営成績を見ると、当年度の総収益は2億9,558万7,000円、総費用は2億4,339万6,000円で、前年と比較して総収益が275万1,000円増加、総費用は1,242万9,000円減少しております。純利益は、その結果5,219万1,000円、前年度と比較して1,518万1,000円の増加でございます。

当年度の有収率は77.83%で、前年度と比較して6.06ポイント増加しております。前年から数値は大幅に改善していることは認めるところでございますが、全国と同規模団体の平均値80.51%とはまだ乖離しております。この原因として、施設等の老朽化による漏水、不明水などによるものと考えられるが、水道水がより有益に活用されるよう、有収率の向上の対策を早急に講じていただきたい。

投資的事業については、老朽化に伴う施設改修及び配水管布設替えの実施は今後も不可避である。今後、投資的事業が増加していくことが予想される。これらの事業を実施するには多額の費用を要することから、計画的かつ効果的な事業の実施が求められます。

水道料金に関わる未収金については、前年度と比較して246万5,000円減少しております。継続的な取組により未収金が縮減したことは認めるところでありますが、過去からの未収案件も散見されます。水道料金収入は上水道事業収益の根幹をなすものでありますので、水道料金を確実に徴収することが事業の健全運営に当たって不可欠であり、効果的な徴収対策を幅広く検討の上、未収金の縮減に取り

組んでいただきたい。

上水道事業は、民間企業の会計基準により近いものとなっております。会計指標等を注視し、独立採算による公営企業として、収益の確保及び効率的かつ効果的な投資を行いながら経営の健全化を進めていただきたい。また、災害等の不測の事態の際には、上水道は生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインとなる。確実かつ安定した施設管理はもとより、これを支える水道技術管理の継承及び人材確保にも取り組んでいただきたいと思います。

上水道事業の広域化などの水道事業を取り巻く状況や水道需要も変化しております。昨今、安心、安全かつ良質な水道が今後も安定供給されることを望み、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま上下水道課長、監査委員会のご説明があり、改善していると喜ばしいことかと思えますし、また水道料金の未収金の状況というのが年度単位で追っていきますと三角の200ということで、大変すばらしい滞納整理を一丸となってやったのかなと、大きな数字だなと思っております。

その中で審査意見にもございました総費用が1,242万9,000円減少しているというのは、事前から言っていた不明水との供給単価等のいろいろ関連もあると思うんですが、私、一般質問でしたときに減少していると、有収率から6ポイントということしっかりここで監査で書かれているんですけども、総費用が減るとこのポイントが上がるというようなことだったのかなと。単純にメインは漏水等で不明水が出てきているのかなと。費用が下がれば不明水相当の量も減ってくるということなのかなと、今、監査委員の説明を聞かせていただいて思っているところですが、不明水と費用の関係について説明できる場所があったらお願いします。ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 今の中島議員から、監査委員の決算審査意見のほうも含めまして改善いただいたということ、その辺に関します質問かと思えます。また、総費用が減っているから有収率ということなんですけれども、総費用はもちろん費用の話なんですけど、ここでは有収率の話をさせていただきます。

先ほど申し上げました決算書で申し上げますと367ページのところなんですけど、私、先ほど説明の中

でこの表には書いていないんだけど、昨年よりも6ポイント改善がなされているよ、これが有収率、367ページの右上の表、77.8%と書いてある有収率のところで触れさせていただきました。こちらのほう、有収率（B/A）と書いてあるんですけども、こちらが総有収水量B、それを総配水量Aで割ったものでございます。こちらのほうは77.8であったと。こちらのほうが正式には監査書によりますと77.83、こちらが昨年のデータで申し上げますと71.77であったということでございまして、大幅な改善が見られたということでございます。

これ有収率についてのお話なんですけれども、それから中島議員からのお話、総費用というところなんですけれども、こちらは供給やら給水の単価のほうに影響するものでございまして、当然総費用が減れば1件当たりの単価のほうも一部減る。ただ、相対的な例えば固定資産やら大きい資産に関しましては変わりがないので、あまり変動ないんですけれども、例えば電気料とかであったりすれば減る要素になりますので、有収率を上げることはもとより、総費用等も減らすことも全体として経営を安定させていく間違いなく一助になると思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いろんな改善がされたと、経理上も改善がされているのではないかなと思っていますところですが、主要な成果の64ページ、新幹線揚水機場電気使用料、これで9月にいろいろ議論させていただいた、議員になって初めて皆さんの先輩議員のお話を聞きながら議論させていただいたんですが、11月から前年比でみんな三角になっているんですけども、実際の水道の電気代がかかったのかかからないのか、かかったけれども新幹線の基金のほうから充当されていないんだよというように見えるんですけども、具体的に電気料というのは特に前年と比較して減っているということではないということですかね、決算上。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 主要施策の成果説明書64ページのことかと思います。こちらのほうはご覧のとおりいわゆる新幹線湧水、上越新幹線榛名トンネル、こちらのほうに湧水が榛東村2か所ございます。そちらのほうから上げているやら、あとその他関連の井戸から今度は井戸を上げている、それから今度はその井戸を各榛東村上位部に対しまして貯水池等に上げておるこれらの電気代を一覧化したものでございます。

こちらのほう一般会計のほうにも関連がございますので、決算審査特別委員会のときに改めてご説明するということでよろしいでしょうか、議長。

○議長（小山久利君） はい。

5番。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） そういったことでご説明いただければと思います。

最後、３問目でございます。

決算書の367ページ、新規加入件数というのが87件というご説明いただきました。申請時に及ぶような大変多い数字でございますけれども、ほとんどが住宅もしくは新しい事業所かとは思いますが、99. 幾つの給水率というようなことありましたから、申し込まれたものは全て受けているという考え方ですよということ。

あまり遠すぎて個々で対応してくれというようなことは、今はないのかどうかというところ、受入れ、榛東村へ来たら水道は快く受け入れられるんだという数字なのかどうか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 決算書367ページの上段の表です、新規加入件数87件、中島議員おっしゃられましたとおり昨年度中のことはすみません、そこまで深く接していなかったんですけれども、今年度見ておりましてご新規の方、非常に多くて、個人の方もいらっしゃる、ご新宅の方もいらっしゃるんですけれども、開発等がまだまだやむ気配ございません。ちなみに、１年前のこの87件のところは昨年は92件でございました。それなので、まあまあ高止まりしているのかな、まだまだ新規加入件数は多いのかなと感じております。

また、ご質問にありましたとおり、新規で断った例は近年ないと聞いております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第69号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第 1 1 議案第 7 0 号 令和 2 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案70号の提案説明をさせていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について。

令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金5,219万503円を建設改良積立金の積立てとして処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料では1ページとなりますが、このまま議案書11ページをはぐっていただいて、議案書12ページにてご説明をさせていただきます。

令和2年度榛東村上水道事業剰余金処分計算書でございます。

地方公営企業法では、毎年度生じた利益の処分は議会の議決を経て行わなければならないと定めております。決算書では、未処分利益剰余金として計上されておりました5,219万503円を議会の議決により建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の残高を12ページの表にありますとおり2億2,956万5,958円にしようとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、ただいま議題となっております議案第70号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 報告第5号 令和2年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第13 報告第6号 令和2年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（小山久利君） 日程第12、報告第5号 令和2年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第13、報告第6号 令和2年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については関連がございますので、一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第12及び日程第13を一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第5号 令和2年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。

議案書につきましては53ページ、それから議案参考資料につきましては80ページ、お願いいたします。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これの第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず初めに、実質赤字比率、この比率につきましては普通会計で求めるものでございまして、本村におきましては一般会計、それから住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支額が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求めることになります。この3会計の実質収支につきましてはいずれも黒字であり、つまり赤字は生じていないということでありますので、数値は算出されず「－」、該当なしというふうになっております。

続きまして、連結実質赤字比率、この比率につきましては本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、令和2年度の全会計におけます実質収支額はいずれも黒字またはゼロでございまして、こちらも赤字は生じておらず「－」、該当なしとこのようになっています。

次に、実質公債費比率、この比率につきましては一般会計等が支出いたしました公債費はもちろんでございますが、繰出金等で一般会計が実質的に負担いたしました全会計、特別会計や公営企業会計、それから一部事務組合への負担金、これを含めての公債費などの標準財政規模に対する比率でございまして、過去3年間の平均値で表しますが、こちらは9.3%という比率が算出されてございます。

最後に、将来負担比率ですが、この比率は将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率で求めます。こちらにつきましても、負担額を上回る充当可能基金が今村にはございますので、数値は算出されず「－」、該当なしとこのようになっています。

以上の1つでも表に記載されております早期健全化基準、これ以上になった場合は議会の議決を経て財政健全化計画とこういうものを定めることになっております。

続きまして、報告第6号の令和2年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、こちらを説明させていただきます。

決算書は54ページ、それから議案参考資料につきましては81ページ、お願いいたします。

こちらも地方公共団体の財政の健全化に関する法律、こちらは第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合で求めることになります。対象となります会計は、上水道事業会計のほか公共下水道事業、農業集落排水事業、太陽光発電事業、これら3特別会計でございまして、いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は算出されず「－」、該当なしとこのようになっています。

以上、説明申し上げましたとおり、令和2年度決算における一般会計、特別会計、企業会計につい

て、国が定めております財政の健全化は十分に保たれております。

また、監査委員の審査意見につきましては、令和2年度榛東村決算等審査意見書の91ページに財政の健全化に関する審査が、それから92ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ記載されております。

以上、報告終わります。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。



◎日程第14 報告第7号 債権の放棄について

○議長（小山久利君） 日程第14、報告第7号 債権の放棄についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第7号 債権の放棄について説明申し上げます。

議案書は55ページ、それから議案参考資料につきましては82ページ、お願いいたします。

榛東村債権管理条例第14条第1項の規定を適用し、昨年、令和2年度中に村が放棄いたしました債権について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

放棄した債権は、防災行政無線施設の維持管理費で件数は90件、金額は8万9,500円であります。平成24年度まで各家庭年額1,000円、前期500円、後期500円でしたが、負担していただいていたものの未収分でございます。時効となりましたので、昨年度、榛東村債権管理条例第14条第1項第1号の規定を適用し、当該債権を放棄したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま債権の放棄ということで、債権管理条例の2条1項、村の債券、金銭の給付を目的とする村の権利ということでございましたけれども、これ以外にも債権を有していると午前中からやってきたと思うんですけれども、なぜこれだけ、時効ということですが、執行停止等の手続をしなかったということでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 本件につきましては、債権管理条例第11条の規定に基づきまして、平成30年9月に徴収停止処分としております。そこから1年以上経過したということで、今回、債権放棄を行ったというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） その徴収停止、第11条の何号といいましょうか、なぜ徴収停止ができるか、村長がご決断したからできたというだけでしょうか。ほかに該当するような村の債権というのはないんでしょうか。村長が特別にこれだけしたということでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回、この防災行政無線の維持管理費を債権管理条例第11条の第3号、債権金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められたときということで徴収停止を行ったというところ、今回というかそれは平成30年ですけれども、に徴収停止を行ったということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今回報告ということで、今後もこのような積極的に榛東村債権管理条例を使って徴収停止を行って、速やかに改善をしていくものがあるのではなかろうかと思えますけれども、今後これが適用されるようなことは想定がありますか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村にご指摘のとおりいろいろ債権ございます。それぞれ債権の種類というんでしょうか、性質ごとにそれぞれ判断をされていくというふうに考えております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を3時15分といたします。

午後2時55分休憩

午後3時13分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程第 15 議案第 71 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第71号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第71号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の主な改正内容は、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正議案分は議案書13ページから、新旧対照表は議案参考資料の3ページからとなります。説明については議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料2ページをお願いいたします。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご容赦いただければと思います。

第24条は、個人の村民税の非課税の範囲の改正に伴う改正で、均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し同様とするものです。

施行日は、令和6年1月1日となります。

第34条の7は、個人の村民税の寄附金控除の改正に伴う改正で、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを行うものです。

施行日は、令和4年1月1日となります。

第36の3の3は、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う改正で、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しによるものです。

施行日は、令和6年1月1日となります。

なお、字句の整理等による改正部分は、公布の日から施行となります。

関係法令予算措置については、ご覧のとおりです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第71号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第 16 議案第 72 号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第72号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第72号の説明をいたします。

議案書17ページ、参考資料は9ページでございます。議案参考資料により説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止をされたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義規定を改めるとともに、支給対象となる範囲を国家公務員に準じ改めようとするものでございます。

この条例の施行につきましては、附則において公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5 番中島由美子議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 1 問だけ、予算措置が令和3年度一般会計予算において措置済みということですが、現状3月までに補正等は不要だろうという考えでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） この感染症防疫作業手当につきましては、昨年ですか、この手当そのものが新たにコロナ特例という部分が創設されてございます。したがって、予算措置は当初予算で措置済みということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第72号

については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 17 議案第 73 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第73号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第73号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案参考資料は11ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ2億6,425万円を増額し、総額を64億8,399万4,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして債務負担行為の設定、第3条で地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては、当初課税による村税の増額、地方交付税、地方特例交付金の交付額の確定、前年度繰越金の増額などでございます。

歳出におきましては、学童保育所の建設費の計上、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額などをお願いするものでございます。

続いて、議案書23ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

環境衛生対策一般経費で、来年度分のごみ袋製造卸業務の準備を進めるため、1,623万4,000円の債務負担をお願いするものでございます。

続いて、24ページ、お願いいたします。

第3表、地方債補正、臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正でございます。借入限度額を2億7,000万円から2億2,391万1,000円に変更するものでございます。

続いて、議案参考資料のほうに移っていただきまして、15ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書、主だったものを説明させていただきます。

1款1項1目個人村民税、個人住民税でございますが、5,529万円の増、そしてその下、同じく1款2項1目固定資産税363万円の増。これらは当初課税の状況等によりまして、歳入見込額を増額するものでございます。

続いて、11款1項1目地方特例交付金246万7,000円の増及び次のページに移っていただきまして、

12款1項1目地方交付税1億9,306万8,000円の増。これらの増額は、説明欄にあるそれぞれの交付金につきまして本年度の算定が終わり、額の確定通知に伴う補正でございます。

そのページの一番下ですが、16款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,585万2,000円、それから次のページに移っていただきまして、16款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,566万8,000円ですが、この2つにつきましては、歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業の増に伴うものでございます。

その上にちょっと戻っていただきまして、16款2項2目民生費国庫補助金1,888万円のうち、説明欄で、子ども・子育て支援整備交付金1,790万6,000円の増は、学童保育所を新たに建設するための交付金でございます。

続いて、19ページに移っていただきまして、21款1項1目繰越金1億1,971万3,000円の増は、令和2年度からの繰越金でございます。

続いて、20ページ、お願いいたします。

22款4項5目雑入、2節民生費雑入145万7,000円は、昨年度国からの補助金を受けて交付金を支出したところでございますが、その中に補助対象外となる経費が含まれていたため事業者に当該金額を返還していただき、歳出予算で国庫補助に相当する分を国に返還するものでございます。

なお、この件につきましては、事業者に対し状況の確認、返還の説明等を行っていることを申し添えさせていただきます。

歳入最後ですが、23款村債の補正は、先ほど説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借入限度額が確定したことによる補正でございます。

続いて、歳出です。

22ページ、お願いいたします。

2款1項3目財政管理費8,000万円の増につきましては、決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てることとしておりますが、繰越金が当初の見込みより多かったため、減債基金積立金を増額するものでございます。同じく6目企画費11万円は、昨年、提訴されました榛東村エネルギー地域力向上経済循環創造事業補助金に係ります補助金返還命令無効確認事件、これについて訴えの取下げとなりましたので、清算となります弁護士委託料を計上しております。

続いて、27ページ、お願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金150万円は、新型コロナウイルス感染症対策で村内の保育所3園に交付するものでございます。同じく3款2項、今度4目学童保育費、14節工事請負費5,623万5,000円、これは南部第三学童の建設工事費でございます。

続いて、28ページ、お願いいたします。

4款1項2目予防費5,037万6,000円の増、そのうち新型コロナウイルスワクチン接種事業が4,841

万7,000円と多くを占めております。次の29ページにございます12節委託料のその他委託料のところを見ていただきまして、医療機関による個別接種の増、それから集団接種におけます医師等人件費の増、それから10月以降のコールセンター委託料等を計上しております。

続いて、31ページ、お願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費1,079万1,000円と、同じく4目橋りょう維持費413万6,000円は、当初予定していた工事箇所に関連工事が必要になったための増額でございます。

続いて、32ページ、お願いいたします。

9款1項2目消防施設費117万7,000円は、民地に設置している防火水槽につきまして、土地所有者からの依頼により撤去するものでございます。

続いて、33ページ、お願いいたします。

10款1項2目事務局費5,000万円の増は、複合施設の整備や学校等の修繕に充てるため、教育施設整備基金を積み増そうとするものでございます。その下、10款3項3目学校建設費86万9,000円の増は、中学校で特別支援学級が増える見込みであるため、改修工事のための設計費を計上しております。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま新型コロナウイルスワクチンの体制確保補助金というのが2,500万ほど国庫金で来るということでございました。国庫金100%のときは報告に代えていいよという委任をしておりますが、今回は100%じゃないのかということを1点お聞かせください。その内容はどれとどれなのかということをちょっと教えてください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、最初にお尋ねのときの国庫補助金100%のときは専決云々のところですが、これ1件であればたしかに専決、ただそれもしてもいいよで別なので、しなくていいわけですし、ほかの補正予算と一緒にものですからわざわざ別にせず、今回の9月補正で一括して提案したところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そういった健全な考え方をしていただくと、機会があれば専決でなくて出

していただけるということは、議員みんなで議論できていい予算になるんじゃないかならうかと思います。大変いい考え方で、感謝します。

そして、2問目なんですけれども、議案参考資料の29ページ、また委託料ということでコールセンター委託料が1,400万ございますけれども、このコールセンター委託料ということですが、会社に委託するのは国庫金であれば構いませんけれども、電話をするときに電話料を払うというやり方もありますけれども、今0120でただの場合もあると。村民の皆さんに負担をかけないような国庫金補助100%の使い方ができるんじゃないかならうかと思うんです。

今回については、コールセンター委託料1,400万円、もしお使いになるのであれば、フリーコールが使える、ほかの自治体と同じように村民の皆さんが10.5円払わないような仕組みをお考えいただいたものかどうか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） このコールセンターの委託料につきましては、今現在9月末までの契約になっておりますので、10月以降、当初の国の考えでは2月までの接種期間ということがありましたので、2月までの期間で一応計上をさせていただいております。ただ、接種率が説明をさせてもらっているとおり大分進んでおりますので、これをそのまま全部使うかどうかというところはあと3回目とかいろいろ出ておりますので、そういったところも見据えて一応2月まで計上させていただきましたが、これを全て使うかどうかはまた今後の流れの中で検討していくところでございます。

それから、コールセンターの電話料ということでございますが、ほかの自治体のようにということで、その点がどちらの自治体のところを指されているか分からないんですけれども、渋川吉岡の管内の中で統一したということではないんですが、一緒に検討しながらのところと同じ条件で今回も一応計上はさせていただいてあります。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 他の市町村と連携ということですが、やはり今はないですけれども、高齢者の65歳以上を考えるとやはり収入がほかより少ないと。所得か、所得が少ないというような現状もご理解といいましょうか、ご賢察されまして、コールセンターイコールやっぱりフリーというのを榛東村から発信していただいて、吉岡の方も渋川の方もリードしていただけるような状況というのが好ましいと思っていますが、まだ全部使うとは限らないということでどこからでも切り替える、東京都の小池さんのように順次変えていただければありがたいなということで終わります。回答いいです。

○議長（小山久利君） 質疑を行っていただきましたので。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） じゃ、回答してください。そういうふうに検討していただけますか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） これから打合せのところでございますので、ご意見として伺って参考にさせていただきます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第73号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 18 議案第 74 号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第74号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第74号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は25ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ613万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,639万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料45ページをお願いします。

主要事項について説明をいたします。

まず、歳入です。

1款1項一般被保険者国民健康保険税ですが、こちらは国民健康保険税本算定後の保険税の見込みにより増額をするものでございます。

5款1項保険給付費等交付金ですが、説明欄で、保険給付費等交付金の普通交付金496万1,000円の減は、こちらは主なものとしましては前年度、群馬大学病院の返還金による減額と一般被保険者療養費の増額の見込みによるものです。群馬大学病院の返還金によりまして、約626万円ですが、こちらが普通交付金と相殺し減額となるためでございます。次の特別交付金ですが、こちらは前年度の追加交付と本年度の交付見込みによる増額でございます。

次の7款2項の国民健康保険基金繰入金ですが、こちらは主に保険税の増と、それから前年度繰越金によりまして基金繰入金を減額するものでございます。

次の46ページをお願いします。

8款1項前年度の繰越金ですが、こちらは3,389万9,000円は前年度の繰越金でございます。

9款1項の延滞金です。補正額300万円の増、こちらも滞納整理により増額が見込まれるための増額でございます。それから、9款2項の保険給付費等交付金返還金473万8,000円の増でございますが、こちらは令和3年2月の保険給付費療養給付費分として概算払いしました保険給付費等交付金の精算によりまして国民健康保険連合会、国保連から返還されるものでございます。

続きまして、47ページ、歳出でございます。

2款1項一般被保険者療養費です。補正額130万円の増は、保険者間調整及び補装具分の療養費が当初より多く見込まれるため、増額をお願いするものです。

次に、49ページをお願いします。

7款1項償還金及び還付加算金の補正額484万4,000円は、その中の説明欄にあります保険給付費等交付金償還金ですが、こちらは先ほど歳入で申し上げました令和3年2月の保険給付費療養給付費分で概算払いしたものの返還されたものを精算によりまして県へ返還するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第74号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第19 議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第75号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書は28ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ814万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億

6,406万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料で説明いたします。53ページをお願いします。

まず、1款1項の介護保険料です。説明欄にあります特別徴収保険料224万2,000円と普通徴収保険料49万円は、介護保険料本算定後の保険料の見込みによりまして増額をするものです。

次の3款1項2目の地域支援事業支援交付金ですが、説明欄にありますとおり地域支援事業支援交付金の過年度分として前年度実績に基づき精算した結果、交付金の不足額を追加交付されるものでございます。

次の7款2項の介護給付費準備基金繰入金です。補正額2,336万5,000円の減ですが、こちらは主に介護保険料の増と前年度繰越金により基金繰入金を減額するものでございます。

次の8款1項繰越金です。補正額2,771万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、次のページ、54ページをお願いします。

歳出でございます。

5款1項償還金及び還付金ですが、2目の国県支出金の償還金です。補正額814万8,000円は、前年度の実績に基づき精算した結果、国庫及び県費支出金と支払基金交付金の超過額を返納するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第75号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第20 議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の31ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ615万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,424万円とするものです。

議案参考資料では55ページから59ページに資料が添付されておりますが、説明はこのまま議案書でさせていただきます。議案書の32ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

4款1項繰越金、補正額615万円の増です。これは令和2年度の決算額前年度繰越金を計上するものでございます。

続いて、33ページをご覧ください。

同じく第1表、歳入歳出予算補正の歳出です。

1款1項総務費、補正額615万円の増です。これは令和2年度決算額615万円を一般会計へ繰り出すための予算を計上するものです。

以上で説明といたします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第76号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第21 議案第77号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第77号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第77号の提案説明をいたします。

議案書は34ページをまずご覧ください。

議案第77号でございます。令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）となっております。

次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万1,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,961万2,000円とするものでございます。

引き続き、参考資料63ページにて説明を申し上げます。

まず、こちら歳入といたしまして、5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金を420万1,000円増額するものでございます。

参考資料64ページ、歳出の1つ目として、1款総務費、1項総務費、1目総務費、26節公課費に計上されておりました消費税及び地方消費税150万円に490万円を加え、計640万円にしようとするものです。これは前年度の消費税納付額が確定したことに伴い中間納付額が確定し、また本年度の消費税の精査を行ったことによるものでございます。

続いて、歳出の2つ目として、4款公債費、1項公債費、1目元金、22節償還金を2万円減額し、同じく2目利子、22節償還金を67万9,000円減額しようとするものでございます。こちらは予算編成時にはまだ確定していなかった令和2年度分の借入金額及び借入利子の確定に伴うものでございます。

以上、説明終わります。ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第77号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第22 議案第78号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第78号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第78号の提案説明をいたします。

議案書37ページをご覧ください。

議案第78号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次に定めるところによるとなっております。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,046万5,000円とするものでございます。

続きまして、参考資料68ページにてご説明を申し上げます。

歳入といたしまして、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金を32万5,000円増額するものでござい

ます。

続きまして、参考資料の69ページ、歳出といたしまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、22節償還金を63万7,000円増額し、同じく2目利子、22節償還金を31万2,000円減額しようとするものでございます。これは予算編成時にはまだ確定していなかった令和2年度分借入金額及び借入利子の確定に伴うものでございますが、元金につきましては県等との協議により償還期間30年を対象施設の耐用年数であります15年までとして借り入れることとなったため、つまり償還期間が半分になりましたので、元金返済額は増額となっております。

以上、説明終わります。ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

先ほど公共下水道事業で消費税というのが490万円ありましたけれども、農業集落排水事業にも消費税があるんだろうと思いますけれども、当初予算で十分足りていたということでございましょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 中島議員のご発言のとおりでございます。当初予算にて足りるとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第1号) について

○議長（小山久利君） 日程第23、議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書40ページ、また議案参考資料は70ページとなります。議案参考資料のほうでご説明申し上げます。

趣旨・目的でございますが、歳入予算について、款項の区分ごとの金額を補正するものとして歳入予算でございます。

3款1項一般会計繰入金を3万7,000円減じるとともに、4款1項繰越金を3万7,000円の増とさせていただきます。これにつきましては、昨年度の収入未済額のうち、今年度の出納閉鎖までの間にお支払いいただいた給食費3万7,000円を繰越金として繰り入れるとともに、一般会計からの繰入金を同額減じるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

コロナ禍で配膳が給仕ができないでメニューが変わっていたというようなことで、2学期始まって9月からいろんな方法で副担任とかが給仕してくれるというようなことを聞いておりますが、そういったためにかかる費用みたいなものは学校給食の特別会計のほうで持つ必要はないですか。別に費用はなくスムーズに行けるということであれば、もっと早くできたのかなとも思うんですけども、とりあえずは今費用が要らないということでもいいでしょうか。

○議長（小山久利君） 今回の補正関連の……

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 補正が出てこないから、9月から変わると……

○議長（小山久利君） 出てこなければ、出てこないで。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） だから出てこないでいいでしょうかと聞いているんだから。

○議長（小山久利君） 今回の補正に関しての質疑を行ってください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第２４ 議案第８０号 令和３年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第１号) について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第80号 令和３年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第１号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第80号 令和３年度榛東村太陽光発電事業特別会計
補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

議案書は42ページをご覧ください。

令和３年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）について、歳入歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ295万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,116万円と
するものでございます。

以下、説明につきましては議案参考資料76ページにてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

３款１項１目１節繰越金295万8,000円、こちらは前年度の決算により295万8,000円の繰越額が出た
ため、歳入として見込むものでございます。

続きまして、歳出でございます。

77ページをご覧ください。

１款１項１目27節繰出金、こちらは一般管理費として一般会計へ繰り出すための金額295万8,000円
を計上するものでございます。

以上で、議案第80号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしく
お願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第80号
については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第２５ 議案第８１号 令和３年度榛東村上水道事業会計補正予算（第２号）
について

○議長（小山久利君） 日程第25、議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第81号の提案説明をさせていただきます。

議案書45ページをご覧ください。

議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算（第2号）は次に定めるところによろって、提案をするものでございませう。なお、詳細につきましても、参考資料79ページにてご説明申し上げます。A4の横でございませう。

収益的収入及び支出のうち、まず上段、収入のところでは。

1款水道事業収益、2項営業外収益、5目消費税等還付金、1節消費税等還付金に180万円を加えるものでございませう。これは後ほど支出の項目で説明をいたします支払消費税のうち、中間納付額と確定納付額の差額が還付される見込みでありまして、これを歳入補正するものでございませう。

次に、収益的収入及び支出のうち、支出の説明をいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、2節委託料に計上しておりました2,200万円を減額するものです。これは当課で使用しております上水道使用料と経理を担います水道総合システムが本年10月に更新時期を迎えまして、この開発委託料として計上されていたものですが、委託料ではなくその全額をリース料、つまり賃借料として支出することとなりましたので、減額補正をするものでございませう。

続いて、1款水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税、1節公租公課費に計上した当年度分消費税及び地方消費税納付見込額を430万円増額しようとするものです。これは消費税等の中間納付額は前年度の納付額に応じて支払いをするわけなんですけう、今回の場合ですと、前年度の納税額に対して4分の3に相当する金額を本年度に納付することとなっており、前年度の納付額が確定したことに伴いまして増額補正を今回お願いするものでございませう。

以上、説明終わります。ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第81号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第26 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第26、陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情綴の一覧表により付託を行います。

陳情第3号 全国青年司法書士協議会会長、阿部健太郎氏からの陳情のあった「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」、陳情第4号 群馬司法書士会会長、長谷川洋氏から陳情のあった「養育費確保のための支援制度創設を求める要望書」、陳情第5号 沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表、具志堅隆松氏から陳情のあった「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」については、資料配付といたします。

陳情第6号 群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎氏から陳情のあった「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時6分散会

令和 3 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 6 日 (木)

令和３年第３回榛東村議会定例会会議録第３号

令和３年９月１６日（木曜日）

議事日程 第３号

令和３年９月１６日（木曜日）午前９時開議

- 日程第 １ 議案第 6 0 号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ２ 発委第 ６ 号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 ３ 議案第 6 1 号 令和２年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ４ 議案第 6 2 号 令和２年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ５ 議案第 6 3 号 令和２年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ６ 議案第 6 4 号 令和２年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ７ 議案第 6 5 号 令和２年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ８ 議案第 6 6 号 令和２年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ９ 議案第 6 7 号 令和２年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6 8 号 令和２年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 6 9 号 令和２年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 7 0 号 令和２年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 13 議案第 7 1 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7 2 号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 7 3 号 令和３年度榛東村一般会計補正予算（第５号）について
- 日程第 16 議案第 7 4 号 令和３年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 17 議案第 7 5 号 令和３年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 18 議案第 7 6 号 令和３年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 19 議案第 7 7 号 令和３年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 20 議案第 7 8 号 令和３年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 21 議案第 7 9 号 令和３年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第１号）について

- 日程第 2 2 議案第 8 0 号 令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 8 1 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第 2 5 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 6 号について
- 日程第 2 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 1 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 8 2 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号）について

追加日程第 2 発委第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

追加日程第 3 発議第 4 号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議

出席議員（１０名）

1 番	齊 藤 将 史 君	3 番	三 俣 実 君
4 番	波多野 佐和子 君	5 番	中 島 由美子 君
6 番	生 方 勇 二 君	7 番	善養寺 孝 君
8 番	蜂 巢 實 君	9 番	小野関 治 義 君
10 番	清 水 健 一 君	11 番	小 山 久 利 君

欠席議員（２名）

2 番	須 田 仁 美 君	12 番	南 千 晴 君
-----	-----------	------	---------

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企画財政課長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	山 口 誠 一 君
建 設 課 長	狩 野 宏 記 君	上下水道課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君	代表監査委員	岩 崎 唯 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

第2日目に引き続き、南千晴議員及び須田仁美議員が欠席ですので、本日の出席議員は10名です。
地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎日程第1 議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

9番小野関治義議員。

〔決算審査特別委員会委員長 小野関治義君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小野関治義君） 決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、本委員会に付託されました議案第60号 令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、8日の2日間にわたり、村長、議長をはじめ、執行及び委員出席の下、慎重に審査を行いました。

7日は、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、産業振興課、会計課、議会事務局のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、防災無線やふるさと納税などについて質疑がありました。また、農業関係については、担い手不足が懸念される中、新規に農業経営改善計画により認定農業者として新たに7人の農業者が認定されるとともに、前年度と比較して、農業用機械等購入補助金が大幅に増大し活用されていることから、引き続き制度の周知と効果的な補助金交付について求める意見がありました。

8日は、健康保険課、建設課、上下水道課、教育委員会事務局の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、地域自殺対策緊急強化事業や学校情報機器整備事業等について質疑がありました。また、紙おむつ給付事業について、福祉の増進及び利用者の負担を軽減する目的から、引き続き事業の継続を要望する意見がありました。

採決の結果、賛成多数により本委員会は令和2年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定いたしました。

委員会終了後に、委員長、副委員長において審査内容の整理を行い、委員会として次の3点について

て改善要望事項をまとめました。

改善要望事項１点目、コロナ禍において、先が見えない生活やストレスにより精神面の不調を訴える住民に対して、村の電話相談「しんとう健康ダイヤル24」をはじめ、国や県が実施している各種相談事業の周知を図ること。

２点目、農業後継者及び農業の担い手に対し、引き続き、認定農業者制度の周知を図り、機械購入等補助制度の活用促進に努めること。

３点目、学校情報機器整備事業によって購入した端末機器は、デジタル教科書としての利用のほか、コロナ禍による臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖等があった場合において活用できる体制の整備を図ること。

以上改善要望事項とし、委員長報告といたします。

令和３年９月16日、決算審査特別委員会委員長、小野関治義。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

５番中島由美子議員。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） 令和２年度の決算の認定に当たり、反対の立場で討論いたします。

令和２年度に行われた上野原地内の環境調査につきましては、既に平成28年に大同特殊鋼株式会社鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所といたしまして、榛東村大字上野原４番地の平成23年榛名カントリークラブ跡地造成工事等が対象箇所と決められて、既に大同特殊鋼と村では、必要があればそのような調査、処理についての基本協定が締結されております。本来であれば、その費用はこの基本協定で村の貴重な税金を投入すべきではないということで、今回の令和２年度の決算の認定に反対いたします。

○議長（小山久利君） ほかに、賛成の討論はございますか。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

令和２年度決算等審査意見書において審査の結果、当該決算書は、地方自治法第233条ほか関係法令に準拠して作成されており、その係数は関係諸帳簿その他証書、書類を照合した結果誤りがなく、

かつ予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められると報告されており、監査委員の意見を十二分に尊重しなければなりません。

よって、令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算については認定すべきであり、賛成討論といたします。

○議長（小山久利君） ほかに、反対の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第60号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成８人。賛成多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第２ 発委第６号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（小山久利君） 日程第２、発委第６号 令和２年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望事項について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

◎日程第３ 議案第６１号 令和２年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第３、議案第61号 令和２年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

蜂巣文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

８番蜂巣實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 議案第61号 令和２年度榛東村国民健康保険特別会計

歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第61号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

国民健康保険税の収納状況について質疑があり、令和2年度は不動産の売却により高額な滞納繰越分の収納があったが、令和3年度以降は収入未済額の増加要因となる現年分収入未済額と減少要因となる滞納繰越分徴収額が同程度で推移していく厳しい状況が予想されることから、さらなる徴収対策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第61号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第4 議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第62号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

コロナ禍における事業の実施状況について質疑があり、要因の特定は困難であるが、被保険者数の1人当たりの医療給付費は増加しているとの答弁がありました。

審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第62号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第63号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

認知症サポーター等養成事業について質疑があり、子どもから大人まで幅広く事業を理解してもらうため、教育委員会とも連携して実施していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第63号 令和2年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第6 議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第64号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第64号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第7 議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第65号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第65号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第8 議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第66号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第67号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

食材の地産地消の取組について質疑があり、前年と比較して榛東産の割合は増加している。今後も積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和３年９月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

５番中島由美子議員。

〔５番 中島由美子君発言〕

○５番（中島由美子君） ただいまの委員長報告の中で、地産地消についてのご発言がございました。その内容について、もう少しご説明をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩といたします。

午前９時３１分休憩

午前９時３２分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

８番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） ただいまのご意見に対して説明申し上げます。

榛東村の農家の現状を見まして、後継者不足や、そして農家の収入減少、そして担い手不足等の関係もありまして減少しているわけでございますけれども、榛東産の野菜等を十分これから取り入れて、農家の発展、さらなる榛東村の野菜を給食に取り入れながら新鮮な野菜を提供していくということでお願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第67号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第10 議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第68号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第68号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告

のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第 1 1 議案第 6 9 号 令和 2 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7 番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第69号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

決算において剰余金が発生した要因について質疑があり、職員が経費の縮減や未収金の収納強化等に懸命に取り組んだ結果であるとの説明がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第69号 令和2年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第12 議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第70号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第70号 令和2年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決す

ることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 13 議案第 71 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第71号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7 番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第71号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第71号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第71号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 7 2 号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第72号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7 番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第72号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第72号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

改正内容の詳細説明を求める質疑があり、新型コロナウイルス感染症に係る当該政令が廃止されたことにより感染症の定義を改めるとともに、支給対象要件を明記するものであるとの説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第72号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員

長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 15 議案第 73 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第73号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7 番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第73号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第73号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

コロナワクチン接種に係るコールセンター委託料の増額補正予算について質疑があり、現在の予算は4月から9月までのものであり、今回の補正で2月までの分を追加するものであるとの説明がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

5 番中島由美子議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討

論をいたします。

この補正予算でコロナワクチン接種予約のコールセンターへの委託料が、1,484万4,000円が加えられて3,364万2,000円となります。あらかじめ村民に意向調査を行い、希望のあった村民に通知をすれば、村民が電話する労力も要らず、4月20日と5月10日などのコールセンターへの電話料の負担を村民にさせることもなかったと思います。これ以上のコールセンターへの予算投入を許すことはできません。ほかにも、委託料の説明において後日調査を行ったところ、説明に誤りと思われる疑義があったなど、本案に賛成することができないので反対いたします。

○議長（小山久利君） 賛成の討論はございませんか。

6 番生方勇二議員。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） 議案第73号について、賛成の立場から討論を行います。

歳入におかれましては、繰越金また普通交付税の増額、それから新型コロナ等の国庫補助金であります。また歳出においては、学童の保育士また今必要不可欠の新型コロナに対する対応、それと教育施設の整備に関わる経費でございます。これら全て必要なもので、十分必要な補正予算と認めて私は賛成といたします。

○議長（小山久利君） 反対の討論はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第73号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成8人。賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第74号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第74号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 議案第74号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第74号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巣實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第74号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前9時57分休憩

午前10時15分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第75号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第75号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8 番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第76号について、9月13日、201会議室において、執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第76号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第77号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第77号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第77号 令和3年度榛東村公共下水道事業

特別会計補正予算（第１号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る９月２日、当委員会に付託されました議案第77号について、９月９日午前９時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和３年９月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第77号 令和３年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第７８号 令和３年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第78号 令和３年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

７番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第78号 令和３年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第78号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第78号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第79号について、9月13日、201会議室において、

執行側から、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第79号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第80号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第80号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第80号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第80号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第80号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（小山久利君） 日程第23、議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、当委員会に付託されました議案第81号について、9月9日午前9時から、201会議室において、委員全員及び議長、執行側から、村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

消費税等還付金について質疑があり、中間納付額と確定納付額の差額を算出した結果、還付見込み

となったものであるとの説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第81号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第25、委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）を議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第26 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第6号について

○議長（小山久利君） 日程第26、総務産業建設常任委員会に付託の陳情第6号についてを議題といたします。

過日付託を行いました陳情第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、善養寺総務産業建設常任委員会委員長より、審査経過及び結果について報告を求めます。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和3年陳情第6号。付託年月日、令和3年9月2日。件名、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

9月9日、本委員会において審査した結果、コロナ禍により、今後地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面すると考えることから、群馬県町村議会議長会が提示する5項目全てについて、コロナ禍における令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、当該意見書を国の関係機関に提出することに賛同する。よって、本陳情は全員賛成により採択とする。

審査結果、採択。

以上です。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択でございます。

陳情第6号について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第28 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第30 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第30、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第27から日程第30までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第31 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第31、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会について報告いたします。

令和3年7月13日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、議案3件が上程されました。

議案につきましては、災害対応特殊はしご付き消防ポンプ自動車1台の取得、渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件でございます。

慎重審議の結果、各議案とも全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで、追加議案がございますので、暫時といたします。再開を11時といたします。

午前10時42分休憩

午前11時22分再開

○議長（小山久利君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたします。

◎追加日程第1 議案第82号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、議案第82号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、追加で提案させていただきました令和3年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

配付されております追加議案書、それから追加の議案参考資料ともに1ページでございます。

本日は、議案参考資料により説明をさせていただきます。

説明資料のほうをお願いいたします。

一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ2,567万8,000円を増額し、総額を65億967万2,000円とするものでございます。

続いて、歳出から説明させていただきます。

生活物資支援事業71万5,000円でございますが、コロナで濃厚接触者に認定され自宅待機となった方を対象に、おおよそ10日分の食料品や日用品等を届けるものでございます。平成27年10月に、村と災害時における応急生活物資供給等に関する協定を締結いたしましたコープ群馬を通じて、1人分1万5,000円相当の支援品を40セットのほか、乳幼児用、女性用等を準備いたします。対象となる方には、保健所を通じて案内をし、村職員が配達をする予定でございます。

続いて、感染症対策経営支援事業1,502万3,000円でございますが、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置等の影響で売上が減少した事業者を支援するため、助成金を支出いたします。国または県の同様の支援金、これらの支給対象となった事業者、村からも上乗せの支援を行おうとするもので、1事業者10万円、150事業者を見込んでおります。

続いて、予防費、一般経費994万円でございます。こちらでは、新型コロナワクチン接種対象外であります11歳以下の人に、インフルエンザの予防接種費用全額を補助するものでございます。今回の補正の財源といたしましては、国の臨時交付金996万8,000円と財政調整基金の繰入れを予定しております。

榛東村一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。ご審議の上お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案参考資料の5ページの18、感染症対策経営支援事業、国の上乗せということでございますが、既に昨年同様にやっているということですが、新たな国の補助金政策が打ち出されたということだと思っておりますので、その名称と具体的な内容の説明をお願いします。また、150事業者ということですが、その対象事業者は、飲食店とかいろいろあるかと思っておりますけれども、その内訳が大体分かったらお願いします。それと、これが財政調整基金から出てくるということで今回の追加議案となったと思いますが、どのような要望が村民から上がってきたかというその3

点を1問目で聞かせていただきます。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ご質問の中の3問目になるかと思いますが、財源のお話でございました。こちらのほうは私のほうで答えさせていただきます。

議案参考資料の5ページを見ていただきますと、そこに感染症対策経営支援事業というところが、合計で1,502万3,000円載っているんですが、その財源内訳のところを見ていただきますと、国・県支出金で996万8,000円、それから一般財源で505万5,000円というふうになっております。その、国県支出金の996万8,000円ですが、4月以降、それまでコロナにおけます事業者支援、これにつきましては都道府県が行うということで、国の臨時交付金も都道府県に交付されていたものでございます。8月におきまして、緊急事態措置、それからまん延防止等措置、これが全国的に広がった際に、この事業者支援におきまして、市町村においても行うようにということで臨時交付金の交付の内示が国からありました。それに基づきまして、村でも事業者支援が何かできるようなことはないかということをお考えまして、こちらの内容のものを提案させていただいたものでございます。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほど財政課長よりご説明させていただいた件に補足でございます。

県の事業につきましては、群馬県感染症対策事業継続支援金ということになりますが、こちらのほうで、1事業者当たり、法人の場合に最大20万円、個人の場合に最大10万円というものがございます。また、国におきましては、月次支援金ということで売上げ減少率が50%を超えた場合には国のほうの支援の対象になるというものでございますが、これらの支援事業を申請された方に対して、村の上乗せ分ということで10万円の交付を予定するものでございます。

なお、150件の考え方でございますが、昨年度行いました榛東村感染対策経営支援助成金での実績が261件ございました。そのうち、商業関係としてとりまとめているものが約100件、工場関係、工業関係ですね、それとその他ということで芸術関係の分野で事業をされている方、そういった方の事業等が約150件ほどございました。そういった実績、申請された内容を加味しまして150件相当ということで予算のほうを計上させていただいております。

なお、工業関係というものが全く対象にならないかといいますと、事業として飲食店を併用でされ

ているような場合は、場合によっては対象になるといったケースもあるかと思います。事案ごとにその辺は変わってくると思われますが、予算としては150件を想定させていただきました。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 2問目、お願いします。

地方創生臨時交付金の追加内示があったということでございますが、去年は去年で今年は今年ということで、去年はもらった方も、今年50%を切る月があれば、また対象になるという制度だということで認識してよろしいかが1点。

そして、あとは、先ほどの質問の中で、村民及び議員含めてどのような要望、今、内示のときに村もやるようにということだったということなんですけれども、特に村民からの強い要望というのは聞いていないのか、声があったのかということと、あともう一問は、去年261件で今回150件ということで100件少なくなっているんですけれども、緊急事態宣言が長引いていますけれども若干改善されているというふうに村はとっているのか、それとも、これから増えた場合には、さらなる補正予算が行われるということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

村民からの要望、村内の事業者さんからの要望ということで、支援の、方法の如何はございますが支援が何かできないかといったものはございました。また、議員がご質問されている内容の中で、今回群馬県が行っております支援金、また国のほうで行っている支援金につきましては、まん延防止もしくは緊急事態宣言下において飲食店を中心とする事業主体の方の支援というものでございます。そのため、建設業であるとか工事関係、あとは自動車の整備、そういった部分でのものというのは直接の対象とはなってございません。また、昨年度交付を受けた方が今年度受けられないかということにつきましては、今年度の対象はまん延防止並びに緊急事態宣言が発令されている期間ということで、昨年とはまた別の期間での申請というものでありますので、昨年度交付が認められたから今年も認められるかということは、確実に言えるものでもございません。実績に伴っての審査となります。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 先ほど、増えた場合は補助金が追加になるのかという回答がなかったように思いますけれども、3 問目、最後です。

需用費で71万5,000円、議案参考資料の5 ページの需用費、生活物資支援事業ということで、40世帯10日分ということでございますが、1 万5,000円ぐらいの日用品、食料であれば、村内のスーパーが何軒かございますけれども、村内の小売店でも対応できるのではなかろうかと思っております。コロナ禍ということもございますし、なかなか売上げが伸びていないところ、伸びているところも、これもある一つの支援だろうと思います。コープ群馬にする意味が見当たらないのではなかろうかなと思うんですけれども、まだ契約はされていないので、そこは検討していただいて、村内の、できたら該当する世帯の近くのお店から届けてもらうようなことはお考えできますでしょうか。

これで終わります。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、お答えがちょっと漏れてしまったようですが、国の臨時交付金996万8,000円がこれ以上増額になる可能性があるかということなんですが、今のところ、国のほうの事業計画ですと、この事業者支援というところで都道府県に2,000億円、市町村に対して1,000億円、これを各管内の事業者数で案分したものを配付すると。それが上限で事業を計画してくれという内示でございましたので、現在のところこの金額が上限でございます。ただ、コロナが、あまり望みたくはないですが、コロナがまだこれ以上影響が長引くようなことがあれば、国のほうも交付金等を増加する可能性もありますし、その際は増額になる可能性もございます。今の段階では、これが上限でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭の企画財政課長からの説明の中にもあったかと思うんですが、生活協同組合コープ群馬とは、災害時における応急生活物資供給等に関する協定書というのを平成27年10月1日に結んでおります。これは、見出しのとおり災害時におけるということなんですけれども、今回コロナ禍と、コロナの蔓延の状況というのも災害にも匹敵するだろうということで、この協定に基づいて協議をしてみたい結果でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけ質問させていただきます。

議案参考資料の一番最終ページ、予防接種の補助金についてですけれども、先ほど11歳以下の方、インフルエンザ全額負担ということで話が合ったんですけれども、12歳以上の方についての補助ということは、ないということよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 12歳以上の方については、今回は対象にしておりません。これを計上させていただきましたのは、ゼロ歳から12歳まではインフルエンザ2回接種ということで、子育て世帯の経済負担軽減を実施したいということと、ご存じのとおりゼロ歳から12歳の方にはコロナワクチン接種が今のところ制度で認定していないということで、打てないということで、コロナの脅威とインフルの脅威、この2つが懸念されるところでございますので、1つでも脅威を取り除いてやりたいということがございます。それと、本村の基本理念であります「子どもに夢を」ということで、この政策にのっとり実施したいということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番齊藤将史議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 飲食店の経営支援の件ですけれども。

○議長（小山久利君） 起立でマイクを立ててください。起立をお願いします。

○1 番（齊藤将史君） 飲食店の経営支援の件ですけれども、課長からは、国・県と榛東村の支援に関してはリンクしているような感じの発言があったんですけれども、それはリンクをしているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 今回、村で計画しております支援金については、国または県の支援金の申請をされた方、認められた方に対して、村に、認められた書類等を提示いただき、それを確認として支援をするというものでございます。このため、単体で榛東村に申請をいただいても、その方の審査は行いません。必ず県ないし国の支援金の審査を受けて認められた事案と、事業ということで手続を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） もう一点ですけれども、榛東村の支援事業に関しては早い者勝ちというような感があるんですが、その辺はどうなのでしょう。もし資金ショートした場合、新たな予算を組んでということになるのか、あるいは資金がなくなった時点で、もうこれは終わりということになるのか、どちらなのかというのを教えてください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議員のご質問の件でございますが、予定される件数150件、1 件当たり10万円ということで予算を計上させていただいております。また、ご質問の中に早いもの勝ちというご質問がありましたけれども、まずは県ないし国の申請をしていただいて認められた方ということになります。その前段には、各事業者さんの実績経営状況というのが重要視されるものでございますので、その中で確認をしていただいた上で手続をしていただき、認められたものが村のほうにまた提出されるという流れになるかと思われますので、その中で処理をさせていただきます。

また、今回の予算につきましては150件ということで予算のほうを要望させていただきましたが、予算が可決いただいた後、申請件数の状況によっては新たな補正等の検討もさせていただき、その際には議員皆様のご審議をいただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 安心いたしました。ありがとうございます。

新たな資金を出すということになると、我々議員に関してやはり補正予算というような形になると思いますので、その辺我々議員も協力をして、事業者の支援に滞りのないような形で引き続きやっていきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 答えは要らないですか。

○1 番（齊藤将史君） いいよ。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第82号については、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（小山久利君） 追加日程第2、発委第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

失礼いたしました。先ほど善養寺委員長より報告がございました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり意見書を関係機関宛てに提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は意見書を提出することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第3 発議第4号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議

○議長（小山久利君） 追加日程第3、発議第4号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番小野関治義議員。

〔9番 小野関治義君登壇〕

○9番（小野関治義君） それでは、発議第4号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおり、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会を設置する。

記

- 1、名称、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行に関する調査。
- 4、委員の定数、議長を除く全員。
- 5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができる。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第4号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第4号 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の設置に関する決議
について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午前11時55分再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど特別委員会を開催いたしました結果、委員長に清水健一議員、副委員長に小野関治義議員が
就任いたしました。

ここで、就任の挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の清水健一議員、よろしくお願いいたします。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） ただいま委員長に選任されました清水です。

この件をしっかりと調査していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小山久利君） 続きまして、副委員長、小野関治義議員、よろしくお願いいたします。

9番小野関治義議員。

〔9番 小野関治義君登壇〕

○9番（小野関治義君） 副委員長を仰せつかりました小野関です。

委員長をしっかり補佐してやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。
ここで、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

9月1日の開会以来本日までの16日間、3名の議員による一般質問、令和2年度決算認定や補正予算などについて、慎重審議の上議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

緊急事態宣言が延長される中、新型コロナウイルス感染症は次々と変異を重ね、第6波の到来も懸念されておりますが、私たちは引き続き感染予防を徹底し、一日も早い終息を願うばかりでございます。議員各位におかれましては、健康には十分にご留意され、榛東村のさらなる発展のため、なお一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。



◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和3年第3回榛東村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 蜂 巢 實